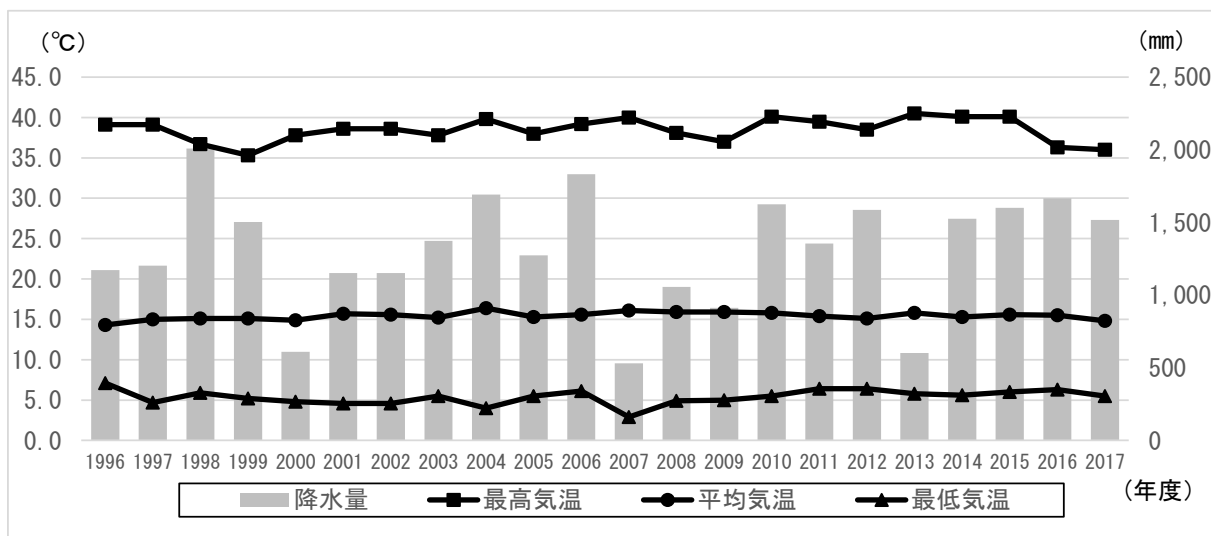


資料編

資料第1 「気温・降水量の経年変化」

(本文 I-4 頁)



資料：都立薬用植物園（～2015年）

東京都環境局 東京都水道局東村山浄水場（2016年～） 総務管財課

注1：2007年の降水量は、機器の故障により6～11月のデータが欠損している。

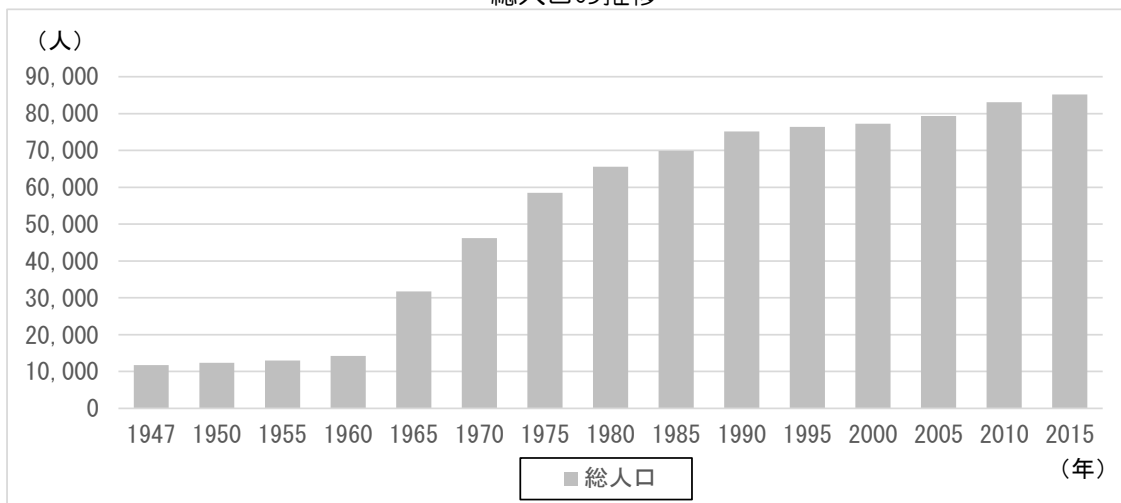
注2：2009年の9・10月は設備工事のためデータ欠損日がある。

注3：2013年の降水量は、機器の不備により7～11月のデータが欠損している。

資料第2 「総人口等の推移」

(本文 I-5 頁)

総人口の推移



資料：国勢調査

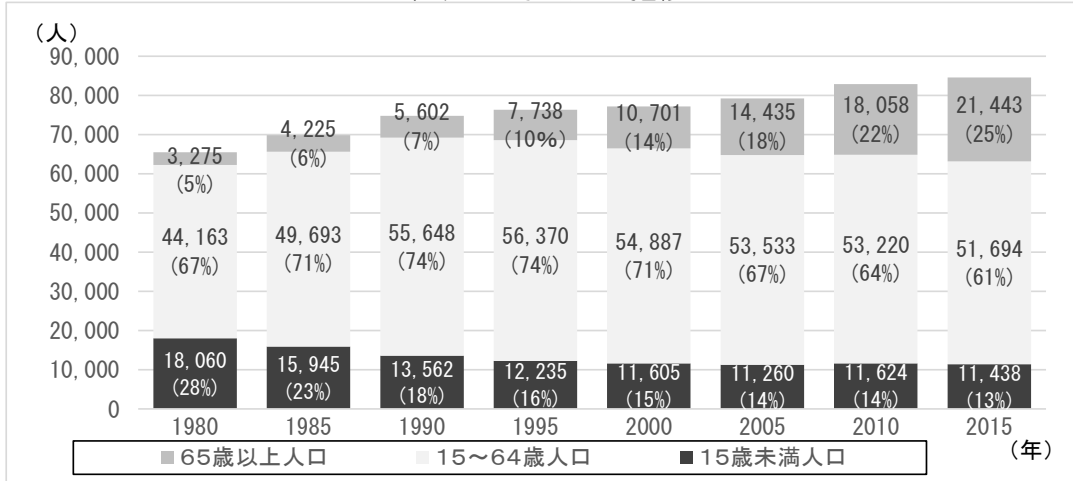
近年における総人口の推移

| 年 | 2013 | 2014 | 2015 | 2016 | 2017 | 2018 | 2019 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 人口(人) | 84,671 | 85,382 | 86,092 | 86,044 | 85,857 | 85,698 | 85,337 |

※各年4月1日の人口

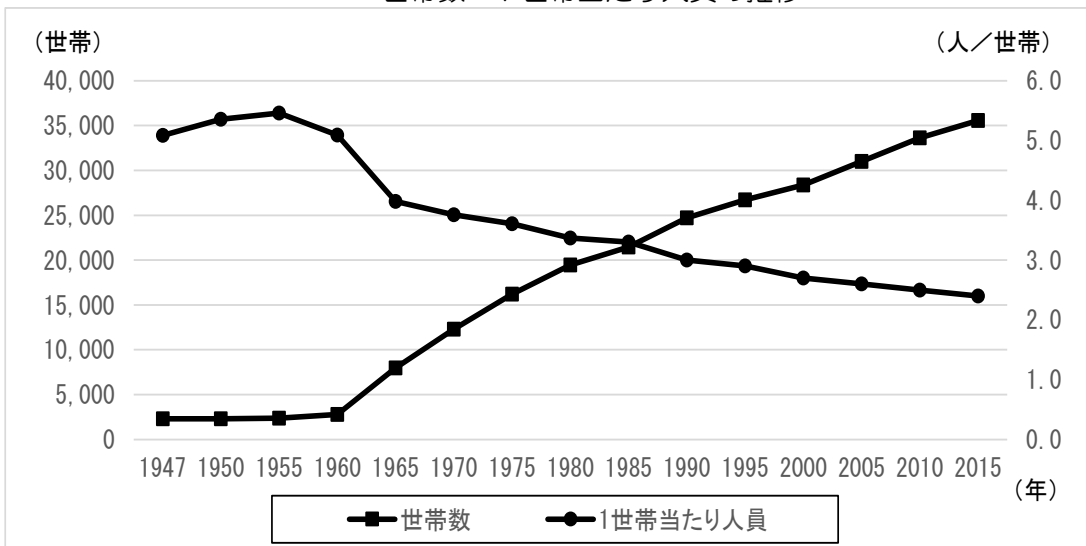
資料：統計東やまと

年齢3区別人口の推移



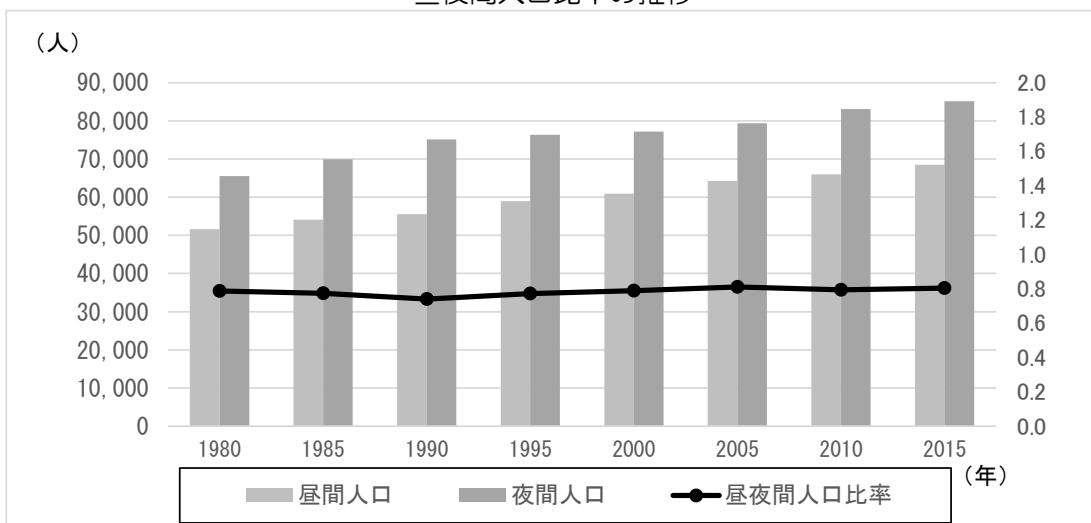
資料：国勢調査

世帯数・1世帯あたり人員の推移



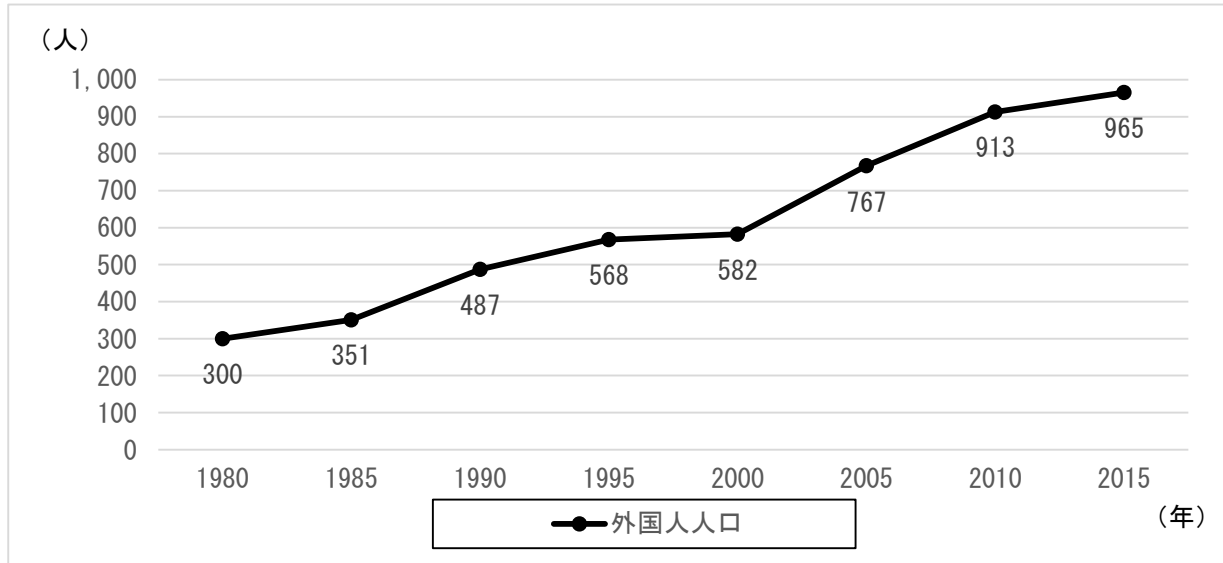
資料：国勢調査

昼夜間人口比率の推移



資料：国勢調査

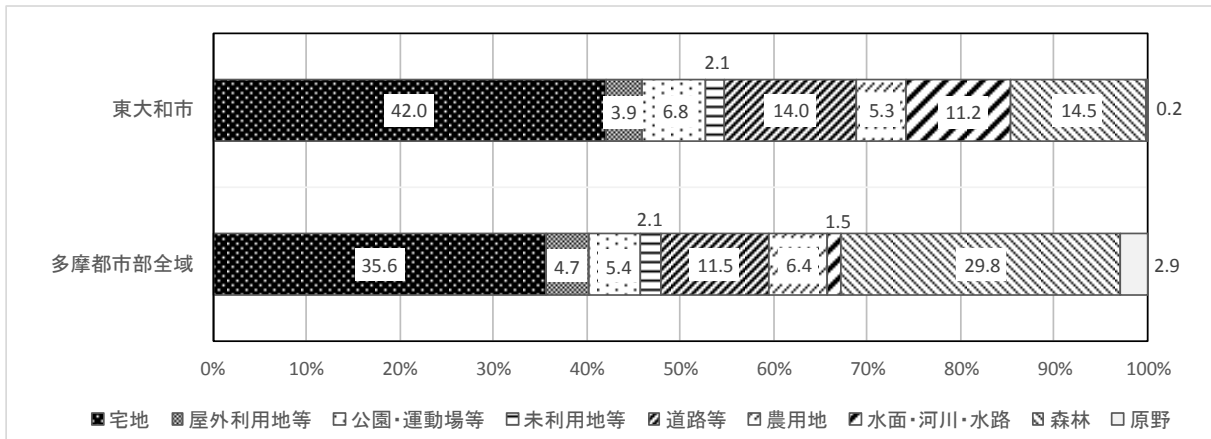
外国人人口の推移



資料：国勢調査

資料第3 「土地利用現況」(平成29年実施)

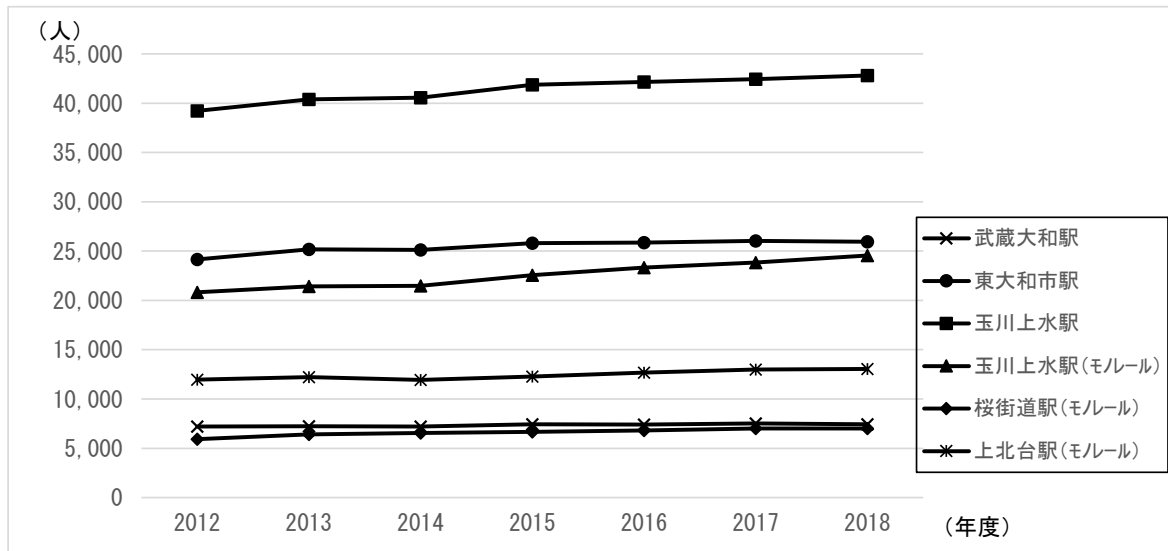
(本文I-5頁)



資料：「東京の土地利用 平成29年多摩・島しょ地域」より作成

資料第4 「駅別1日平均乗降客の推移」(平成30年度)

(本文I-5頁)



(単位:人)

| | | 2012 | 2013 | 2014 | 2015 | 2016 | 2017 | 2018 |
|-----------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 西武鉄道 | 武蔵大和駅 | 7,200 | 7,238 | 7,205 | 7,441 | 7,410 | 7,529 | 7,428 |
| | 東大和市駅 | 24,170 | 25,171 | 25,130 | 25,822 | 25,864 | 26,029 | 25,965 |
| | 玉川上水駅 | 39,225 | 40,393 | 40,571 | 41,861 | 42,159 | 42,441 | 42,827 |
| 多摩都市モノレール | 玉川上水駅 | 20,811 | 21,432 | 21,487 | 22,567 | 23,327 | 23,841 | 24,569 |
| | 桜街道駅 | 5,930 | 6,397 | 6,551 | 6,656 | 6,809 | 7,008 | 7,008 |
| | 上北台駅 | 11,959 | 12,209 | 11,938 | 12,289 | 12,669 | 12,994 | 13,040 |

資料第5 「地震に関する地域危険度測定調査（第8回）」

（東京都都市整備局 平成30年2月）（本文I-10頁）

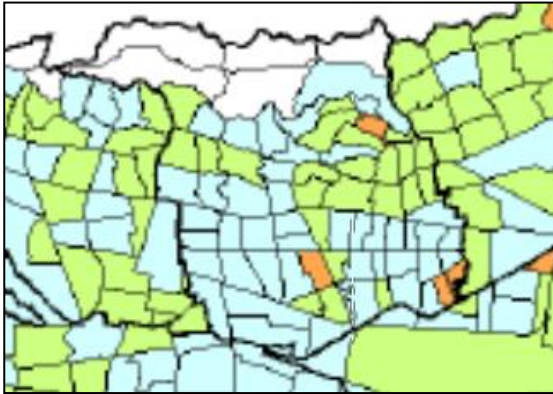
地域危険度

| | | | | | |
|------|----|---|---|---|----|
| ランク値 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| 危険度 | 低い | → | | | 高い |

町丁別地域危険度

| 町丁別 | 総合 | 建物倒壊 | 火災 | 活動困難 | 町丁別 | 総合 | 建物倒壊 | 火災 | 活動困難 | 町丁別 | 総合 | 建物倒壊 | 火災 | 活動困難 |
|-------|----|------|----|------|-------|----|------|----|------|------|----|------|----|------|
| 多摩湖 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 高木 3 | 2 | 1 | 1 | 3 | 中央 4 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 多摩湖 2 | 1 | 1 | 1 | 1 | 狭山 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 南街 1 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 多摩湖 3 | 1 | 1 | 1 | 1 | 狭山 2 | 3 | 2 | 1 | 3 | 南街 2 | 3 | 3 | 2 | 2 |
| 多摩湖 4 | 1 | 1 | 1 | 1 | 狭山 3 | 2 | 2 | 1 | 3 | 南街 3 | 1 | 2 | 2 | 1 |
| 多摩湖 5 | 1 | 1 | 1 | 1 | 狭山 4 | 2 | 2 | 2 | 3 | 南街 4 | 1 | 2 | 1 | 1 |
| 多摩湖 6 | 1 | 1 | 1 | 1 | 狭山 5 | 2 | 1 | 1 | 3 | 南街 5 | 2 | 2 | 3 | 2 |
| 芋窪 1 | 2 | 2 | 2 | 2 | 清水 1 | 2 | 2 | 1 | 2 | 南街 6 | 2 | 2 | 3 | 1 |
| 芋窪 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 清水 2 | 2 | 1 | 1 | 2 | 仲原 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 芋窪 3 | 2 | 2 | 2 | 2 | 清水 3 | 2 | 1 | 1 | 3 | 仲原 2 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 芋窪 4 | 2 | 2 | 2 | 2 | 清水 4 | 2 | 2 | 1 | 2 | 仲原 3 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 芋窪 5 | 2 | 2 | 2 | 2 | 清水 5 | 2 | 2 | 2 | 2 | 仲原 4 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 芋窪 6 | 2 | 2 | 2 | 2 | 清水 6 | 1 | 1 | 1 | 1 | 向原 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 蔵敷 1 | 2 | 2 | 2 | 2 | 上北台 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 向原 2 | 1 | 2 | 1 | 1 |
| 蔵敷 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 上北台 2 | 1 | 1 | 1 | 1 | 向原 3 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 蔵敷 3 | 2 | 2 | 2 | 2 | 上北台 3 | 1 | 1 | 1 | 2 | 向原 4 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 奈良橋 1 | 2 | 2 | 2 | 2 | 桜が丘 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 向原 5 | 2 | 2 | 2 | 1 |
| 奈良橋 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 桜が丘 2 | 1 | 1 | 1 | 2 | 向原 6 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 奈良橋 3 | 2 | 2 | 2 | 2 | 桜が丘 3 | 1 | 1 | 1 | 1 | 清原 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 奈良橋 4 | 2 | 2 | 2 | 2 | 桜が丘 4 | 1 | 1 | 2 | 3 | 清原 2 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 奈良橋 5 | 2 | 2 | 2 | 2 | 立野 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 清原 3 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 奈良橋 6 | 2 | 2 | 2 | 2 | 立野 2 | 1 | 1 | 1 | 1 | 清原 4 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 湖畔 1 | 2 | 2 | 2 | 2 | 立野 3 | 1 | 1 | 1 | 1 | 新堀 1 | 3 | 3 | 4 | 2 |
| 湖畔 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 立野 4 | 1 | 1 | 1 | 2 | 新堀 2 | 3 | 2 | 3 | 2 |
| 湖畔 3 | 2 | 2 | 2 | 2 | 中央 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 新堀 3 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 高木 1 | 2 | 2 | 2 | 2 | 中央 2 | 2 | 1 | 2 | 2 | | | | | |
| 高木 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 中央 3 | 1 | 1 | 1 | 1 | | | | | |

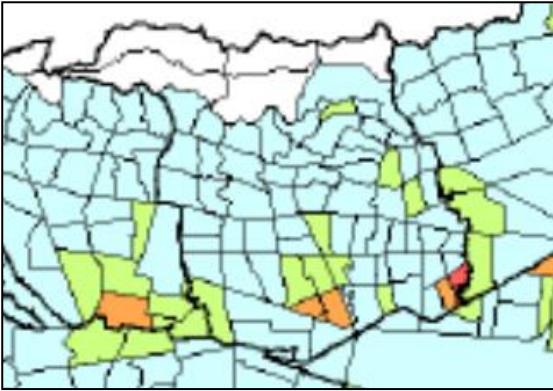
①総合危険度





②建物倒壊危険度








③火災危険度



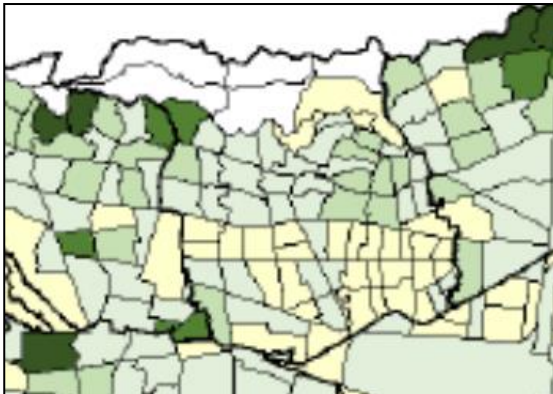
凡例

-  市区町村界
-  町丁目界



第8回総合危険度・建物倒壊危険度・火災危険度ランク

-  5 (1-85位)
-  4 (86-372位)
-  3 (373-1192位)
-  2 (1193-2840位)
-  1 (2841-5177位)






④災害活動困難度



凡例

-  市区町村界
-  町丁目界

第8回災害時活動困難度ランク

-  5 (1-85位)
-  4 (86-372位)
-  3 (373-1192位)
-  2 (1193-2840位)
-  1 (2841-5177位)

資料第6 「地域別出火危険度測定（第9回）」

（東京消防庁 平成29年4月）（本文I-10頁）

総合出火危険度

| | | | | | | |
|------|--|---|---|---|---|---|
| 危険度 | 低い → 高い | | | | | |
| ランク値 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |

町丁別出火危険度（冬の夕方）

| 町丁別 | 要因別出火危険度 | | | | | 木造 出火 危険度 | 非木造 出火 危険度 | 総合 出火 危険度 | 夏 昼 総合 危険度 |
|-------|----------|----------|-----|-----------|-----|-----------------|------------------|-----------------|------------------|
| | 火気 器具 | 電気 関係 | 工業炉 | 危険物 施設 | その他 | | | | |
| 多摩湖 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 多摩湖 2 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 多摩湖 3 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 多摩湖 4 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 多摩湖 5 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 多摩湖 6 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 芋 窪 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 芋 窪 2 | 1 | 1 | 1 | 1 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 芋 窪 3 | 1 | 1 | 1 | 1 | 3 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 芋 窪 4 | 2 | 1 | 1 | 1 | 4 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 芋 窪 5 | 1 | 1 | 1 | 2 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 芋 窪 6 | 1 | 1 | 1 | 1 | 3 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 蔵 敷 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 蔵 敷 2 | 2 | 1 | 1 | 1 | 4 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 蔵 敷 3 | 2 | 1 | 1 | 1 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 奈良橋 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 奈良橋 2 | 1 | 1 | 1 | 1 | 3 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 奈良橋 3 | 1 | 1 | 1 | 1 | 3 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 奈良橋 4 | 1 | 1 | 1 | 2 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 奈良橋 5 | 1 | 1 | 1 | 1 | 3 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 奈良橋 6 | 1 | 1 | 1 | 1 | 3 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 湖 畔 1 | 2 | 1 | 1 | 1 | 5 | 2 | 1 | 1 | 1 |
| 湖 畔 2 | 2 | 1 | 1 | 1 | 4 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 湖 畔 3 | 1 | 1 | 1 | 1 | 3 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 高 木 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 高 木 2 | 2 | 1 | 1 | 1 | 4 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 高 木 3 | 1 | 1 | 1 | 1 | 3 | 1 | 1 | 1 | 1 |

| 町丁別 | 要因別出火危険度 | | | | | 木造 出火 危険度 | 非木造 出火 危険度 | 総合 出火 危険度 | 夏昼 総合 危険度 |
|-------|----------|----------|-----|-----------|-----|-----------------|------------------|-----------------|-----------------|
| | 火気 器具 | 電気 関係 | 工業炉 | 危険物 施設 | その他 | | | | |
| 狭山 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 3 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 狭山 2 | 1 | 1 | 1 | 1 | 4 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 狭山 3 | 1 | 1 | 1 | 1 | 3 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 狭山 4 | 2 | 1 | 1 | 1 | 4 | 2 | 1 | 1 | 1 |
| 狭山 5 | 2 | 1 | 1 | 2 | 4 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 清水 1 | 2 | 1 | 1 | 2 | 4 | 2 | 1 | 1 | 1 |
| 清水 2 | 2 | 1 | 1 | 1 | 4 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 清水 3 | 2 | 1 | 1 | 1 | 4 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 清水 4 | 2 | 1 | 1 | 1 | 4 | 2 | 1 | 1 | 1 |
| 清水 5 | 2 | 1 | 1 | 1 | 4 | 2 | 1 | 1 | 1 |
| 清水 6 | 2 | 1 | 1 | 1 | 4 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 上北台 1 | 1 | 1 | 1 | 2 | 3 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 上北台 2 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 上北台 3 | 2 | 1 | 1 | 1 | 3 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 桜が丘 1 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 桜が丘 2 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 桜が丘 3 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 桜が丘 4 | 2 | 1 | 1 | 1 | 3 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 立野 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 3 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 立野 2 | 1 | 1 | 1 | 1 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 立野 3 | 2 | 1 | 1 | 2 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 立野 4 | 1 | 1 | 1 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 中央 1 | 2 | 1 | 1 | 1 | 4 | 2 | 1 | 1 | 1 |
| 中央 2 | 2 | 1 | 1 | 1 | 4 | 2 | 1 | 1 | 1 |
| 中央 3 | 1 | 1 | 1 | 1 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 中央 4 | 2 | 1 | 1 | 1 | 4 | 2 | 1 | 1 | 1 |
| 南街 1 | 2 | 1 | 1 | 1 | 4 | 2 | 1 | 2 | 1 |
| 南街 2 | 2 | 1 | 1 | 1 | 4 | 2 | 1 | 2 | 1 |
| 南街 3 | 2 | 1 | 1 | 1 | 4 | 2 | 1 | 1 | 1 |
| 南街 4 | 2 | 1 | 1 | 2 | 3 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 南街 5 | 2 | 1 | 1 | 1 | 4 | 2 | 1 | 1 | 1 |
| 南街 6 | 2 | 1 | 1 | 1 | 5 | 2 | 1 | 1 | 1 |

| 町丁別 | 要因別出火危険度 | | | | | 木造 出火 危険度 | 非木造 出火 危険度 | 総合 出火 危険度 | 夏昼 総合 危険度 |
|------|----------|----------|-----|-----------|-----|-----------------|------------------|-----------------|-----------------|
| | 火気 器具 | 電気 関係 | 工業炉 | 危険物 施設 | その他 | | | | |
| 仲原 1 | 1 | 1 | 1 | 2 | 3 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 仲原 2 | 2 | 1 | 1 | 1 | 4 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 仲原 3 | 2 | 1 | 1 | 1 | 4 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 仲原 4 | 1 | 1 | 1 | 1 | 3 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 向原 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 3 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 向原 2 | 2 | 1 | 1 | 1 | 4 | 2 | 1 | 1 | 1 |
| 向原 3 | 2 | 1 | 1 | 1 | 3 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 向原 4 | 2 | 1 | 1 | 1 | 4 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 向原 5 | 2 | 1 | 1 | 1 | 4 | 2 | 1 | 1 | 1 |
| 向原 6 | 2 | 1 | 1 | 1 | 3 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 清原 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 清原 2 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 清原 3 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 清原 4 | 1 | 1 | 1 | 1 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 新堀 1 | 2 | 1 | 1 | 1 | 5 | 2 | 1 | 2 | 1 |
| 新堀 2 | 2 | 1 | 1 | 1 | 5 | 2 | 1 | 1 | 1 |
| 新堀 3 | 2 | 1 | 1 | 1 | 4 | 1 | 1 | 1 | 1 |

資料第7 「地域別延焼危険度測定（第9回）」

（東京都消防庁 平成28年3月）（本文I-11頁）

焼失・延焼危険度

| ランク | 焼失面積及び延焼面積 | ランク | 焼失面積及び延焼面積 |
|-----|---|-----|---|
| 9 | 150,000 m ² 以上 | 4 | 5,000 m ² ～ 15,000 m ² 未満 |
| 8 | 100,000 m ² ～150,000 m ² 未満 | 3 | 1,500 m ² ～ 5,000 m ² 未満 |
| 7 | 60,000 m ² ～100,000 m ² 未満 | 2 | 300 m ² ～ 1,500 m ² 未満 |
| 6 | 30,000 m ² ～ 60,000 m ² 未満 | 1 | 1 m ² ～ 300 m ² 未満 |
| 5 | 15000 m ² ～ 30,000 m ² 未満 | 0 | 0 m ² |

消火活動困難度

| 困難度 | 低い → 高い | | | | |
|------|--|---|---|---|---|
| ランク値 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |

町丁別危険度

| 町丁別 | 延焼危険度 ランク | 消火活動 困難度ランク | 町丁別 | 延焼危険度 ランク | 消火活動 困難度ランク |
|---------|--------------|----------------|---------|--------------|----------------|
| 多摩湖 1丁目 | 0 | 1 | 湖 畔 1丁目 | 5 | 2 |
| 多摩湖 2丁目 | 1 | 1 | 湖 畔 2丁目 | 3 | 1 |
| 多摩湖 3丁目 | 1 | 1 | 湖 畔 3丁目 | 4 | 1 |
| 多摩湖 4丁目 | 1 | 1 | 高 木 1丁目 | 3 | 1 |
| 多摩湖 5丁目 | 0 | 1 | 高 木 2丁目 | 3 | 1 |
| 多摩湖 6丁目 | 1 | 1 | 高 木 3丁目 | 3 | 1 |
| 芋 窪 1丁目 | 3 | 1 | 狭 山 1丁目 | 3 | 1 |
| 芋 窪 2丁目 | 3 | 1 | 狭 山 2丁目 | 4 | 1 |
| 芋 窪 3丁目 | 4 | 2 | 狭 山 3丁目 | 4 | 1 |
| 芋 窪 4丁目 | 4 | 1 | 狭 山 4丁目 | 4 | 1 |
| 芋 窪 5丁目 | 2 | 2 | 狭 山 5丁目 | 3 | 1 |
| 芋 窪 6丁目 | 3 | 3 | 清 水 1丁目 | 3 | 1 |
| 蔵 敷 1丁目 | 3 | 1 | 清 水 2丁目 | 3 | 1 |
| 蔵 敷 2丁目 | 4 | 2 | 清 水 3丁目 | 3 | 1 |
| 蔵 敷 3丁目 | 2 | 2 | 清 水 4丁目 | 3 | 1 |
| 奈良橋 1丁目 | 4 | 1 | 清 水 5丁目 | 4 | 1 |
| 奈良橋 2丁目 | 3 | 1 | 清 水 6丁目 | 3 | 1 |
| 奈良橋 3丁目 | 4 | 1 | 上北台 1丁目 | 2 | 1 |
| 奈良橋 4丁目 | 3 | 1 | 上北台 2丁目 | 2 | 1 |
| 奈良橋 5丁目 | 3 | 1 | 上北台 3丁目 | 3 | 1 |
| 奈良橋 6丁目 | 3 | 1 | 桜が丘 1丁目 | 2 | 1 |

| 町丁別 | 延焼危険度 ランク | 消火活動 困難度ランク | 町丁別 | 延焼危険度 ランク | 消火活動 困難度ランク |
|---------|--------------|----------------|--------|--------------|----------------|
| 桜が丘 2丁目 | 2 | 1 | 仲原 1丁目 | 2 | 1 |
| 桜が丘 3丁目 | 2 | 1 | 仲原 2丁目 | 3 | 1 |
| 桜が丘 4丁目 | 4 | 1 | 仲原 3丁目 | 3 | 1 |
| 立野 1丁目 | 2 | 1 | 仲原 4丁目 | 2 | 1 |
| 立野 2丁目 | 2 | 1 | 向原 1丁目 | 2 | 1 |
| 立野 3丁目 | 2 | 1 | 向原 2丁目 | 3 | 1 |
| 立野 4丁目 | 2 | 1 | 向原 3丁目 | 3 | 1 |
| 中央 1丁目 | 3 | 1 | 向原 4丁目 | 3 | 1 |
| 中央 2丁目 | 4 | 1 | 向原 5丁目 | 4 | 2 |
| 中央 3丁目 | 2 | 1 | 向原 6丁目 | 3 | 1 |
| 中央 4丁目 | 3 | 2 | 清原 1丁目 | 3 | 1 |
| 南街 1丁目 | 4 | 2 | 清原 2丁目 | 2 | 1 |
| 南街 2丁目 | 4 | 2 | 清原 3丁目 | 2 | 1 |
| 南街 3丁目 | 4 | 2 | 清原 4丁目 | 2 | 1 |
| 南街 4丁目 | 2 | 1 | 新堀 1丁目 | 6 | 3 |
| 南街 5丁目 | 5 | 1 | 新堀 2丁目 | 5 | 2 |
| 南街 6丁目 | 5 | 1 | 新堀 3丁目 | 3 | 1 |

資料第 8 「公営住宅建替事業」

(本文Ⅱ-3-1 頁)

(令和元年 11 月 1 日現在)

| 計 画 事 業 名 | 事業面積 | 事業期間 |
|---------------|----------|-------------------|
| 都営東大和向原団地建替事業 | 16.8 h a | 平成 6 年度から平成 15 年度 |
| 都営東京街道団地建替事業 | 28.5 h a | 平成 11 年度から事業中 |
| 計 | 45.3 h a | |

資料第 9 「土地区画整理事業の実施状況」

(本文Ⅱ-3-3 頁)

(令和元年 11 月 1 日現在)

| 計画事業名 | 事業面積 | 事業期間 |
|----------------|-----------|---------------------------|
| 東部土地区画整理事業 | 93.3 h a | 昭和 48 年 9 月から昭和 56 年 8 月 |
| 上北台駅周辺土地区画整理事業 | 19.7 h a | 平成 5 年 10 月から平成 12 年 12 月 |
| 立野一丁目土地区画整理事業 | 14.7 h a | 平成 7 年 12 月から平成 31 年 3 月 |
| 計 | 127.7 h a | |

資料第 10 「道路現況」

(本文Ⅱ-3-3 頁、Ⅱ-4-3 頁)

① 道路現況

(平成 31 年 4 月 1 日現在)

| 区 分 | 延長 (m) | 面積 (㎡) |
|---------|---------|-----------|
| 道 路 | 208,810 | 1,260,914 |
| 橋 り よ う | 600 | 4,597 |
| 合 計 | 209,410 | 1,265,511 |

② 幅員別内訳

(平成 31 年 4 月 1 日現在)

| 区分 | 延長 (m) | 面積 (㎡) |
|-----------------|---------|-----------|
| 5.5m 以上 | 94,105 | 831,304 |
| 1.5m 以上 5.5m 未満 | 90,664 | 390,003 |
| 1.5m 未満 | 24,641 | 44,204 |
| 合 計 | 209,410 | 1,265,511 |

資料第 11 「防火地域・準防火地域の指定状況」

(本文Ⅱ-3-3 頁)

(平成 31 年 1 月 1 日現在)

| 用途地域面積 (A) | 防火地域 (B) | 割合 (B/A) | 準防火地域 (C) | 割合 (C/A) |
|--------------|----------|----------|------------|----------|
| 1,354.0 (ha) | — | — | 567.7 (ha) | 41.9 (%) |

資料第 12 「土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域」(本文Ⅱ-3-5 頁、V-8)

① 急傾斜地 (平成 31 年 3 月)

出典：東京都建設局



土砂災害(特別)警戒区域急傾斜地(東大和市)② 蔵敷、奈良橋、高木、湖畔、多摩湖、狭山、清水





資料第 13 「指定文化財一覧」

(本文Ⅱ-3-8 頁)

国登録有形文化財

| 名 称 | 所在地 | 指定年月日 |
|----------------|------|-----------------|
| 旧吉岡家住宅 主屋兼アトリエ | 清水 3 | 平成 29 年 5 月 2 日 |
| 旧吉岡家住宅 蔵 | 清水 3 | 平成 29 年 5 月 2 日 |
| 旧吉岡家住宅 中門 | 清水 3 | 平成 29 年 5 月 2 日 |
| 旧吉岡家住宅 長屋門 | 清水 3 | 平成 29 年 5 月 2 日 |

都指定文化財

| 名 称 | 所在地 | 指定年月日 |
|---------------|-----------|-------------------|
| 豊鹿島神社本殿 (附棟札) | 芋窪 1-2067 | 昭和 39 年 11 月 12 日 |
| 蔵敷高札場 | 蔵敷 1-430 | 大正 11 年 8 月 |

市指定文化財

| | 名 称 | 所在地 | 指定年月日 |
|-------|-------------------------------|-------------|------------------|
| 市 | 石皿 | 清水 3 | 昭和 49 年 9 月 20 日 |
| | 徳川氏御朱印状 | 清水 4-1132 | 昭和 49 年 9 月 20 日 |
| | 里正日誌 | 蔵敷 1 | 昭和 55 年 4 月 1 日 |
| | 上の台遺跡の石器 | 奈良橋 1-260-2 | 昭和 55 年 4 月 1 日 |
| | | 清水 3 | |
| | 八幡谷戸遺跡 (第 4・5 号住居跡の出土遺物 (一括)) | 奈良橋 1-260-2 | 昭和 55 年 4 月 1 日 |
| | 豊鹿島神社本殿の木製狛犬 | 芋窪 1-2067 | 昭和 58 年 3 月 1 日 |
| | 豊鹿島神社の獅子頭 | 芋窪 1-2067 | 昭和 58 年 3 月 1 日 |
| | 慶性院の水天像 | 芋窪 6-1352 | 昭和 58 年 3 月 1 日 |
| | 高木獅子舞の旧獅子頭 | 高木 2 | 昭和 58 年 3 月 1 日 |
| | 鹿島台遺跡 (住居跡の出土遺物 (一括)) | 奈良橋 1-260-2 | 昭和 58 年 3 月 1 日 |
| | 徳川氏御朱印状 (8 通) | 奈良橋 1-260-2 | 平成元年 4 月 1 日 |
| | 永仁二年銘の弥陀種子板碑 | 奈良橋 1-260-2 | 平成元年 4 月 1 日 |
| | 旧高木村名主宮鍋家文書 (一括) | 高木 2 | 平成元年 4 月 1 日 |
| | 狭山の葉 紙型及び挿図判 (一括) | 狭山 4 | 平成 25 年 4 月 1 日 |
| 市郷土資料 | 名号塔婆 | 清水 6-1140 | 昭和 49 年 9 月 20 日 |
| | 高木獅子舞の道具及び衣装一式 | 高木 2-106 | 昭和 49 年 9 月 20 日 |
| | 庚申塔 | 清水 3-869 | 昭和 49 年 9 月 20 日 |
| | 庚申塔 | 芋窪 6 | 昭和 49 年 9 月 20 日 |
| | 清水本村橋の石橋供養塔 | 清水観音堂敷地内 | 昭和 55 年 4 月 1 日 |
| | 砂の橋の石橋供養塔 | 清水観音堂敷地内 | 昭和 55 年 4 月 1 日 |
| | 徳治二年銘の板碑 | 狭山 3-1354 | 昭和 55 年 4 月 1 日 |
| | 庚申塔 (阿字庚申) | 奈良橋 1-363 | 昭和 55 年 4 月 1 日 |
| 市技芸 | 清水囃子 | 清水 3-786-1 | 昭和 49 年 9 月 20 日 |

| | 名 称 | 所在地 | 指定年月日 |
|-------------|----------------|--------------|------------------|
| 市 史 跡 | 庚申塚 | 蔵敷 2-508-3 | 昭和 49 年 9 月 20 日 |
| | 八幡谷戸遺跡 | 奈良橋 1-257 外 | 昭和 55 年 4 月 1 日 |
| | 鹿島台遺跡 | 芋窪 1-1988 外 | 昭和 58 年 3 月 1 日 |
| | 蔵敷太子堂跡 | 蔵敷 1-436 | 昭和 58 年 3 月 1 日 |
| | 青梅橋跡 | 桜が丘 1-1415 付 | 昭和 58 年 3 月 1 日 |
| | 旧日立航空機株式会社変電所 | 桜が丘 2-167-18 | 平成 7 年 10 月 1 日 |
| 市 旧 跡 | 高木村外五ヶ村連合戸長役場跡 | 高木 2-106 | 昭和 49 年 9 月 20 日 |
| | 蔵敷訓練場跡 | 蔵敷 2-535 付近 | 昭和 55 年 4 月 1 日 |
| | 狭山三十三観音霊場札所 | | 昭和 55 年 4 月 1 日 |
| | 15 番札所 清水観音堂 | 清水 1-755 | |
| | 16 番札所 三光院 | 清水 4-1133 | |
| | 17 番札所 霊性庵 | 狭山 2-1330 | |
| 18 番札所 雲性寺 | 奈良橋 1-363 | | |
| 19 番札所 はやし堂 | 芋窪 3-1664 | | |

資料第 14 「街頭消火器配置状況」

(本文Ⅱ-3-10 頁)

(令和元年 11 月 1 日現在)

| 町別 | 配置数 | 町別 | 配置数 | 町別 | 配置数 | 町別 | 配置数 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 芋 窪 | 11 | 高 木 | 7 | 立 野 | 10 | 向 原 | 26 |
| 蔵 敷 | 12 | 狭 山 | 16 | 中 央 | 10 | 清 原 | 7 |
| 奈良橋 | 19 | 清 水 | 18 | 南 街 | 31 | 新 堀 | 21 |
| 湖 畔 | 14 | 上北台 | 15 | 仲 原 | 4 | 桜が丘 | 9 |
| | | | | | | 計 | 230 |

資料第 15 「消防水利の現況」

(本文Ⅱ-3-10 頁)

(平成 31 年 3 月 31 日現在)

| 消 防 水 利 | 水利種別 | | 設置数 (基) | 小計 (基) |
|-----------|---------------------|------------------|---------|--------|
| 消 火 栓 | 公 設 上 水 道 消 火 栓 | | 796 | 806 |
| | 私 設 消 火 栓 (上 水 道) | | 10 | |
| 消 火 栓 以 外 | 防 火 水 槽 | 40t 未 満 | 3 | 205 |
| | | 40t 以 上 100t 未 満 | 180 | |
| | | 100t 以 上 | 22 | |
| | 受 水 槽 | | 15 | 44 |
| | プ ール | | 22 | |
| | 池 | | 2 | |
| | 兼用水槽 | | 1 | |
| | 溝 | | 1 | |
| | 転用水槽 | | 2 | |
| 雨 水 貯 水 槽 | | 1 | | |
| 合 計 | | | 1,055 基 | |

資料第 16 「消防水利(防火水槽)の整備計画」

(本文Ⅱ-3-10 頁)

① 平常時の水利整備 (すべての消防水利)

| メッシュ総数 | 充足メッシュ数 | 不足メッシュ数 |
|--------|---------|---------|
| 262 | 262 | 0 |
| 割合 (%) | 100% | 0% |

② 震災時の水利整備 (消火栓以外の水利)

| 総メッシュ数 | 充足メッシュ数 | 不足メッシュ数 | |
|--------|---------|---------|--------|
| | | 100t 整備 | 40t 整備 |
| 262 | 230 | 0 | 32 |
| 割合 (%) | 87.8% | 12.2% | |

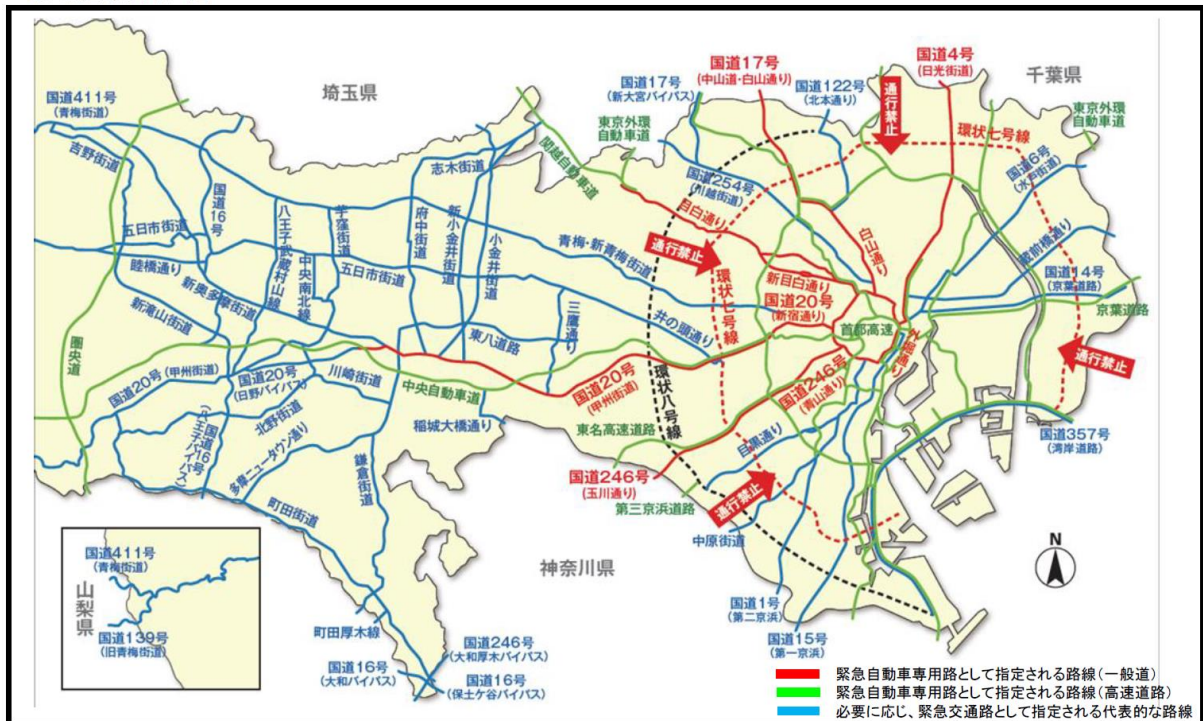
資料第 17 「鉄道施設の現況（西武鉄道・多摩都市モノレール）」（本文Ⅱ-4-6 頁）

（平成 31 年 3 月現在）

| 機関名 | 路線延長 (m) | 内 訳 (m) | | | | | |
|-----------|-------------|----------|------|-------|------|------|------|
| | | 掘割区 間 | 地下区間 | 高架区間 | 盛土区間 | 平地区間 | 橋梁区間 |
| 西武鉄道 | 1,303 | — | — | 444 | 124 | 731 | 4 |
| 多摩都市モノレール | 1,530 | — | — | 1,530 | — | — | — |

資料第 18 「大震災時における交通規制図（第一次・第二次）」（本文Ⅱ-4-14 頁）

【交通規制図】



第一次交通規制(道路交通法)

- 1 環状七号線から都心方向への車両の通行を禁止
都心部の交通量を削減するため、都心方向へ流入する車両の通行禁止規制を実施します。
- 2 環状八号線から都心方向への車両の通行を抑制
信号制御により、都心方向への流入する車両の通行を抑制します。
- 3 「緊急自動車専用路」の指定
次の 7 路線を緊急自動車専用路に指定し、通行禁止規制を実施します。

| | |
|-----------------|-------------------|
| 国道4号(日光街道他) | 国道17号(中山道・白山通り他) |
| 国道20号(甲州街道他) | 国道246号(青山通り・玉川通り) |
| 目白通り・新目白通り | 外堀通り |
| 高速自動車国道・首都高速道路等 | |

- 4 都内に極めて甚大な被害が生じている場合
被災状況に応じて、車両の交通規制を実施します。

第二次交通規制(災害対策基本法)

- 1 「緊急交通路」の優先指定
緊急自動車専用路を優先的に緊急交通路に指定します。
- 2 その他の「緊急交通路」の指定
被害状況を踏まえ、必要に応じ、次のような路線を緊急交通路として指定します。（主な路線名）

| | | | |
|----------|----------|------------------|-------------|
| 国道1号 | 国道6号 | 国道14号 | 国道16号 |
| 新大宮バイパス | 北本通り | 国道264号 | 国道357号 |
| 中原街道 | 青梅・新青梅街道 | 井の頭通り・五日市街道・橋樑通り | 目黒通り |
| 蔵前橋通り | 国道16号 | 国道20号 | 国道139号 |
| 大和厚木バイパス | 稲城大橋通り他 | 東八通り | 小金井街道 |
| 府中・志木街道 | 鎌倉街道 | 川崎街道 | 新奥多摩街道 |
| 羊麩街道 | 町田街道 | 町田厚木線 | 八王子武蔵村山線 |
| 三鷹通り | 中央南北線 | 多摩ニュータウン通り | 新海山・海山・吉野街道 |
| 北野街道 | 新小金井街道 | 都道256号(甲州街道) | |

※ 国の首都圏全体での交通対策の策定や東京都の地域防災計画の改訂の動きを踏まえて、緊急交通路の見直しを行います。

資料第 19 「消防団の救出・救助資器材の整備状況」

(本文Ⅱ-5-4 頁)

| 事業名 | 内容等 | | |
|------|--|---|--|
| 救助用具 | <ul style="list-style-type: none"> ・ チェーンソー ・ 弁慶 ・ 4型カッター ・ 油圧ジャッキ ・ エンジンカッター ・ ボルトクリッパー | <ul style="list-style-type: none"> ・ ハンマー付斧 ・ 平バール ・ テコバール ・ レシプロソー ・ スコップ ・ つるはし | <ul style="list-style-type: none"> ・ のこぎり ・ かけや ・ 削岩機 ・ 携帯用破壊工具（ストラ イカー） |

資料第 20 「東大和市災害対策本部条例」(昭和 39 年 7 月 1 日条例第 24 号)

(本文Ⅱ-5-7 頁)

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、東大和市災害対策本部(以下「本部」という。)に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(本部の組織)

第 2 条 本部に本部長室及び部を置く。

2 部に部長を置く。

3 本部長室及び部に属すべき本部の職員は、市規則で定める。

(職務)

第 3 条 災害対策本部長(以下「本部長」という。)は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 部長は、本部長の命を受け、部の事務を掌理する。

4 災害対策本部員は、本部長の命を受け、本部長室の事務に従事する。

5 その他の本部の職員は、部長の命を受け、部の事務に従事する。

(補則)

第 4 条 第 2 条及び第 3 条に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、市規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付則(昭和 45 年 10 月 1 日条例第 19 号)

この条例は、昭和 45 年 10 月 1 日から施行する。

附則(平成 11 年 12 月 16 日条例第 25 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附則(平成 24 年 9 月 7 日条例第 29 号)

この条例は、公布の日から施行する。

[参考]

○災害対策基本法-23・⑥

資料第 21 「東大和市災害対策本部条例施行規則」(平成 6 年 3 月 31 日規則第 31 号)
(本文Ⅱ-5-7 頁)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、東大和市災害対策本部条例（昭和 3 9 年条例第 2 4 号。以下「条例」という。）第 2 条第 3 項及び第 4 条の規定に基づき、東大和市災害対策本部（以下「本部」という。）の組織、所掌事務等について、必要な事項を定めるものとする。

(本部長室の所掌事務)

第 2 条 本部長室は、次の事項について、本部の基本方針を審議策定する。

- (1) 本部の非常配備態勢の発令及び廃止に関すること。
- (2) 重要な災害情報の収集及び伝達に関すること。
- (3) 避難の勧告又は指示に関すること。
- (4) 災害救助法（昭和 2 2 年法律第 1 1 8 号）の適用要請に関すること。
- (5) 東京都、他区市町村及び関係防災機関に対する応援又は協力の要請に関すること。
- (6) 自衛隊に対する災害派遣の要請に関すること。
- (7) 公用令書による公用負担に関すること。
- (8) 災害対策に要する経費の処理方法に関すること。
- (9) 第 7 条の部・班長会議の招集に関すること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、重要な災害対策に関すること。

(本部長室の構成)

第 3 条 本部長室は、次の者をもって構成する。

- (1) 災害対策本部長（以下「本部長」という。）
- (2) 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）
- (3) 災害対策本部員（以下「本部員」という。）

(副本部長)

第 4 条 副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。

2 条例第 3 条第 2 項の規定により副本部長が本部長の職務を代理する場合は、副市長である副本部長、教育長である副本部長の順序による。

(本部員)

第 5 条 本部員は、議会事務局長、企画財政部長、総務部長、市民部長、子育て支援部長、福祉部長、環境部長、都市建設部長、学校教育部長、社会教育部長、秘書広報課長及び防災安全課長の職にある者並びに東大和市消防団（以下「消防団」という。）の団長の職にある者をもって充てる。

2 本部長は、必要があると認めるときは、前項に掲げる者のほか、東大和市の職員のうちから本部員を指名することができる。

(部及び班等)

第6条 部に班を設置し、班に班長を置く。

2 部長を補佐する必要がある部については、副部長を置く。

3 第1項の班長を補佐する必要がある班については、副班長を置く。

4 部及び班の名称及び分掌事務並びに部長、副部長、班長及び副班長に充てる職については、別表に定めるとおりとする。

5 班員は、別表に定める班に対応する通常の行政組織に属する職員及び消防団の団員（以下「消防団員」という。）のうちから部長が命ずる。ただし、当該通常の行政組織に属さない職員（消防団員を除く。）を班員に命ずる必要があるときは、本部長がこれを行う。

(部・班長会議)

第7条 本部長は、災害対策の推進を図るため、必要があると認めるときは、部・班長会議を招集することができる。

(職務権限)

第8条 本部の職員は、この規則で特に定める事務及び特に指示された事務を除き、通常の行政組織における職務権限（災対消防団にあっては、消防団の職務権限）の例により、本部の事務を処理する。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成6年4月1日から施行する。ただし、第6条第3項の表及び別表中郷土博物館班に係る部分は、平成6年4月29日から施行する。

(略)

附 則（令和2年2月26日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第6条関係）

| 部並びに 部長及び副部長 | 班並びに班長及び副班長 | 班に対応する 通常の行政組織等 | 分掌事務 |
|--------------------------|--|---------------------------------------|--|
| <p>災対総務部 部長 総務部長</p> | <p>本部班 班長 防災安全課長 副班長 情報管理課長</p> | <p>総務部防災安全課 総務部情報管理課</p> | <p>(1) 非常配備態勢の発令及び廃止の伝達に関する事 (2) 災害情報等の収集及び通信連絡の統制に関する事 (3) 避難の勧告又は指示の伝達及び警戒区域の設定に関する事 (4) 本部の通信施設の保全及び整備に関する事 (5) 東京都及び関係防災機関との連絡調整に関する事 (6) 自衛隊に対する災害派遣の要請及び受入れに関する事 (7) 消防団の出動に関する事 (8) 水防活動に関する事 (9) 本部長室及び第7条の部・班長会議の庶務に関する事 (10) 東大和市防災会議条例（昭和39年条例第25号）に定める東大和市防災会議に関する事 (11) その他災害対策の連絡調整に関する事</p> |
| | <p>配備班 班長 総務管財課長 副班長 文書課長 副班長 職員課長</p> | <p>総務部総務管財課 総務部文書課 総務部職員課</p> | <p>(1) 来庁者の避難及び救護に関する事 (2) 職員（消防団員を除く。以下この項において同じ。）の非常配備及び服務に関する事 (3) 職員の安否確認に関する事 (4) 東京都及び他区市町村の職員の受入れ並びに職員の派遣に関する事 (5) 災害対策に必要な労働力の確保に関する事 (6) 災害対策に必要な車両等の調達及び保管に関する事 (7) 災害対策用物資及び資材の購入等に関する事 (8) 庁舎等の被害調査並びに応急及び復旧対策に関する事 (9) 市営住宅の被害調査並びに応急及び復旧対策に関する事 (10) 公共施設の被害状況の取りまとめに関する事</p> |

| 部並びに 部長及び副部长 | 班並びに班長及び副班長 | 班に対応する 通常の行政組織等 | 分掌事務 |
|-----------------------------------|--|--|--|
| <p>災対企画財政部 部長 企画財政部 長</p> | <p>企画班 班長 企画課長 副班長 公共施設等マネジメント課長</p> | <p>企画財政部企画課 企画財政部公共施設等 マネジメント課</p> | <p>(1) 災害救助法の適用申請に関する事 こと。 (2) 激甚災害の指定に係る手続に関する事 こと。 (3) 災害復興の総合調整に関する事 こと。</p> |
| | <p>広報班 班長 秘書広報課長 副班長 行政管理課長 副班長 検査担当課長</p> | <p>企画財政部秘書広報課 企画財政部行政管理課 企画財政部検査担当</p> | <p>(1) 災害に関する広報及び広聴に関する事 こと。 (2) 報道機関との連絡及び情報提供に関する事 こと。 (3) 被災者の相談窓口に関する事 こと。 (4) 被災状況の記録に関する事 こと。 (5) 指定公共機関（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第 2条第5号に規定する指定公共機関をいう。以下同じ。）である電話事 業者からの情報収集等に関する事 こと。</p> |
| | <p>財務班 班長 財政課長 副班長 会計課長</p> | <p>企画財政部財政課 会計課</p> | <p>(1) 災害対策関係予算に関する事 こと。 (2) 災害対策に必要な現金及び物品の出納に関する事 こと。</p> |
| <p>災対市民部 部長 市民部長</p> | <p>市民班 班長 市民課長</p> | <p>市民部市民課</p> | <p>(1) 市民の安否確認及び火葬許可証の発行に関する事 こと。 (2) 火葬に関する事 こと。</p> |
| | <p>物資班 班長 産業振興課長 副班長 保険年金課長</p> | <p>市民部産業振興課 市民部保険年金課</p> | <p>(1) 食料、飲料水、生活用品等の救援物資の調達、保管及び配分に関する事 こと。 (2) 農家及び中小企業の被害調査及び融資のあっ旋に関する事 こと。 (3) 上北台浄水所及び東大和給水所における東京都水道局への協力に 関する事 こと。</p> |
| | <p>調査班 班長 課税課長 副班長 納税課長</p> | <p>市民部課税課 市民部納税課</p> | <p>(1) 家屋の被害調査に関する事 こと。 (2) り災証明に関する事 こと。</p> |

| 部並びに 部長及び副部長 | 班並びに班長及び副班長 | 班に対応する 通常の行政組織等 | 分掌事務 |
|----------------------------|-------------------------------|---------------------------|--|
| | ボランティア・地区避難所班 班長 地域振興課長 | 市民部地域振興課 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 地域振興課が所管する施設の利用者の避難及び救護に関すること。 (2) 外国人の安全確保及び支援に関すること。 (3) 自治会及び自主防災組織との連絡調整に関すること。 (4) ボランティアの受入れ及び調整に関すること。 (5) 避難所（市民センター及び新堀地区会館に係るものに限る。）の開設及び運営に関すること。 (6) 地域振興課が所管する施設の被害調査並びに応急及び復旧対策に関すること。 (7) 指定公共機関であるガス事業者からの情報収集等に関すること。 |
| 災対子育て支援部 部長 子育て支援 部長 | 児童班 班長 保育課長 副班長 子育て支援課長 | 子育て支援部保育課 子育て支援部子育て支援課 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 保育課及び子育て支援課が所管する施設の利用者の避難及び救護に関すること。 (2) 保育課及び子育て支援課が所管する施設の被害調査並びに応急及び復旧対策に関すること。 (3) 応急保育に関すること。 (4) 二次避難所の運営の協力に関すること。 |
| | 地区避難所協力班 班長 青少年課長 | 子育て支援部青少年課 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 青少年課が所管する施設等の利用者の避難及び救護に関すること。 (2) 避難所（市民センター（奈良橋市民センター、上北台市民センター、南街市民センター、桜が丘市民センター及び向原市民センターに限る。）に係るものに限る。）の開設及び運営の協力に関すること。 (3) 青少年課が所管する施設の被害調査並びに応急及び復旧対策に関すること。 |
| 災対福祉部 部長 福祉部長 | 連絡調整班 班長 福祉推進課長 | 福祉部福祉推進課 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 災対福祉部内の情報の集約及び連絡調整に関すること。 (2) 要配慮者の支援に係る情報の収集及び伝達並びに関係機関との連絡調整に関すること。 (3) 福祉関係団体との連絡調整に関すること。 |

| 部並びに 部長及び副部長 | 班並びに班長及び副班長 | 班に対応する 通常の行政組織等 | 分掌事務 |
|-----------------|-----------------------------------|----------------------|--|
| | | | (4) 義援金品の受領及び配分に関する事。 (5) 災害弔慰金及び災害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けに関する事。 |
| | 援護支援班 班長 高齢介護課長 副班長 障害福祉課長 | 福祉部高齢介護課 福祉部障害福祉課 | (1) 市立在宅サービスセンター等の被害調査並びに応急及び復旧対策に関する事。 (2) 要配慮者の安全の確保及び支援に関する事。 (3) 二次避難所の開設及び運営に関する事。 |
| | 医療救護・保健班 班長 健康課長 副班長 生活福祉課長 | 福祉部健康課 福祉部生活福祉課 | (1) 保健センター及び休日急患診療所の利用者の避難及び救護に関する事。 (2) 保健センター及び休日急患診療所の被害調査並びに応急及び復旧対策に関する事。 (3) 公益社団法人東大和市医師会、一般社団法人東京都東大和市歯科医師会、一般社団法人東大和市薬剤師会等との連絡調整に関する事。 (4) 災害医療コーディネーターに関する事。 (5) 東京都多摩立川保健所との連絡調整に関する事。 (6) 医療機関の被害調査に関する事。 (7) 緊急医療救護所及び避難所医療救護所の開設及び運営に関する事。 (8) 災害時における市の保健師の保健活動に関する事。 (9) 負傷者等の搬送に関する事。 (10) 医療用器材及び薬品の調達及び保管に関する事。 (11) 遺体の収容に関する事。 (12) 被災者の健康相談に関する事。 (13) 防疫その他保健衛生に関する事。 |

| 部並びに 部長及び副部长 | 班並びに班長及び副班長 | 班に対応する 通常の行政組織等 | 分掌事務 |
|-----------------------------------|---|----------------------------------|---|
| <p>災対環境部 部長 環境部長</p> | <p>環境班 班長 ごみ対策課長 副班長 環境課長</p> | <p>環境部ごみ対策課 環境部環境課</p> | <p>(1) 仮設トイレの設置及び管理に関する事 こと。 (2) 被災地のごみ及びし尿の収集及び処理に関する事 こと。 (3) 指定公共機関である電気事業者からの情報収集等に関する事 こと。 (4) 防疫その他保健衛生の応援に関する事 こと。</p> |
| <p>災対都市建設部 部長 都市建設部 長</p> | <p>都市復興班 班長 都市計画課長</p> | <p>都市建設部都市計画課</p> | <p>災害復興の都市計画に関する事 こと。</p> |
| | <p>道路班 班長 土木課長</p> | <p>都市建設部土木課</p> | <p>(1) 緊急輸送道路の確保に関する事 こと。 (2) 被災地の交通対策に関する事 こと。 (3) 道路、橋りょう及び河川の被害調査並びに応急及び復旧対策に関 する事 こと。 (4) 建設業者に対する協力要請に関する事 こと。 (5) 被災宅地の危険度判定に関する事 こと。</p> |
| | <p>建物班 班長 建築課長</p> | <p>都市建設部建築課</p> | <p>(1) 被災住宅の危険度判定に関する事 こと。 (2) がれき、土石、竹木等の除去及び処理に関する事 こと。 (3) 公共施設の応急及び復旧対策の総合調整に関する事 こと。 (4) 仮設住宅の建設及び管理に関する事 こと。</p> |
| | <p>下水道班 班長 下水道課長</p> | <p>都市建設部下水道課</p> | <p>(1) 下水道施設の被害調査並びに応急及び復旧対策に関する事 こと。 (2) 下水道工事業者に対する協力要請に関する事 こと。 (3) 水道施設の復旧に係る情報収集等に関する事 こと。</p> |
| <p>災対学校教育部 部長 学校教育部 長</p> | <p>学校班 班長 教育指導課長 副班長 教育総務課長</p> | <p>学校教育部教育指導課 学校教育部教育総務課</p> | <p>(1) 児童及び生徒等(来校者等を含む。)の避難及び救護に関する事 こと。 (2) 避難所(市立小中学校に係るものに限る。)の開設及び運営の協力 に関する事 こと。 (3) 学校施設の被害調査並びに応急及び復旧対策に関する事 こと。 (4) 児童及び生徒の被災状況の調査に関する事 こと。</p> |

| 部並びに 部長及び副部长 | 班並びに班長及び副班長 | 班に対応する 通常の行政組織等 | 分掌事務 |
|------------------------------|---|--|--|
| | | | (5) 教職員の非常配備に関する事。 (6) 応急教育に関する事。 (7) 被災児童及び被災生徒の学用品の供給に関する事。 |
| 災対社会教育部 部長 社会教育部 長 | 学校避難所・文化財・地区避難 所協力班 班長 社会教育課長 副班長 中央公民館長 副班長 中央図書館長 | 社会教育部社会教育課 社会教育部中央公民館 社会教育部中央図書館 | (1) 社会教育課が所管する施設、公民館及び図書館の利用者の避難及び救護に関する事。 (2) 避難所（市立小中学校、市民体育館、郷土博物館及び公民館（中央公民館、狭山公民館及び蔵敷公民館に限る。）） (3) 社会教育課が所管する施設、公民館及び図書館の被害調査並びに応急及び復旧対策に関する事。 (4) 文化財の被害調査並びに応急及び復旧対策に関する事。 (5) 避難所（市民センター（上北台市民センター、南街市民センター、桜が丘市民センター及び清原市民センターに限る。）及び新堀地区会館に係るものに限る。）の開設及び運営の協力に関する事。 |
| 協力部 部長 議会事務局 長 | 協力班 班長 議会事務局次長 副班長 選挙管理委員会事務 局長 副班長 監査委員事務局長 | 議会事務局 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局 | (1) 市議会との連絡調整に関する事。 (2) 本部班等への協力に関する事。 |
| 災対消防団 部長 消防団長 副部长 各副団長 | 消防班 班長 各分団長 副班長 各分団副団長 | 消防団 | (1) 水災、火災その他災害の予防、警戒及び防御に関する事。 (2) 人命の救出及び救急協力に関する事。 (3) 死者及び行方不明者の捜索に関する事。 |

資料第 22 「東大和市災害対策本部運営要綱」（平成 6 年 3 月 31 日市長決裁）
（本文Ⅱ-5-7 頁）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、東大和市災害対策本部条例施行規則（平成 6 年規則第 3 1 号。以下「規則」という。）第 9 条の規定に基づき、東大和市災害対策本部（以下「本部」という。）の運営に関する基本的事項について定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この要綱において「災害」とは、災害対策基本法（昭和 3 6 年法律第 2 2 3 号）第 2 条第 1 号に掲げる災害で、災害救助法施行令（昭和 2 2 年政令第 2 2 5 号）第 1 条に規定する程度のもの又はこれに準ずるものをいう。

（本部の設置）

第 3 条 市長は、東大和市（以下「市」という。）の区域内において、災害が発生するおそれがある場合若しくは災害が発生した場合又はその他の状況により第 8 条の非常配備態勢を発令する必要があると認めた場合は、本部を設置する。

2 本部の各部の部長の職に充てられている者（以下「本部設置前の部長」という。）は、本部を設置する必要があると認めたときは、本部の災対総務部の部長に充てられている総務部長（以下「本部設置前の総務部長」という。）に本部の設置を要請することができる。

3 本部設置前の総務部長は、前項の規定による要請があった場合又はその他の状況により、本部を設置する必要があると認めた場合は、市長に本部の設置を要請しなければならない。

（本部設置前の周知事項）

第 4 条 本部設置前の部長は、本部が設置される前に、あらかじめ非常配備態勢別職員動員表（第 1 号様式。以下「動員表」という。）を作成し、市長に報告するとともに、所属職員に対し周知徹底させておかななければならない。

2 本部設置前の部長は、本部が設置される前に、あらかじめ所属職員の非常参集方法及び交替方法並びに規則別表に規定する分掌事務を所属職員に対し周知徹底させておかななければならない。

（本部の設置の通知等）

第 5 条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部を設置したときは、災害対策本部員（以下「本部員」という。）である総務部長に命じ、直ちに次の者のうち必要と認めた者に、本部の設置を通知しなければならない。

- （1） 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）及び本部員
- （2） 東京都知事
- （3） 東京都北多摩北部建設事務所長
- （4） 警視庁東大和警察署長
- （5） 東京消防庁北多摩西部消防署長
- （6） 関係防災機関の長
- （7） 隣接市長
- （8） その他本部長が必要と認めた者

2 本部員である各部の部長（以下「部長」という。）は、前項の規定による通知を受けたときは、所属職員に対し周知徹底させなければならない。

3 本部員である企画財政部長は、本部が設置された場合は、直ちに報道機関に発表しなければならない。

（本部の標示）

第6条 本部が設置された場合は、市役所北側正面玄関に「東大和市災害対策本部」の標示を掲出しなければならない。

（本部の廃止）

第7条 本部長は、災害のおそれが解消したと認めたとき、又は災害応急対策が完了したと認めたときは、本部を廃止するものとする。

2 本部の廃止の通知等は、第5条の規定に準じて処理するものとする。

（非常配備態勢）

第8条 非常配備態勢は、別表のとおりとする。

2 本部長は、災害の状況等により必要があると認めたときは、特定の部又は班に対して非常配備態勢の指令を発し、又は種別の異なる非常配備態勢の指令を発することができる。

3 別表第1非常配備態勢の項配置する職員の欄に規定する職員は、休日（東大和市の休日に関する条例（平成3年条例第31号）第1条第1項に規定する東大和市の休日をいう。以下同じ。）又は夜間（月曜日から金曜日までにおける午前8時30分から午後5時15分までの時間以外の時間をいう。以下同じ。）において、市の区域内で震度5弱の地震が発生したときは、同表に規定する第1非常配備態勢の発令があったものとみなして、直ちに参集しなければならない。

4 別表第2非常配備態勢の項配置する職員の欄に規定する職員は、休日又は夜間において、東海地震注意情報が発表されたとき、又は市の区域内で震度5強の地震が発生したときは、同表に規定する第2非常配備態勢の発令があったものとみなして、直ちに参集しなければならない。

5 別表第3非常配備態勢の項配置する職員の欄に規定する職員は、休日又は夜間において、市の区域内で震度6弱以上の地震が発生したときは、同表に規定する第3非常配備態勢の発令があったものとみなして、直ちに参集しなければならない。

6 東大和市職員の休日・夜間における災害発生時の緊急初動体制に関する規程（平成16年訓令第2号。以下「緊急初動体制規程」という。）第2条第4号に規定する初動要員である職員は、緊急初動体制規程第7条の規定により出動する必要があるときは、前各項の規定にかかわらず、同条の規定に基づき出動しなければならない。

（非常配備態勢に基づく措置）

第9条 部長は、非常配備態勢が発令された場合は、規則別表に規定する分掌事務を所属職員に対し周知徹底させ、かつ、必要な指示をしなければならない。

（職員の配置）

第10条 部長は、非常配備態勢の指令を受けたときは、直ちに災害の状況に応じて次の措置をとらなければならない。

（1） 動員表に基づき所属職員を所定の部署に配置すること。

（2） 所属職員の非常参集方法及び交替方法を周知徹底させること。

（3） 高次の非常配備態勢に応ずる所属職員の配置に移行できる措置を講ずること。

2 部長は、動員表の配置人員にかかわらず災害の程度に応じ、適宜配置人員を増減することができる。

(職員の服務)

第11条 本部の職員は、本部が設置された場合は、次に掲げる事項（災対消防団に属する本部の職員にあつては、第2号から第4号までに掲げる事項を除く。）を遵守しなければならない。

- (1) 常に災害に関する情報及び本部の指示に注意すること。
- (2) 不急の行事、会議、出張等を中止すること。
- (3) 正規の勤務時間が終了しても、上司の指示があるまで退庁しないこと。
- (4) 勤務場所を離れている場合においても、上司に対して常に所在を明らかにすること。
- (5) 非常配備態勢が発令されたときは、動員表に従って万難を排して参集すること。
- (6) 自らの言動によって市民に不安を与え、市民の誤解を招き、又は本部の活動に支障を来すことのないよう注意すること。

(本部連絡員の職務等)

第12条 本部長室と部との連絡及び部相互間の連絡調整を図るため、各部（災対消防団を除く。）に本部連絡員を置く。この場合において、災対総務部に置かれた本部連絡員は、災対消防団と本部長室又は他の部との連絡調整についても行うものとする。

- 2 前項の規定により本部連絡員を置く部の部長は、あらかじめ部所属の通常の行政組織における係長（担当係長、園長、センター長及び館長を含む。）の職にある者のうちから複数の本部連絡員を指名し、本部連絡員報告表（第2号様式）により本部長に報告しなければならない。
- 3 本部連絡員は、本部が設置されている間、交替でその職務に従事し、従事している間においては、本部員である総務部長の指示があるまで退庁することができない。
- 4 本部連絡員は、その職務を交替したときは、本部員である総務部長に報告しなければならない。

(本部連絡員の招集)

第13条 本部員である総務部長は、必要があると認めるときは、本部長室又は指定した場所に本部連絡員を招集することができる。

(本部長室の開設)

第14条 本部長は、第3条第1項の規定により本部が設置された場合は、直ちに副本部長及び本部員を招集し、本部長室を開設するものとする。

- 2 本部長は、特に必要があると認めるときは、本部長室に本部長室の構成員以外の者の出席を求めることができる。

(本部長室の議事)

第15条 本部長室は、規則第2条に規定する事項について審議策定する。

- 2 部長は、その所管に係る事務について、本部長室に付議すべき事項が生じたときは、速やかに本部長室に付議しなければならない。

(本部長室の発信事項の処理)

第16条 本部員である総務部長は、本部長の指示事項及び本部長室の付議事項のうち、必要と認められた事項について、直接又は庁内放送、電話等により本部連絡員に伝達するものとする。

- 2 本部連絡員は、前項の規定により伝達された指示事項等を部内の関係のある班（災対総務部

に置かれた本部連絡員にあつては、併せて災対消防団)に伝達しなければならない。

- 3 本部員である企画財政部長は、発信事項のうち必要と認めたものを報道機関に発表しなければならない。

(本部長室の受信事項等の処理)

第17条 本部員である総務部長は、東京都災害対策本部からの指示、通報又は連絡事項を受信したときは、直ちに本部長に報告し、必要な指示を受けなければならない。

- 2 市民、警察署、消防署、関係防災機関等からの受信事項については、前項の規定に準じて処理するものとする。

(通信用紙)

第18条 本部長室における発信事項及び受信事項の処理は、発信事項については発信用紙(第3号様式)により、受信事項については受信用紙(第4号様式)によらなければならない。

(部・班長会議)

第19条 本部長は、次に掲げる場合において、規則第7条に規定する部・班長会議を招集する。

- (1) 本部長室において、招集を審議決定したとき。
 - (2) 部長から招集の要請があつたとき。
 - (3) その他重要な災害対策に関して、連絡調整を図る必要が生じたとき。
- 2 部・班長会議の招集場所は、その都度本部長が指示する。
 - 3 第1項の規定による招集があつた場合は、部長(災対消防団にあつては、部長及び副部長)及び班長は、直ちに前項の招集場所に集合しなければならない。

(本部の財務)

第20条 本部員である企画財政部長は、本部が設置された場合は、速やかに予算措置に関する基本方針を本部長室に付議するとともに、部長に必要な指示をしなければならない。

- 2 部長は、部の分掌事務の遂行に要する費用で、予算が不足する場合又は予算措置が講じられていない場合は、直ちに本部員である企画財政部長の指示を受けなければならない。

附 則 (略)

別 表 (略)

様 式 (略)

| 種別 | 発令の時期 | 態 勢 | 配備人員 |
|------------------|---|---|----------------------------------|
| 第1非常 配備態 勢 | 1 震度5弱の地震が発生したとき。 2 災害の発生又はそのおそれがあることにより、本部長が必要と認めたとき。 | 1 災害の発生を防御するための措置を強化する態勢 2 救助その他災害の拡大を防止するための措置に必要な準備を開始する態勢 3 情報の収集及び伝達をする態勢 | 各部の課長相当職以上並びに東大和市消防の団員 (60名) |
| 第2非常 配備態 勢 | 1 東海地震注意情報が発表されたとき。 2 震度5強の地震が発生したとき。 3 局地的災害の発生その他の状況により、本部長が必要と認めたとき。 | 1 第1非常配備態勢を強化する態勢 2 局地的災害に直ちに対処できる態勢 3 社会的混乱の防止、情報の収集及び連絡並びに広報活動に対処できる態勢 | 各部の係長相当職以上並びに東大和市消防の団員 (163名) |
| 第3非常 配備態 勢 | 1 震度6弱以上の地震が発生したとき。 2 災害の拡大その他の状況により、本部長が必要と認めたとき。 | 本部の全組織をもって対処する態勢 | 全職員 (491名) |

注1 地震の震度は、市の区域内におけるものとする。

注2 配備人員は、平成31年4月1日現在の数値である。なお、消防団員数は含まれない。

注3 非常配備態勢別の各部の職員動員数は、原則として資料編 資料第24「本部員の動員数」P. 資-35の通りである。

注4 休日・夜間等の勤務時間外に市の区域内で震度5弱の地震が発生したときは、種別の欄に規定する第1非常配備態勢の発令があったものとみなして、配備人員の欄に規定する職員は直ちに参集しなければならない。

注5 休日・夜間等の勤務時間外に市に東海地震注意情報が発表されたとき、又は市の区域内で震度5強の地震が発生したときは、種別の欄に規定する第2非常配備態勢の発令があったものとみなして、配備人員の欄に規定する職員は直ちに参集しなければならない。

注6 休日・夜間等の勤務時間外に市の区域内で震度6弱以上の地震が発生したときは、同表に規定する第3非常配備態勢の発令があったものとみなして、配備人員の欄に規定する職員は直ちに参集しなければならない。

資料第 24 「本部員の動員数」

(本文Ⅱ-5-16頁)

(平成 31 年 4 月 1 日現在)

| 本部組織 | 所属人数 | 第 1 非常配備 (課長相当職以上) | 第 2 非常配備 (係長相当職以上) | 第 3 非常配備 特別非常配備 (全職員) |
|-----------|------|-----------------------|-----------------------|-----------------------------|
| 災 対 総 務 部 | 45 | 6 | 19 | 45 |
| 災対企画財政部 | 37 | 10 | 23 | 37 |
| 災 対 市 民 部 | 96 | 9 | 26 | 96 |
| 災対子育て支援部 | 70 | 6 | 14 | 70 |
| 災 対 福 祉 部 | 89 | 7 | 23 | 89 |
| 災 対 環 境 部 | 20 | 3 | 6 | 20 |
| 災対都市建設部 | 54 | 6 | 18 | 54 |
| 災対学校教育部 | 23 | 5 | 11 | 23 |
| 災対社会教育部 | 44 | 4 | 16 | 44 |
| 協 力 部 | 13 | 4 | 7 | 13 |
| 計 (動員率) | 491 | 60 (12.2%) | 163 (33.2%) | 491 (100%) |

注 各部長は、災害の状況及び応急措置の進捗状況により、所属職員の動員人数を適宜増減することができるものとする。

資料第 25 「東大和市職員の休日・夜間における災害発生時の緊急初動体制に関する規程」(平成 16 年 2 月 18 日訓令第 2 号) (本文Ⅱ-5-17 頁)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、休日・夜間において、地震等により東大和市（以下「市」という。）の区域内で災害が発生した場合（そのおそれのある場合を含む。以下「災害発生時」という。）に、当該災害に対して、東大和市災害対策本部条例（昭和 39 年条例第 24 号）に定める東大和市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）が設置されるまでの間、災害応急対策の円滑な遂行を確保するための緊急に設置される組織（以下「緊急初動体制」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 休日・夜間 東大和市の休日に関する条例（平成 3 年条例第 31 号）第 1 条に規定する東大和市の休日及び月曜日から金曜日までにおける午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までの時間以外の時間をいう。
- (2) 初動本部 災害発生時において、災害対策本部が設置されるまでの間、市役所内に設置される本部をいう。
- (3) 初動支部 災害発生時において、災害対策本部が設置されるまでの間、別表初動支部の項に掲げる施設に設置される支部をいう。
- (4) 初動要員 災害発生時において、初動本部又は初動支部において応急活動を行う職員をいう。

(組織)

第 3 条 緊急初動体制は、初動本部及び初動支部をもって組織し、その担任業務は、別表のとおりとする。

(初動本部)

第 4 条 初動本部に初動本部長及び初動副本部長を置き、初動本部長は総務部長をもって充て、初動副本部長は防災安全課長をもって充てる。

- 2 初動本部長は、緊急初動体制を統括し、初動要員を指揮監督する。
- 3 初動副本部長は、初動本部長を補佐し、初動本部長に事故があるとき、又は初動本部長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 初動本部長及び初動副本部長ともに事故があるとき、又は初動本部長及び初動副本部長がともに欠けたときは、あらかじめ初動本部長が指名した者が初動本部長の職務を代理する。

(初動支部)

第 5 条 各初動支部に支部長及び副支部長を置く。

- 2 支部長及び副支部長は、市長が初動要員のうちから指名した者をもって充てる。

3 支部長は、初動本部長の命を受け、初動支部の担任業務をつかさどり、所属の初動要員を指揮監督する。

4 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故があるとき、又は支部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(初動要員)

第6条 初動要員は、市長が任命した職員及び防災安全課職員とし、その人数は80人以内とする。

2 市長は、前項の任命をする場合は、市の区域内及び近隣に居住する職員のうちから任命する。ただし、特に必要があると認めるときは、当該職員以外の職員のうちから任命することができる。

3 初動要員の出勤場所は、市長が任命した初動要員にあつては市長が指定した初動本部又は初動支部、防災安全課職員である初動要員にあつては初動本部とする。

4 初動要員（市長が任命した初動要員に限る。以下この項から第6項までにおいて同じ。）の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、当該初動要員が欠けた場合における補欠の初動要員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 初動要員は、病気、転居等により初動要員として活動することが困難となったときは、遅滞なく市長に届け出なければならない。

6 市長は、前項の規定により届出をした初動要員が初動要員として適しないと認めるときは、第4項の規定にかかわらず、当該初動要員を解任することができる。

(出勤)

第7条 初動要員は、次に掲げる場合は、直ちに出勤場所に出動しなければならない。

(1) 休日・夜間において、市の区域内で震度5弱以上の地震が発生した場合

(2) その他市の区域内における災害の発生により、市長が出動を命じた場合

2 初動要員は、特別の事情により出動できないときは、速やかに初動本部長又は支部長に連絡しなければならない。

(災害対策本部への引継ぎ)

第8条 初動本部長は、災害対策本部が設置されたときは、緊急初動体制における担任業務を災害対策本部に引き継ぐものとする。

(解散命令)

第9条 市長は、緊急初動体制の必要がなくなったときは、解散命令を出すものとする。

(訓練)

第10条 初動要員は、災害発生に備え、市が行う訓練等に参加し、平常時から自己の担任業務の習得に努めなければならない。

(庶務)

第11条 緊急初動体制に関する庶務は、総務部防災安全課において処理する。

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、初動本部長が別に定める。

附 則

(略)

附 則 (平成25年5月24日訓令第23号)

この訓令は、平成25年5月24日から施行する。

別表 (第2条、第3条関係)

| 区 分 | 設置場所 | 初動要員の数 | 担任業務 |
|------|-----------|-------------|--|
| 初動本部 | 市 役 所 | 30人以内 | 1 東京都及び関係防災機関との連絡に関する事。 2 初動支部との連絡に関する事。 3 初動支部への指揮に関する事。 4 市の区域内の被害情報等の収集に関する事。 5 災害対策本部の設置の準備に関する事。 6 その他緊急初動体制に関する事。 |
| 初動支部 | 各東大和市立中学校 | 各初動支部に10人以内 | 1 初動本部との連絡に関する事。 2 地区(初動支部が設置された施設を拠点とする市の区域の一部で当該初動支部の管轄区域として市長が定めたものをいう。以下同じ。)内の市の施設との連絡に関する事。 3 地区内の被害情報等の収集に関する事。 4 その他市民の安全確保を図るために必要な活動に関する事。 |

資料第 26 東大和市防災会議条例(昭和 39 年 7 月 1 日条例第 25 号)

(本文Ⅱ-5-19頁)

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。）第 16 条第 6 項の規定に基づき、東大和市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 東大和市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて東大和市（以下「市」という。）の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、法その他の法律又はこれらに基づく命令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

- 2 会長は、市長をもつて充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員の総数は、28 人以内とする。
- 6 委員は、次の各号に掲げる者をもつて充てる。
 - (1) 指定地方行政機関（法第 2 条第 4 号に規定する指定地方行政機関をいう。）の職員のうちから市長が任命する者
 - (2) 東京都の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
 - (3) 警視庁の警察官のうちから市長が任命する者
 - (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 教育委員会教育長
 - (6) 東京消防庁の職員のうちから市長が任命する者
 - (7) 消防団長
 - (8) 指定公共機関（法第 2 条第 5 号に規定する指定公共機関をいう。以下同じ。）又は指定地方公共機関（同条第 6 号に規定する指定地方公共機関をいう。以下同じ。）の役員又は職員のうちから市長が任命する者
 - (9) 自主防災組織等（法第 5 条第 2 項に規定する自主防災組織及び女性による自主的な防災組織をいう。）を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者

(10) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めて任命する者

7 市長は、前項第9号及び第10号の委員を任命するに当たっては、地域における多様な視点が反映されるよう配慮するものとする。

8 第6項第8号から第10号までの委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

9 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、東京都の職員、市の職員、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関の役員又は職員及び学識経験のある者のうちから、市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第5条 防災会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(議事等)

第6条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

付 則

(略)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年2月28日条例第12号)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の日以後最初に任命する改正後の第3条第6項第9号及び第10号の委員の任期は、改正後の同条第8項の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。

[参考]

○災害対策基本法一16・⑤

資料第 27 「通信連絡責任者および指定電話等の変更届」

(本文Ⅱ-6-3 頁)

| 機関名 | 連絡責任者 | | 指定電話 | 防災行政無線 | 備考 |
|-----|-------|--|------|--------|----|
| | 正 | | | | |
| | 副 | | | | |

資料第 28 「各防災機関の連絡責任者一覧」

(本文Ⅱ-6-3 頁)

(平成 31 年 4 月 1 日現在)

| 機関名 | | 連絡責任者 | |
|-----------------------------|--------------------------|---------------|----------------|
| 東 大 和 市 | | 正 | 防災安全課長 |
| | | 副 | 災害・防犯係長 |
| 東京 都 関 係 機 関 | 東京都総務局 総合防災部 | 正 | 防災対策課長 |
| | | 副 | 統括課長代理（運用総括担当） |
| | 北多摩北部 建設事務所 | 正 | 副所長兼庶務課長 |
| | | 副 | 総括課長代理（庶務担当） |
| | 東京都建設局 西部公園緑地事務所 | 正 | 副所長兼庶務課長 |
| | | 副 | 庶務担当課長代理 |
| | 東京都多摩立川 保健所 | 正 | 企画調整課長 |
| | | 副 | 総括課長代理（庶務担当） |
| | 東大和警察署 | 正 | 警備課長 |
| | | 副 | 警備係長 |
| | 北多摩西部 消防署 | 正 | 警防課長 |
| | | 副 | 防災安全係長 |
| 東京都下水道局 流域下水道本部 | 正 | 管理課長 | |
| | 副 | 管理課課長代理（庶務担当） | |
| 東京都水道局 立川給水管理事務所 | 正 | 営業課長 | |
| | 副 | 営業課庶務担当課長代理 | |
| 指定 行政 地方 機関 | 関東財務局 立川出張所 | 正 | 管財課長 |
| | | 副 | 管財課総務係長 |
| | 関東地方整備局 相武国道事務所 | 正 | 工事品質管理官 |
| | | 副 | 管理第二課 専門職 |
| 自衛 隊 | 陸上自衛隊第1師団 第1後方支援連隊輸送隊 | 正 | 輸送隊長 |
| | | 副 | 当直 運用訓練幹部 |
| 指定 公共 機関 | NTT 東日本 東京西支店 | 正 | 運営担当課長 |
| | | 副 | 運営担当主査 |
| | 東京電力パワーグリッド 立川支社 | 正 | 支社長 |
| | | 副 | 渉外担当 |
| | 東京ガス 多摩支店 | 正 | 支店長 |
| | | 副 | 地域広報GM |
| | 日本通運 多摩支店 | 正 | 業務課長 |
| | | 副 | 業務係長 |
| | 日本赤十字社 東京都支部 | 正 | 救護課長 |
| | | 副 | 救護係長 |
| 武蔵村山郵便局 | 正 | 総務部長 | |
| | 副 | 総務部 課長 | |

| 機関名 | | 連絡責任者 | |
|----------------------|-----------|-------|------------|
| 指定 地方 公共 機関 | 西武鉄道株式会社 | 正 | 管理部課長 |
| | | 副 | 運転指令情報担当 |
| | 多摩都市モノレール | 正 | 安全管理推進室副課長 |
| | | 副 | 安全管理推進室係長 |
| | 東大和市医師会 | 昼 間 | 医師会事務局 |
| | | 夜間・休日 | 会長 |
| | 東大和市歯科医師会 | 昼 間 | 歯科医師会事務局 |
| | | 夜間・休日 | 会長 |
| | 東大和市薬剤師会 | 昼 間 | 会長 |
| | | 夜間・休日 | |

[例文 1] 地震発生直後の注意事項（震度 6 弱以上の場合）

※ 1-1 地震発生直後から 30 分後位の場合

(注) 情報の空白時間帯をつくらぬよう、適宜、防災行政無線、安全安心情報送信サービス、広報車等により情報伝達する。

●【地震発生直後】

こちらは、東大和市役所です。

ただいま、大きな地震がありました。

皆さん、慌てず落ち着いて身の安全を確保してください。

窓ガラス、棚、ブロック塀、屋外のビル、看板などからできるだけ離れてください。

●【地震発生後の余震】

こちらは、東大和市役所です。

ただいま、余震が続いています。

皆さん、慌てず落ち着いて身の安全を確保してください。

窓ガラス、棚、ブロック塀、屋外のビル、看板などからできるだけ離れてください。

●【地震発生後、揺れがおさまってから】

こちらは、東大和市役所です。

皆さん、落ち着いて行動してください。

火災予防のため、火の使用を控えてください。

ガス栓又は、ガスコンロ、電気コンロ等のスイッチを切ってください。

家族の無事を確認してください。

出口を確保してください。

あわてて外に飛び出さないでください。

外出中の方は、周りに何も無いところにとどまり、様子を見てください。

駅周辺の混乱を防止するため、駅へ向かうのは控えてください。

緊急車両が通るため、車の使用を控えてください。

緊急連絡以外は、電話の使用は控えてください。

懐中電灯などで、明かりを確保してください。

ラジオ等から正確な情報を得てください。

[例文1] 地震発生直後の注意事項（震度6弱以上の場合）

※ 1-2 地震発生30分後以降2時間以内の場合

(注) 情報の空白時間帯をつくらないう、適宜、防災行政無線、安全安心情報送信サービス、広報車等により情報伝達すること。

(注) 項目が多いため、状況に応じ、情報が具体的な表現になるよう、心がけるとともに、何回かに分けて必要な事項を取捨選択すること。

●こちらは、東大和市役所です。

地震情報について、お知らせします。

東大和市は、震度〇弱（強）を記録しました。

今後の地震情報、余震に注意してください。

避難する場合は、次の事に注意してください。

あわてて外に飛び出さないでください。

ケガをしないよう、靴等を履いてください。

建物等、上部からの落下物に注意してください。

避難する場合は、行き先がわかるようにしてください。

壊れた建物、屋根瓦、ブロック塀から離れて避難してください。

電線には、近寄らないでください。

助けを求めている人がいたら、近くにいる人達で助けてください。

駅周辺の混乱を防止するため、駅へ向かうのは控えてください。

緊急車両が通るため、車の使用を控えてください。

●こちらは、東大和市役所です。

引き続き、余震に気を付けてください。

火災予防のため、火の使用は控えてください。

助けを求めている人がいたら、近くにいる人達で助けてください。

電話での安否確認は、控えてください。

安否確認は、災害用伝言板、災害用伝言ダイヤル等で確認してください。

引き続き、ラジオ等から正確な情報を得てください。

出どころのわからない情報（デマ）には、注意をしてください。

駅周辺の混乱を防止するため、駅へ向かうのは控えてください。

緊急車両が通るため、車の使用を控えてください。

[例文1] 地震発生直後の注意事項（震度6弱以上の場合）

※ 1-3 地震発生2時間～6時間以内の場合

(注) 情報の空白時間帯をつくらないう、30分～1時間おきに防災行政無線、安全安心情報送信サービス、広報車等により伝達すること。

(注) 項目が多いため、状況に応じ、情報が具体的な表現になるようこころがけるとともに、何回かに分けて必要な事項を取捨選択すること。

●こちらは、東大和市役所です。

引き続き、余震に気を付けてください。

人命救助・物資輸送のため、緊急交通路、緊急輸送道路では、緊急車両が通りますので、車の使用を控えてください。

●こちらは、東大和市役所です。

引き続き、余震に気を付けてください。

皆さんで、近所の人たちの安否確認をしてください。

助けを求めている人がいたら、近くにいる人達で助けてください。

お年寄りだけの家庭や子供だけの家庭はありませんか。身のまわりが落ち着いたら、声をかけてください。

火災予防のため、火の使用は控えてください。

ガス栓を締めてください。

電気器具のスイッチも切ってください。

●こちらは、東大和市役所です。

しばらくの間、控えていただくことがあります。

電話の使用は、控えてください。

水の使用は、控えてください。

電気の使用は、控えてください。

不必要な外出は、控えてください。

マッチ、ライター、ろうそくの使用は、控えてください。

引き続き、ラジオ等から正確な情報を得てください。

出どころのわからない情報（デマ）には、注意をしてください。

[例文1] 地震発生直後の注意事項（震度6弱以上の場合）

※ 1-4 地震発生6時間以降の場合

(注) 情報の空白時間帯をつくらないう、30分～1時間おきに防災行政無線、安全安心情報送信サービス、広報車等により伝達すること。

(注) 項目が多いため、状況に応じ、情報が具体的な表現になるようところがけるとともに、何回かに分けて必要な事項を、取捨選択して放送することが望ましい。

●こちらは、東大和市役所です。

現在、市内の電気、ガス、水道はすべて供給を停止しています。また、電話についてもかかりにくくなっています。

家族等の安否確認については、災害用伝言板、災害用伝言ダイヤル等で確認してください。

小さいお子さんやお年寄りの方、からだの不自由な方がいましたら、一声かけて安心させてください。

復旧には数日、かかることが予想されます。

今後の詳しい情報は、防災行政無線、防災情報メール、広報車等でお知らせします。

引き続き、ラジオ等から正確な情報を得てください。

出どころのわからない情報（デマ）には、注意をしてください。

[例文 2] 火災地区住民への避難命令の伝達

●こちらは、東大和市役所です。

〇〇町に避難準備情報。

現在、〇〇町付近で火災が発生しており、△△町方向へ延焼危険大。

速やかに避難準備をして、△△小学校避難所へ避難してください。

繰り返しお知らせします。(同じ内容を繰り返す。)

●こちらは、東大和市役所です。

〇〇町の住民に避難勧告（指示）

現在、〇〇町の火災が△△町方向へ延焼危険大につき、

〇〇町の住民の方は、直ちに〇〇町へ（〇〇方面へ）避難してください。

なお、現場に警察官、消防職員、消防団員、市職員などがいる場合には、その指示に従って避難してください。

繰り返しお知らせします。(同じ内容を繰り返す。)

(避難完了が確認されるまで繰り返すこと。)

[例文 3] 崖（土砂）くずれ危険地区住民への避難命令の伝達

●こちらは、東大和市役所です。

〇〇町住民に避難勧告（指示）

〇〇町は、崖（土砂）くずれの危険があります。

〇〇町の住民の方は、直ちに避難してください。

避難先は、〇〇避難所です。

なお、現場に警察官、消防職員、消防団員、市職員などがいる場合には、その指示に従って避難してください。

繰り返しお知らせします。（同じ内容を繰り返す。）

（避難完了が確認されるまで繰り返すこと。）

[例文 4] 水災地区住民への避難命令の伝達

●こちらは、東大和市役所です。

避難の準備をしてください。

現在、〇〇町付近は、河川の増水のため危険な状態になりつつあります。

お年寄りや子供さんを△△（小学校、中学校、市民センター、……………など）へ早めに避難させてください。

その他の人についても、避難できるように準備をしてください。避難の際には、火の元を確認してください。

荷物は、リュックなどの肩に掛けられる程度の最小限の非常用持出品にとどめ、両手は空けるようにしましょう。

●こちらは、東大和市役所です。

〇〇町住民に避難勧告（指示）

〇〇町付近一帯は、〇〇川の〇〇付近が決壊し、浸水しています。

（〇〇町付近一帯は、〇〇川の〇〇付近が決壊し、浸水のおそれがあります。）

〇〇町の住民の方々は、直ちに避難してください。

避難先は、〇〇（小学校、中学校、市民センター、……………など）です。

なお、現場に警察官や市職員・消防職員・消防団員などがいる場合には、その指示に従って落ち着いて避難してください。

繰り返しお知らせします。（同じ内容を繰り返す。）

(避難完了が確認されるまで繰り返すこと。)

[例文5] 被災者総合相談窓口の設置を周知する広報

●こちらは、東大和市役所です。

被災者相談窓口の設置についてお知らせします。

被災者相談窓口を、市役所等（本庁舎及び各事務所）に設置しました。

職員が相談の受付を行いますので、ご利用ください。

被災者相談窓口では、行方不明者の捜索受付を行うほか、生活物資に関する情報など、各種情報提供を行っています。

繰り返しお知らせします。（同じ内容を繰り返す。）

[例文6] 道路状況と交通規制

●こちらは、東大和市役所です。

道路交通情報についてお知らせします。

(その1)

現在、市内の道路は、(□□のため)すべての車両の通行が禁止されています。

ドライバーの皆さんは、カーラジオからの情報や現場の警察官の指示に従ってください。

(その2)

現在、市内の道路は、全ての車の通行が禁止されています。

車の使用は、控えてください。

繰り返しお知らせします。（同じ内容を繰り返す。）

[例文 7] 交通機関の運行状況

(その 1)

●こちらは、東大和市役所です。

交通機関の運行状況について、お知らせします。

現在、西武〇〇線・多摩都市モノレール・路線バスは、地震の影響で全て運 転を見合
わせています。

各交通機関では、線路などの運転施設の点検を行っていますが、運転再開の目途は、 た
っておりません。

今後の運行状況については、各公共交通機関の運行情報、ラジオ 等からの情報に注意
してください。

(その 2)

●こちらは、東大和市役所です。

交通機関の運行状況について、お知らせします。

現在、西武〇〇線・多摩都市モノレール・路線バスは、一部の区間で運転再開しまし
た。

〇〇線全区間 〇〇線全区間

〇〇線 〇〇・〇〇間 〇〇線 〇〇・〇〇間

なお、各路線とも運行本数も少なく、各駅では大変混雑が予想されます。

駅周辺の混乱を防止するため、むやみに移動を開始しない、職場や学校などに留まる
など、混乱防止に努めてください。

繰り返しお知らせします。(同じ内容を繰り返す。)

[例文 8] 避難所の開設状況

●こちらは、東大和市役所です。

避難所の開設について、お知らせします。

東大和市では、被災された方々のために、〇〇小学校、〇〇中学校、・・・に避難所
を開設しました。また、ケガをされた方は、〇〇小学校、〇〇中学校、・・・の避難所
に、医療救護所を開設しています。

繰り返しお知らせします。(同じ内容を繰り返す。)

[例文 9] 緊急医療救護所等の開設状況

●こちらは、東大和市役所です。

医療救護所の設置場所について、お知らせします。

東大和市では、負傷された方々のために、臨時の医療救護所を〇〇小学校、〇〇中学校、・・・に開設しています。

応急処置できないケガの方は、医療救護所へお願いします。

繰り返しお知らせします。(同じ内容を繰り返す。)

[例文 10] 応急給水の連絡

●こちらは、東大和市役所です。

現在、市内全域(〇〇町、〇〇町付近)では、地震の影響で断水が発生しております。市では、〇〇配水所・〇〇給水所に応急給水所を設置し、飲み水を配布しています。

繰り返しお知らせします。(同じ内容を繰り返す。)

[例文 11] 飲料水・食糧等の供給

●こちらは、東大和市役所です。

被災された方へ食糧、生活物資等の供給について、お知らせします。

〇〇〇避難所(・・・小(中)学校)にて、被災された方(自宅避難者含む)に、食糧・毛布などを配布しています。

(自主防災組織や自治会などを通じて、食糧・毛布などを配布しています。)

繰り返し、お知らせします。(同じ内容を繰り返す。)

[例文 1 2] 水道利用にあたっての市民への協力要請

●こちらは、東大和市役所です。

節水にご協力ください。

くみ置いた水は、必ず沸かしてから飲むようにしてください。

お風呂のため置いた水は、掃除や洗濯などの生活用水に使用するなど、水の有効利用に努めましょう。

繰り返しお知らせします。(同じ内容を繰り返す。)

[例文 1 3] 下水道利用にあたっての市民への協力要請

●こちらは、東大和市役所です。

下水道利用の自粛のお願い。

現在、〇〇地区の下水道管(下水処理施設)に被害が発生しているため、水を流さない(トイレの利用を控えるなど)ようご協力ください。

繰り返しお知らせします。(同じ内容を繰り返す。)

[例文 1 4] ごみ・資源物の収集状況

●こちらは、東大和市役所です。

(収集困難) ただいま、〇〇の影響により、ごみ・資源物の収集が困難な状況となっております。ご迷惑をおかけしますが、次回の収集日にお出してください。

(収集再開) ごみ・資源物の収集再開について、お知らせします。

〇〇地区は、〇〇日頃から収集を再開します。

それ以外の地区については、収集が再開されるまでの間、各家庭内で貯め置くなど、適切に保管してください。

繰り返し、お知らせします。(同じ内容を繰り返す。)

【利用方法】

災害用伝言ダイヤルの利用方法は、「171」をダイヤルし、音声ガイダンスに従って伝言の録音、再生を行う。

| 操作手順 | | 伝言の録音 | | 伝言の再生 | |
|--------------------------|--|--|--|---------------------------|--|
| ① | 171をダイヤル | 1 7 1 | | | |
| ② | 録音または再生を選ぶ。 | [ガイダンス] こちらは災害用伝言ダイヤルセンターです。録音される方は「1」、再生される方は「2」、暗証番号を利用する録音は「3」、暗証番号を利用する再生は「4」をダイヤルしてください。 | | | |
| | | (暗証番号なし) | (暗証番号あり) | (暗証番号なし) | (暗証番号あり) |
| | | 1 | 3 | 2 | 4 |
| | | [ガイダンス] 4桁の暗証番号をダイヤルして下さい。 XXXX | [ガイダンス] 4桁の暗証番号をダイヤルして下さい。 XXXX | | |
| ③ | 被災地の方の電話番号を入力する。 | [ガイダンス] 被災地の方はご自宅の電話番号、または、連絡を取りたい被災地の方の電話番号を市外局番からダイヤルして下さい。被災地域以外の方は、連絡を取りたい被災地の方の電話番号を市外局番からダイヤルして下さい。 0 XX XXX XXXX | | | |
| 伝言ダイヤルセンターに接続します。 | | | | | |
| ④ | メッセージの録音 メッセージの再生 | [ガイダンス] 電話番号XXXXXXXX(、暗証番号XXXX)の伝言を録音します。プッシュ式の電話機をご利用の方は数字の「1」のあとシャープを押して下さい。ダイヤル式の方はそのままお待ち下さい。尚、電話番号が誤りの場合、もう一度おかけ直し下さい。 | | | |
| | | ダイヤル式電話機の場合 | プッシュ式電話機の場合 | ダイヤル式電話機の場合 | プッシュ式電話機の場合 |
| | | (ガイダンスが流れるまでお待ちください) | 1 # | (ガイダンスが流れるまでお待ちください) | 1 # |
| | | [ガイダンス] 伝言をお預かりします。ピツという音の後に、30秒以内でお話下さい。お話が終わりましたら、電話をお切り下さい。 | [ガイダンス] 伝言をお預かりします。ピツという音の後に、30秒以内でお話下さい。お話が終わりましたら、数字の9の後シャープを押して下さい。 | [ガイダンス] 新しい伝言からお伝えします。 | [ガイダンス] 新しい伝言からお伝えします。伝言を繰返す時は、数字の8の後シャープを、次の伝言に移る時は、数字の9の後シャープを押して下さい。 |
| 伝言の録音 | | 伝言の再生 | | | |
| (ガイダンスが流れるまでお待ちください) | 録音終了後 9 # [ガイダンス] 伝言を繰返します。訂正される時は数字の8の後シャープを押して下さい。 録音した伝言内容を確認する。 | [ガイダンス] お伝えする伝言は以上です。 | [ガイダンス] お伝えする伝言は以上です。伝言を追加して録音される時は、数字の3の後、シャープを押して下さい。 (ガイダンスが流れるまでお待ちください) | | |
| [ガイダンス] 伝言をお預かりしました。 | [ガイダンス] お伝えする伝言は以上です | | | | |
| ⑤ | 終了 | 自動で終話します。 | | | |

資料第 31 「医薬品・医療資器材の備蓄状況」

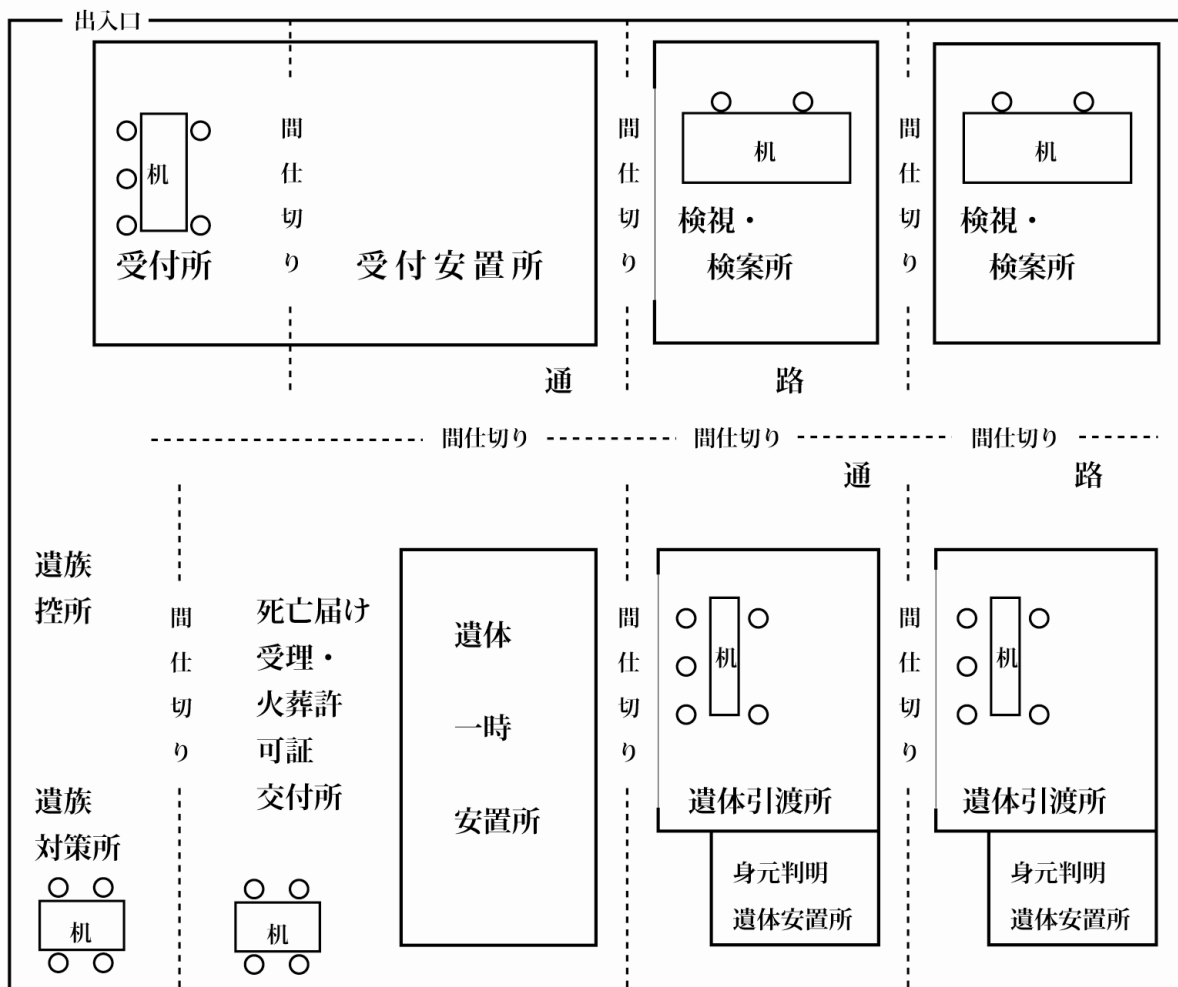
(本文Ⅱ-7-3 頁)

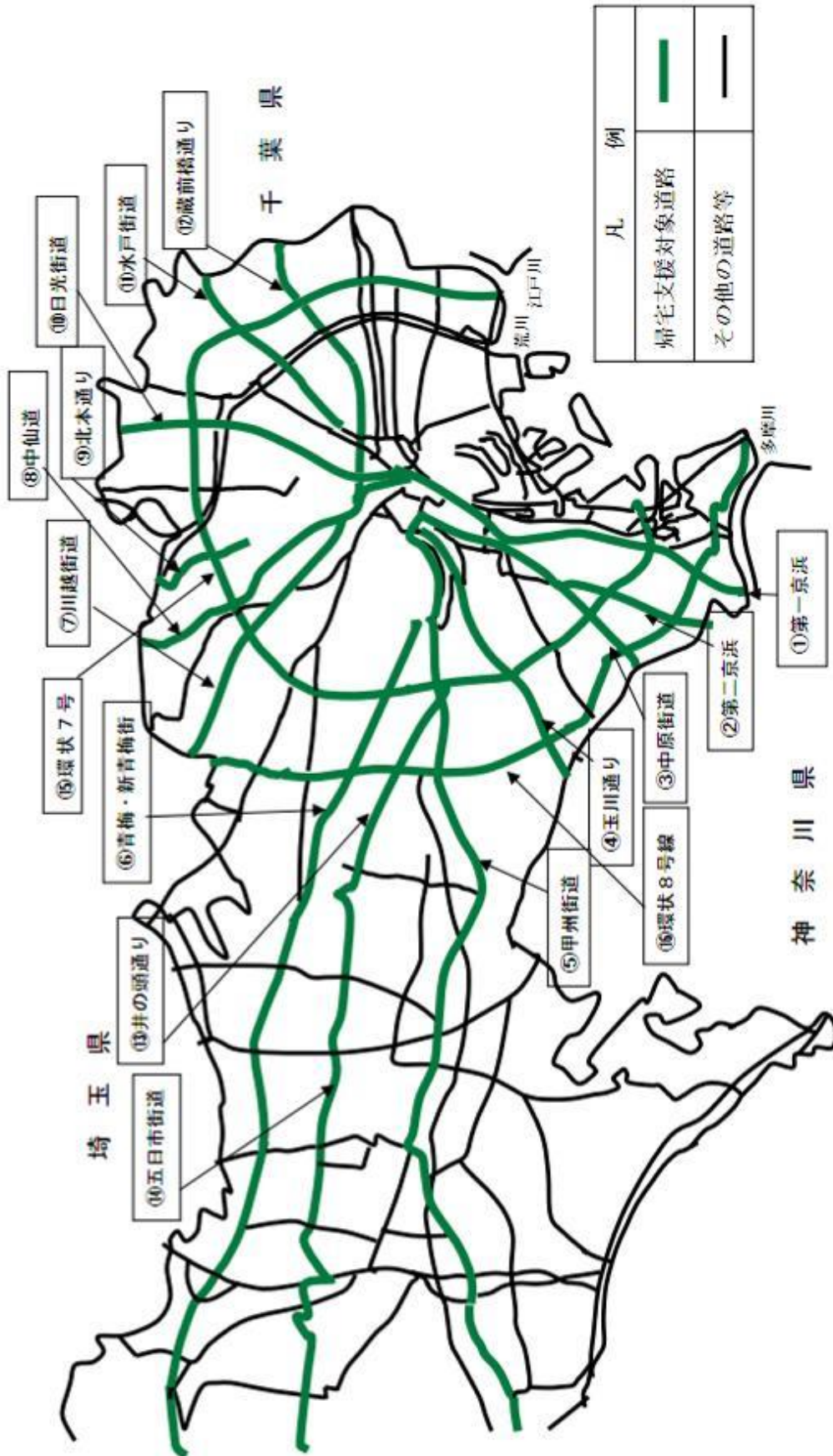
(令和元年 11 月 1 日現在)

| 品 名 | 数量 | 備蓄場所 | 対応人数 |
|-----------------------|-------|--------------|----------|
| 災害用救急医療資器材 (蘇生セット) | 2 セット | 市役所地下備蓄庫 | 10 名対応 |
| 災害用救急医療資器材 (創傷セット) | 2 セット | 市役所地下備蓄庫 | 200 名対応 |
| 災害用救急医療資器材 (熱傷セット) | 2 セット | 市役所地下備蓄庫 | 100 名対応 |
| 災害用救急医療資器材 (骨折セット) | 2 セット | 市役所地下備蓄庫 | 100 名対応 |
| 災害用救急医療資器材 (輸血輸液セット) | 2 セット | 市役所地下備蓄庫 | 1000 名対応 |
| 災害用救急医療資器材 (緊急医薬品セット) | 2 セット | 市役所地下備蓄庫 | 1000 名対応 |
| 災害用救急医療資器材 (雑品セット) | 2 セット | 市役所地下備蓄庫 | — |
| 救急箱 | 18 個 | 各備蓄庫・各備蓄コンテナ | 各 50 名対応 |
| 担架 | 53 個 | | |

資料第 32 「遺体收容所における標準的な配置区分図」

(本文Ⅱ-7-3 頁)





資料第 34 「一時避難場所の一覧」

(本文Ⅱ-9-1 頁)

(令和元年 11 月 1 日現在)

| 避 難 場 所 | 所在地 | 収容人員 (人) | 広域避難場所 を兼ねる場所 |
|---------------------------------|-------------|-------------|------------------|
| 第一小学校 | 奈良橋 4-573 | 1,141 | |
| 第二小学校 | 南街 3-61-2 | 1,183 | |
| 第三小学校 | 清原 4-1312-2 | 1,186 | |
| 第四小学校 | 狭山 5-1038 | 1,193 | |
| 第五小学校 | 向原 1-11 | 1,342 | |
| 第六小学校 | 仲原 1-5-1 | 1,075 | |
| 第七小学校 | 芋窪 5-1171 | 1,261 | |
| 第八小学校 | 立野 3-1255 | 1,185 | |
| 第九小学校 | 蔵敷 2-546 | 1,005 | |
| 第十小学校 | 上北台 3-399 | 1,189 | |
| 第一中学校 | 奈良橋 3-530 | 1,481 | |
| 第二中学校 | 南街 3-60-4 | 969 | |
| 第三中学校 | 仲原 2-7 | 1,256 | |
| 第四中学校 | 立野 2-6-2 | 1,133 | |
| 第五中学校 | 芋窪 5-1119 | 972 | |
| 東大和高校 | 中央 3-945 | 968 | |
| 東大和南高校 | 桜が丘 3-44-8 | 1,110 | |
| 東京街道団地中央公園 | 清原 3-1 | 2,200 | |
| 向原中央広場 | 向原 3-10 | 1,950 | |
| 上仲原公園 | 向原 1-1 | 9,370 | ○ |
| 桜が丘市民広場 (東大和市 Rond 桜が丘フィールド) | 桜が丘 2-142-2 | 2,139 | ○ |
| 東大和南公園 | 桜が丘 2-106-2 | 15,179 | ○ |
| 計 | | 50,487 | |

収容人員は、一人当たり 2 m²で算出

資料第 35 「広域避難場所の一覧」

(本文Ⅱ-9-1 頁、Ⅱ-9-6 頁)

(令和元年 11 月 1 日現在)

| 広域避難場所 | 面積 (㎡) | 有効面積 (㎡) | 収容人員 (人) | 避難地区 |
|--|-----------|-------------|-------------|------------------------|
| 上仲原公園 | 44,775 | 18,740 | 9,370 | 向原 1・2 丁目 新堀 1・2 丁目 |
| 桜が丘市民広場 (東大和市ロンド桜が丘 フィールド)・都立東大和南公園 | 82,752 | 34,636 | 17,318 | 南街 1～6 丁目 |
| 計 | 127,527 | 53,376 | 26,688 | |

収容人員は、一人当たり 2 ㎡で算出

資料第 36 「避難所の一覧」

(本文Ⅱ-9-1 頁、Ⅱ-9-6 頁)

(令和元年 11 月 1 日現在)

| 地区割 | 施設名 | 所在地 | 避難所有効面積 (㎡) | | 収容人数 (人) | 備蓄庫 |
|--------|----------------------------|--------------|-------------|-------|-------------|-------|
| | | | 普通教室等 | 体育館 | | |
| 第一中学校区 | ◎第一中学校 | 奈良橋 3-530 | 1,402 | 1,043 | 1,481 | ○ |
| | 第一小学校 | 奈良橋 4-573 | 1,472 | 411 | 1,141 | |
| | 第四小学校 | 狭山 5-1038 | 1,536 | 434 | 1,193 | ○ |
| | 奈良橋市民センター | 奈良橋 4-600 | 788 | - | 477 | |
| | 狭山公民館 | 狭山 3-1344-1 | 254 | - | 153 | ○ |
| | 小 計 | | | | | 4,445 |
| 第二中学校区 | ◎第二中学校 | 南街 3-60-4 | 1,115 | 486 | 969 | ○ |
| | 第二小学校 | 南街 3-61-2 | 1,536 | 419 | 1,183 | ○ |
| | 南街市民センター | 南街 5-32 | 563 | - | 341 | |
| | 向原市民センター | 向原 3-10 | 917 | - | 555 | |
| | 小 計 | | | | | 3,048 |
| 第三中学校区 | ◎第三中学校 | 仲原 2-7 | 1,536 | 538 | 1,256 | ○ |
| | 第三小学校 | 清原 4-1312-2 | 1,536 | 424 | 1,186 | ○ |
| | 第五小学校 | 向原 1-11 | 1,792 | 423 | 1,342 | ○ |
| | 第六小学校 | 仲原 1-5-1 | 1,344 | 431 | 1,075 | |
| | 清原市民センター | 清原 4-1 | 485 | - | 293 | |
| | 新堀地区会館 | 新堀 3-6-1 | 237 | - | 143 | |
| 小 計 | | | | | 5,295 | 人 |
| 第四中学校区 | ◎第四中学校 | 立野 2-6-2 | 1,344 | 527 | 1,133 | ○ |
| | 第八小学校 | 立野 3-1255 | 1,536 | 422 | 1,185 | ○ |
| | 第十小学校 | 上北台 3-399 | 1,443 | 520 | 1,189 | ○ |
| | 都立東大和南高校 | 桜が丘 3-44-8 | 847 | 1,188 | 1,233 | |
| | 都立東大和高校 | 中央 3-945 | 622 | 977 | 968 | |
| | 上北台市民センター | 上北台 2-865-9 | 839 | - | 508 | |
| | 桜が丘市民センター | 桜が丘 3-44-13 | 456 | - | 276 | |
| | 市民体育館(東大和市 Rondみんなの体育館) | 桜が丘 2-167-13 | - | 2,376 | 1,440 | ○ |
| | 中央公民館 | 中央 3-926 | 956 | - | 579 | |
| 小 計 | | | | | 8,511 | 人 |
| 第五中学校区 | ◎第五中学校 | 芋窪 5-1119 | 1,088 | 518 | 972 | ○ |
| | 第七小学校 | 芋窪 5-1171 | 1,664 | 418 | 1,261 | ○ |
| | 第九小学校 | 蔵敷 2-546 | 1,152 | 507 | 1,005 | ○ |
| | 蔵敷公民館 | 蔵敷 2-337 | 229 | - | 138 | ○ |
| | 郷土博物館 | 奈良橋 1-260-2 | 274 | - | 166 | |
| | 小 計 | | | | | 3,542 |
| 合 計 | | | | | 24,841 | 人 |

※◎は中学校区内の拠点施設

資料第 37 「二次避難所（福祉避難所）の一覧」

（本文Ⅱ-9-1 頁、Ⅱ-9-6 頁）

（令和元年 11 月 1 日現在）

| 協定締結先 | 施設名 | 公私別 | 所在地 | 電話番号 |
|----------------------------|--------------------------------|---------------|--------------------|----------------|
| 社会福祉法人 向会 | 在宅サービスセンター 向台 | 私立 | 芋窪 3-1611-1 | 042 (563) 8775 |
| | 東大和市高齢者在宅サ ービスセンターむこう はら | 市立 (指定管理者) | 向原 3-10 13 号棟 1 階 | 042 (567) 5855 |
| | 向台老人ホーム | 私立 | 芋窪 3-1638-2 | 042 (562) 6787 |
| 社会福祉法人 多摩大和園 | 在宅サービスセンター やまと苑 | 私立 | 狭山 2-1264-5 | 042 (563) 8163 |
| | 在宅サービスセンター さくら苑 | 私立 | 桜が丘 2-122-4 | 042 (566) 3910 |
| | 東大和市高齢者在宅サ ービスセンターきよは ら | 市立 (指定管理者) | 清原 1-1 34 号棟 1 階 | 042 (590) 1176 |
| | 特別養護老人ホーム やまと苑 | 私立 | 狭山 2-1264-5 | 042 (563) 8181 |
| | 特別養護老人ホーム さくら苑 | 私立 | 桜が丘 2-122-4 | 042 (564) 3939 |
| 社会福祉法人 一石会 | デイサービスセンター 風の樹 | 私立 | 蔵敷 3-873-1 | 042 (561) 3882 |
| | 特別養護老人ホーム 風の樹 | 私立 | 蔵敷 3-873-1 | 042 (561) 3855 |
| 社会福祉法人 恩賜財団東京 都同胞援護会 | 指定障害者支援施設 さやま園 | 私立 | 東村山市富士見町 2-7-13 | 042 (391) 3275 |
| 株式会社セン チュリーライ フ | メディカルケア セン チュリーハウス玉川上 水 | 私立 | 桜が丘 4-29-4 | 042 (590) 0336 |
| 社会福祉法人 友遊会 | 東大和市総合福祉セン ターは～とふる | 私立 | 桜が丘 2-53-6 | 042 (516) 3981 |
| | 特別養護老人ホーム は～とふる | 私立 | 桜が丘 2-53-6 | 042 (516) 3985 |
| 医療法人 徳寿会 | 介護老人保健施設 プラチナ・ヴィラ東大 和 | 私立 | 芋窪 6-1284-1 | 042 (843) 6557 |

資料第 38 「北多摩西部消防署の地域連携」

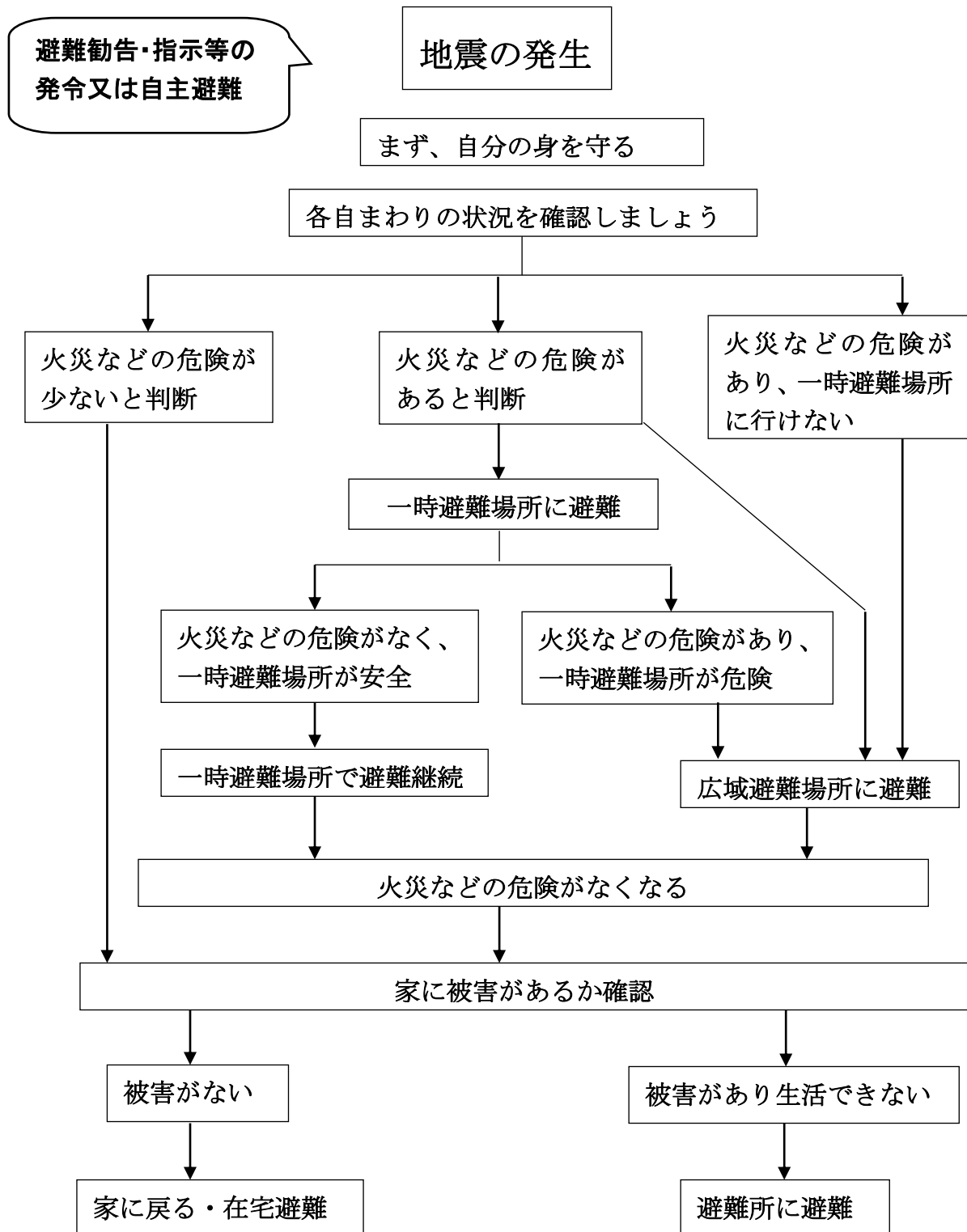
(本文Ⅱ-9-5 頁)

① 社会福祉施設相互応援協定締結状況

| 事業所名 | |
|------------------|-------------------|
| 特別養護老人ホーム向台老人ホーム | 介護老人保健施設東大和ケアセンター |
| 特別養護老人ホームやまと苑 | 特別養護老人ホーム風の樹 |
| 特別養護老人ホームさくら苑 | |

② 消防のふれあいネットワーク

| 事業所名 | 自治会名 | 締結日 |
|-----------|-----------|-------------|
| 向台老人ホーム | 芋窪自治会 | 平成7年3月24日 |
| やまと苑老人ホーム | 狭山自治会 | 平成14年11月19日 |
| さくら苑老人ホーム | 森永乳業社宅自治会 | 平成14年11月19日 |
| 風の樹 | 芝中住宅自治会 | 平成19年6月10日 |



避難者カード NO /

※欄は、避難所担当職員が記入する欄です。記入しないようにしてください。
 ※世帯ごとに記入してください。

| | | | |
|-------|--|-------|--|
| ※避難所名 | | ※確認者名 | |
|-------|--|-------|--|

| | | | | | | | | |
|-----------------------|-----------|-----|-----|-----|------|----|-----|--|
| 現住所 | 東大和市 丁目 番 | | | | | | | |
| 氏名 | 続柄 | 性別 | 年齢 | 介護 | 入所日 | 備考 | 退所日 | |
| 1 | 本人 | 男・女 | 歳 | 要・不 | | | | |
| 2 | | 男・女 | 歳 | 要・不 | | | | |
| 3 | | 男・女 | 歳 | 要・不 | | | | |
| 4 | | 男・女 | 歳 | 要・不 | | | | |
| 5 | | 男・女 | 歳 | 要・不 | | | | |
| 6 | | 男・女 | 歳 | 要・不 | | | | |
| 7 | | 男・女 | 歳 | 要・不 | | | | |
| 計 | 男 人 | | 女 人 | | 合計 人 | | | |
| 問い合わせに対する氏名及び住所の公表の可否 | | | | | | | 可・否 | |

特記事項

資料第 41 「主食の備蓄状況」

(本文Ⅱ-9-1 頁、Ⅱ-10-1 頁)

(令和元年7月1日現在)

| 品 目 | 数 量 | 備 蓄 場 所 |
|------------|----------|-----------------------------|
| 乾パン、クラッカー等 | 33,054 食 | 各防災備蓄庫、小・中学校の備蓄コンテナ及び給食センター |
| アルファ化米 | 73,650 食 | |
| おかゆ | 2,900 食 | |

資料第 42 「生活必需品等の備蓄状況」

(本文Ⅱ-10-1 頁)

(令和元年7月1日現在)

| 備蓄名 | 数量 | 備蓄名 | 数量 |
|------------|----------|-----------|----------|
| 毛布（市備蓄分） | 12,840 枚 | 生理用品 | 11,582 枚 |
| 毛布（都事前配備分） | 1,750 枚 | おむつ（大人用） | 4,012 枚 |
| 敷物（市備蓄分） | 1,000 枚 | おむつ（子供用） | 13,784 枚 |
| 敷物（都事前配備分） | 1,000 枚 | トイレットペーパー | 1,576 個 |
| テント | 9 張 | 簡易トイレ | 722 個 |
| ティッシュペーパー | 3,980 箱 | | |

資料第 43 「ろ過装置配置場所」

(本文Ⅱ-10-1 頁)

(令和元年11月1日現在)

| 設置場所 | 住 所 | 設置場所 | 住 所 | 設置場所 | 住 所 |
|-------|------------|-------|----------|--------|-------------|
| 第一小学校 | 奈良橋4-573 | 第八小学校 | 立野3-1255 | 第五中学校 | 芋窪5-1119 |
| 第二小学校 | 南街3-61-2 | 第九小学校 | 蔵敷2-546 | 市役所車庫棟 | 中央3-930 |
| 第三小学校 | 清原4-1312-2 | 第十小学校 | 上北台3-399 | 蔵敷備蓄庫 | 蔵敷2-337 |
| 第四小学校 | 狭山5-1038 | 第一中学校 | 奈良橋3-530 | 奈良橋備蓄庫 | 奈良橋2-616-9 |
| 第五小学校 | 向原1-11 | 第二中学校 | 南街3-60-4 | 上仲原備蓄庫 | 向原1-1-1 |
| 第六小学校 | 仲原1-5-1 | 第三中学校 | 仲原2-7 | 市民体育館 | 桜が丘2-167-13 |
| 第七小学校 | 芋窪5-1171 | 第四中学校 | 立野2-6-2 | | |

資料第 44 「備蓄倉庫等の整備状況」

(本文Ⅱ-10-1 頁、Ⅱ-10-5 頁)

(令和元年11月1日現在)

(1) 備蓄倉庫

| 名 称 | 所在地 | 規模 (㎡) | 名 称 | 所在地 | 規模 (㎡) |
|----------|----------|--------|-------------|-------------|--------|
| 市役所地下備蓄庫 | 中央 3-930 | 105.60 | 蔵敷備蓄庫 | 蔵敷 2-337 | 32.00 |
| 市役所総務部倉庫 | 中央 3-930 | 36.00 | 奈良橋備蓄庫 | 奈良橋 2-616-9 | 32.40 |
| 上仲原備蓄庫 | 向原 1-1-1 | 32.00 | 玉川上水 集会所 | 桜が丘 4-29-17 | 5.79 |
| | | | 計 | | 243.79 |

(2) 備蓄コンテナ

| | 名 称 | 所在地 | 規模 (㎡) | | 名 称 | 所在地 | 規模 (㎡) |
|---|-------|-------------|--------|----|-------|---------------|--------|
| 1 | 第二小学校 | 南街 3-61-2 | 14.76 | 10 | 第二中学校 | 南街 3-60-4 | 14.40 |
| 2 | 第三小学校 | 清原 4-1312-2 | 14.40 | 11 | 第三中学校 | 仲原 2-7 | 14.40 |
| 3 | 第四小学校 | 狭山 5-1038 | 14.40 | 12 | 第四中学校 | 立野 2-6-2 | 14.40 |
| 4 | 第五小学校 | 向原 1-11 | 14.40 | 13 | 第五中学校 | 芋窪 5-1119 | 14.40 |
| 5 | 第七小学校 | 芋窪 5-1171 | 14.40 | 14 | 湖畔集会所 | 湖畔 2-1044-234 | 14.40 |
| 6 | 第八小学校 | 立野 3-1255 | 14.40 | 15 | 狭山公民館 | 狭山 3-1344-1 | 14.40 |
| 7 | 第九小学校 | 蔵敷 2-546 | 14.40 | 16 | 市民体育館 | 桜が丘 2-167-13 | 14.40 |
| 8 | 第十小学校 | 上北台 3-399 | 14.40 | 17 | 清水公園 | 清水 3-786-2 | 14.76 |
| 9 | 第一中学校 | 奈良橋 3-530 | 14.40 | | 計 | | 245.52 |

資料第 45 「主な災害対策用資機材の備蓄状況」 (本文Ⅱ-10-1 頁、Ⅱ-10-5 頁)

(令和元年 11 月 1 日現在)

| 場 所 内 容 | | 備 蓄 倉 庫 | | | | | | 各 備 蓄 コンテナ (1 か所あたり) |
|------------|----------|--------------|--------------|-------|-----|-------|------------------|----------------------------|
| | | 市 役 所 地 下 | 総 務 部 倉 庫 | 上 仲 原 | 蔵 敷 | 奈 良 橋 | 玉 川 上 水 集 会 所 | |
| 医 療 | 医療セット | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 救急箱 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 1 |
| | 担架 | 4 | 0 | 5 | 5 | 5 | 2 | 2 |
| 飲 料 水 | 給水タンク | 10 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| | 水槽 | 0 | 0 | 0 | 3 | 0 | 0 | 0 |
| | ろ過機 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 |
| | バケツ | 0 | 100 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 飲料水用袋 | 800 | 0 | 400 | 400 | 400 | 0 | 750 |
| 電 気 | 発電機 | 6 | 1 | 8 | 6 | 3 | 1 | 2 |
| | 投光器 | 8 | 0 | 4 | 3 | 13 | 0 | 0 |
| | 強力ライト | 20 | 0 | 20 | 20 | 20 | 0 | 10 |
| | 簡易照明具 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| | ろうそく | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 120 | 60 |
| 放 送 | マイク機材 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 拡声器 | 4 | 0 | 0 | 5 | 3 | 0 | 2 |
| 救 助 工 具 | チェーンソー | 3 | 1 | 3 | 3 | 2 | 1 | 1 |
| | 土のう袋 | 0 | 2,000 | 0 | 0 | 1,800 | 0 | 0 |
| | スコップ | 0 | 41 | 47 | 33 | 20 | 3 | 5 |
| | 複式シャベル | 0 | 1 | 10 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 工具セット | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | つるはし | 0 | 4 | 3 | 4 | 3 | 1 | 2 |
| | 鉄ハンマー | 0 | 9 | 3 | 3 | 3 | 1 | 2 |
| | のこぎり | 0 | 5 | 3 | 3 | 3 | 1 | 2 |
| | バール | 0 | 0 | 3 | 3 | 3 | 1 | 2 |
| | なた | 0 | 0 | 3 | 3 | 3 | 1 | 2 |
| | おの | 0 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | かま | 0 | 6 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | とび口 | 0 | 0 | 10 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | ボトルクリッパー | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 |
| | かけや | 0 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 燃 料 | 豆炭 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5 |
| | パワーコンロ | 100 | 0 | 100 | 100 | 100 | 0 | 120 |
| そ の 他 | 消防ホース | 0 | 0 | 0 | 10 | 10 | 0 | 0 |
| | テント | 0 | 4 | 0 | 5 | 0 | 0 | 0 |
| | 防水シート | 0 | 24 | 210 | 640 | 190 | 30 | 100 |

資料第 46 「災害時臨時離着陸場」

(本文Ⅱ-10-1 頁)

(令和元年 11 月 1 日現在)

| 名 称 | 所在地 | 着陸展開面 (m) | 最大発着可能機種 |
|----------|-------------|--------------|-------------|
| 第六小学校 | 仲原 1-5-1 | 100×100 | 中型機 (陸上自衛隊) |
| 第一中学校 | 奈良橋 3-530 | 120× 80 | 大型機 (東京消防庁) |
| 都立東大和南公園 | 桜が丘 2-106-2 | 100×80 | 大型機 (陸上自衛隊) |

資料第 47 「市内災害時給水ステーション (給水拠点)」

(本文Ⅱ-10-4 頁)

(平成 31 年 3 月 1 日現在)

| 施設名 | 所在地 | 確保可能水量 |
|--------------|-------------|----------------------|
| 東京都水道局上北台浄水所 | 上北台 1-801-1 | 5,330m ³ |
| 東京都水道局東大和給水所 | 桜が丘 3-44 | 26,660m ³ |
| 合 計 | | 31,990m ³ |

※ 東大和給水所は工事に伴い、確保可能水量が、工事期間中 (平成 31 年 3 月 4 日から令和 3 年 8 月 13 日までの予定) 17,700m³となる。

資料第 48 「応急給水用資器材」

(本文Ⅱ-10-4 頁)

| 施設名 | 仮設給水栓 一式 | ホース | | | エンジン ポンプ | 飲料水袋詰装置 |
|--------------|-------------|-----|-----|-----|-------------|---------|
| | | 5m | 20m | その他 | | |
| 東京都水道局上北台浄水所 | 5 | 4 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 東京都水道局東大和給水所 | 5 | 3 | 3 | 0 | 0 | 1 |
| 合 計 | 10 | 7 | 4 | 0 | 0 | 1 |

資料第 49 「震災対策用井戸の指定状況」

(本文Ⅱ-10-4 頁)

(令和元年11月1日現在)

| 番号 | 所在地 | 所有者 | 番号 | 所在地 | 所有者 |
|-----|------------|---------|-----|------------|---------|
| 1 | 芋窪2-1934 | 尾 亦 ヒ サ | 1 1 | 奈良橋4-662 | 中 村 重 雄 |
| 2 | 芋窪2-2012 | 木 村 英 子 | 1 2 | 奈良橋5-514 | 石 川 文 男 |
| 3 | 芋窪1-2134 | 橋 本 忠 夫 | 1 3 | 高木2-135 | 尾 崎 保 夫 |
| 4 | 芋窪4-1438 | 三 田 高 一 | 1 4 | 高木2-119 | 和 地 よし子 |
| 5 | 芋窪3-1600 | 木 下 富 雄 | 1 5 | 高木2-176 | 関 田 文 吉 |
| 6 | 蔵敷1-310 | 内 野 仁 | 1 6 | 狭山4-1439-1 | 竹 内 健 造 |
| 7 | 蔵敷2-595 | 内 野 孝 | 1 7 | 狭山5-1547 | 杉 本 初 男 |
| 8 | 奈良橋2-373 | 石 川 元 允 | 1 8 | 清水3-771 | 五十嵐 弘 幸 |
| 9 | 奈良橋2-433 | 粕 谷 順 子 | 1 9 | 清水4-964-1 | 原 千代子 |
| 1 0 | 奈良橋4-650-1 | 高 橋 達 男 | | | |

資料第 50 「公共施設受水槽状況」

(本文Ⅱ-10-4 頁)

(令和元年 11 月 1 日現在)

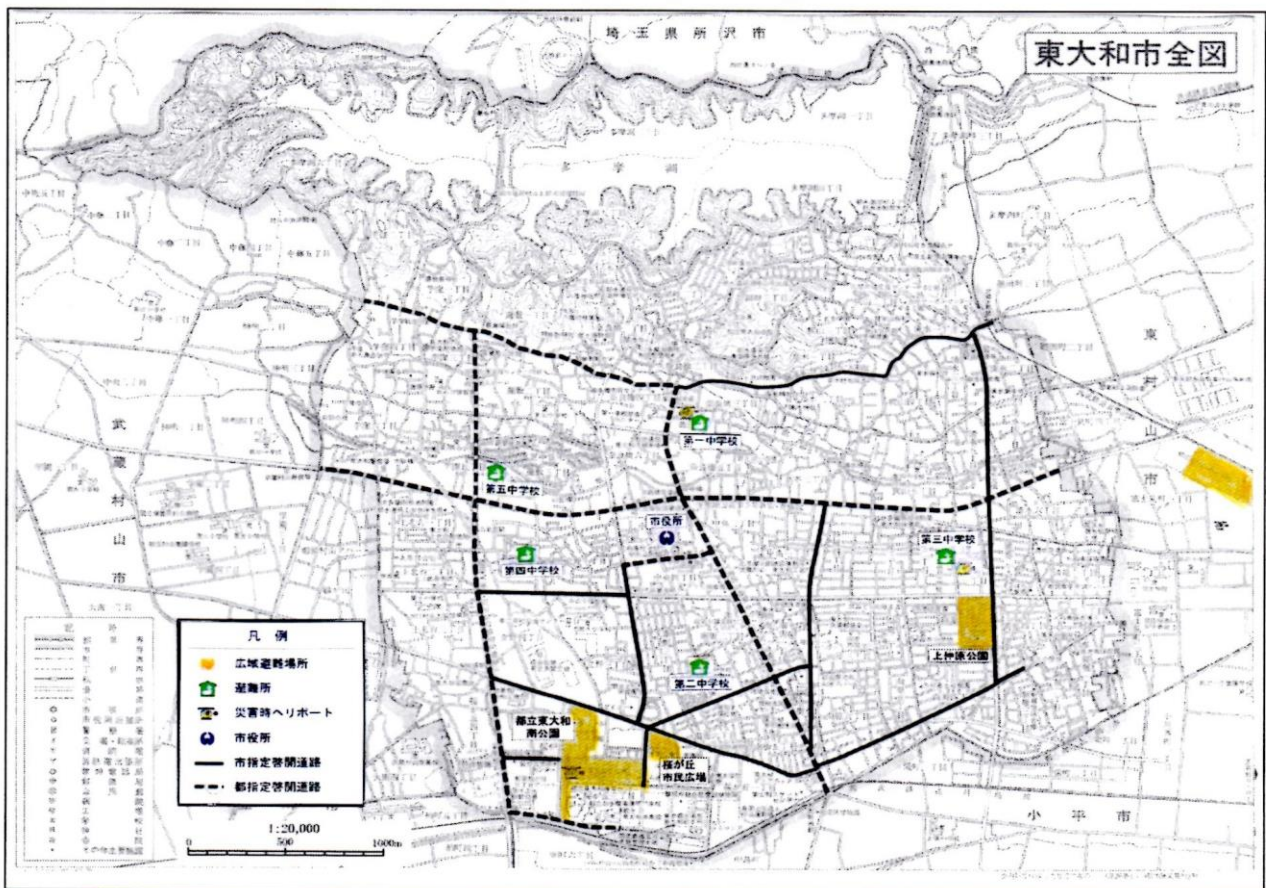
| 施設名 | 容量(m ³) | 施設名 | 容量(m ³) | 施設名 | 容量(m ³) |
|-------|---------------------|-------|---------------------|-----------|---------------------|
| 第一小学校 | 8.0 | 第七小学校 | 16.0 | 第三中学校 | 40.0 |
| 第二小学校 | 19.8 | 第八小学校 | 8.0 | 第四中学校 | 10.0 |
| 第三小学校 | ※ 38.0 | 第九小学校 | 30.0 | 第五中学校 | 25.0 |
| 第四小学校 | ※ 18.0 | 第十小学校 | 40.0 | 奈良橋市民センター | 20.0 |
| 第五小学校 | 8.0 | 第一中学校 | 22.5 | 上北台市民センター | 12.0 |
| 第六小学校 | ※ 21.0 | 第二中学校 | 19.0 | 中央公民館 | 32.6 |

注 ※印は水飲栓直結化されているため、便所洗浄用として使用している。

資料第 51 「緊急道路障害物除去(緊急道路啓開)路線」

(本文Ⅱ-10-5 頁)

(令和元年 11 月 1 日現在)



資料第 52 「市各課車両保有状況」

(本文Ⅱ-10-11頁)

(令和元年11月1日現在)

※ カッコ内は防災行政無線車載数

| | 消 防 防 災 | 乗 用 車 | 貨 物 車 | 特 殊 車 | 特殊用途車 | 軽自動車 |
|---------|------------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 総務管財課 | | 5 | 4(3) | | 1 | 18(7) |
| 防災安全課 | 9(9) | 1 | | | | |
| 納 税 課 | | | | | | 2(1) |
| 産業振興課 | | | | | | |
| 子育て支援課 | | | | | | 1 |
| 保 育 課 | | | | | | 2 |
| 青 少 年 課 | | | | | | 6 |
| 地域振興課 | | | | | | 1 |
| 健 康 課 | | | | | | 3(1) |
| 土 木 課 | | | 1(1) | 1 | 1(1) | 3(1) |
| 都市計画課 | | | | | | 1 |
| 下 水 道 課 | | | | | | 2(2) |
| 環 境 課 | | | 1 | | | 3(1) |
| ごみ対策課 | | | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 教育総務課 | | | 1 | | | 1 |
| 給 食 課 | | | | | | 2 |
| 中央公民館 | | | | | | 2 |
| 中央図書館 | | | | | 1 | |
| 社会教育課 | | | 1 | | | |
| 合 計 | 9(9) | 6 | 9(4) | 2 | 4(1) | 48(13) |

資料第 53 「緊急通行車両等の確認事務 様式」

(本文Ⅱ-10-12 頁)

別記様式第 1 号

整理番号 (署 号)

| | | | |
|--|--|---|--|
| <input type="checkbox"/> 災 害 <input type="checkbox"/> 地 震 防 災 応 急 対 策 用 <input type="checkbox"/> 原 子 力 災 害 <input type="checkbox"/> 国 民 保 護 措 置 用 <p style="text-align: center;">緊急通行車両等事前届出書</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>東京都公安委員会殿</p> <p style="text-align: center;">申 請 機 関 名 所 在 地 電 話 番 号 取 扱 責 任 者 役 職 氏 名</p> <p style="text-align: right;">印</p> | | <input type="checkbox"/> 災 害 第 号 <input type="checkbox"/> 地 震 防 災 応 急 対 策 用 <input type="checkbox"/> 原 子 力 災 害 <input type="checkbox"/> 国 民 保 護 措 置 用 <p style="text-align: center;">緊急通行車両等事前届出済証</p> <p style="text-align: center;">左記のとおり事前届出を受けたことを証する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">東京都公安委員会</p> | |
| 番号標に表示されている番号 | | 備 考 | |
| 車両の用途 (緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名) | | (注) 1 災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われた場合には、この届出済証を最寄りの警察署、交通機動隊、高速道路交通警察隊、交通検問所又は警視庁本部(交通規制課)に提出して所要の手続を受けてください。 2 届出内容に変更が生じ、又はこの届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損した場合には、東京都公安委員会(届出をした警察署経由)に届け出て再交付を受けてください。 3 届出をした車両が次のいずれかに該当するときは、この届出済証を速やかに返還してください。 (1) 緊急通行車両等として使用されることとなる車両でなくなったとき。 (2) 廃車となったとき。 (3) その他緊急通行車両等として使用される必要性がなくなったとき。 | |
| 使用者機関名 所在地 電話番号 使用責任者役職氏名 | | | |
| 届出車両の出発地 | | | |
| ※ この事前届出書(2枚組のもの)を1部作成し、自動車検査証又は車両を特定する書類の写し及び車両を使用して行う業務の内容を証する書類等を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署に提出してください。 | | | |

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

登録(車両)番号

緊急

有効期限 年 月 日

15

21

- 備考
- 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
 - 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
 - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

資料第 54 「仮設トイレ等の備蓄状況」

(本文Ⅱ-11-3 頁)

(令和元年 11 月 1 日現在)

| 品名 | | 所備蓄場所 (防災備蓄倉庫) 避難所倉庫 (小中学校等)、広域避難場所対応倉庫、一般倉庫、地域防災備蓄倉庫等 | 確保数 |
|----------------|---------|--|-------|
| 携帯トイレ | | — | 0 個 |
| 簡易トイレ | | 備蓄庫 (市役所等)、コンテナ (小中学校等) | 722 個 |
| 仮設トイレ (マンホール式) | | 備蓄庫 (公民館、市民体育館、集会所) | 6 個 |
| マンホール トイレ | 標準型 | 備蓄庫、倉庫・コンテナ (小中学校等) | 72 個 |
| | 障がい者対応型 | 同上 | 18 個 |

資料第 55 「災害時収集が必要となるし尿量」

(本文Ⅱ-11-3 頁)

| 地震の種類 | 総人口 (人) | 水洗化人口 (人) | 非水洗化人口 (人) | 避難者数 (人) (発災 1 日後) | 断水率 (%) | 断水による仮設トイレ必要人数 (人) | 仮設トイレ必要人数 (人) | し尿 1 人 1 日平均排出量 (ℓ/人・日) | 非水洗化区域し尿収集人口 (人) | し尿収集必要量 (kℓ/日) |
|---------|---------|-----------|------------|--------------------|---------|--------------------|---------------|-------------------------|------------------|----------------|
| 多摩直下地震 | 86,211 | 86,059 | 152 | 23,541 | 36.7 | 11,480 | 35,021 | 1.7 | 110 | 60 |
| 立川断層帯地震 | 86,211 | 86,059 | 152 | 38,210 | 70.8 | 16,962 | 55,172 | 1.7 | 85 | 94 |

出典：東大和市災害廃棄物処理計画 (平成 31 年 3 月)

資料第 56 「震災廃棄物の発生量の推計」

(本文Ⅱ-11-3 頁)

| 地震の種類 | 全壊 (t) | | 半壊 (t) | | 焼失 (t) | 合計 (万 t) |
|---------|--------|--------|--------|--------|---------|----------|
| | 木造 | 非木造 | 木造 | 非木造 | 木造・非木造計 | |
| 多摩直下地震 | 41,281 | 47,048 | 52,157 | 59,804 | 54,571 | 約 25.5 |
| 立川断層帯地震 | 87,862 | 95,538 | 62,711 | 71,284 | 88,167 | 約 40.6 |








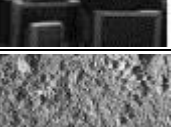



出典：東大和市災害廃棄物処理計画 (平成 31 年 3 月)

資料第 57 「水害廃棄物の発生量の推計」 (平成 30 年度時点の住宅総数を想定)

(本文Ⅱ-11-3 頁)

| 住宅総数 | 被害住宅数 | 床上浸水世帯数 | 床下浸水世帯数 | 発生原単位 (t/世帯) | | 災害廃棄物発生量 (t) | | |
|--------|-------|---------|---------|--------------|------|--------------|-------|--------|
| | | | | 床上浸水 | 床下浸水 | 床上浸水 | 床下浸水 | 合計 |
| 42,027 | 4,203 | 2,101 | 2,101 | 4.6 | 0.62 | 9,666 | 1,303 | 10,969 |

| 区分 | | 種類 | 内容 | 写真 | |
|--------|---------|-------------------------------|-----------|---|---|
| 震災廃棄物等 | 震災廃棄物 | 可燃物 | ①木くず | 再資源化業者で処理することのできる木くず |  |
| | | | ②その他の可燃物 | 再資源化することが困難な可燃性の廃棄物 |  |
| | | 不燃物 | ③金属くず | 再資源化業者で処理することのできる金属くず |  |
| | | | ④コンクリートがら | 再資源化業者で処理することのできるコンクリートがら |  |
| | | | ⑤その他の不燃物 | 再資源化することが困難な不燃性の廃棄物 |  |
| | | | ⑥特定家庭用機器 | 家電リサイクル法の対象品目 |  |
| | | 混合廃棄物 | ⑦混合廃棄物 | 発災直後に生じる、分別されていない状態の廃棄物の総称 |  |
| | 生活ごみ | 在宅世帯及び避難所から発生する廃棄物、資源物及び粗大ごみ | |  | |
| | し尿 | 在宅世帯及び仮設トイレから発生するし尿及び浄化槽汚泥 | |  | |
| | 適正処理困難物 | 有害性、危険性のあるものなど、市では適正な処理が困難なもの | |  | |

| 区分 | | 種類 | 内容 | 写真 |
|-------------|-------------------------------|------------------------------|---|---|
| 水害廃棄物等 | 水害廃棄物 | ①可燃性粗大 (家具類) | 粗大ごみ処理施設で処理することのできる廃棄物 |  |
| | | ②可燃性粗大 (繊維類) | 焼却処理する廃棄物 |  |
| | | ③可燃性粗大 (畳) | 裁断後焼却処理する廃棄物(発酵し発火する恐れがあるため、他の可燃性粗大と区分する。) |  |
| | | ④その他 の可燃物 | 再資源化することが困難な可燃性の廃棄物 |  |
| | | ⑤倒木・流木 | 再資源化可能なものと焼却処理するものに分別する |  |
| | 不燃物 | ⑥金属類 | 自転車、スチール製家具等 |  |
| | | ⑦その他 の不燃物 | 再資源化することが困難な不燃性の廃棄物 |  |
| | | ⑧特定家庭用 機器 | 家電リサイクル法の対象品目 |  |
| | 混合 廃棄物 | ⑨混合廃棄物等 | 発災直後に生じる、分別されていない状態の廃棄物の総称 |  |
| | 生活ごみ | 在宅世帯及び避難所から発生する廃棄物、資源物及び粗大ごみ | |  |
| し尿 | 在宅世帯及び仮設トイレから発生するし尿及び浄化槽汚泥 | |  | |
| 適正処理 困難物 | 有害性、危険性のあるものなど、市では適正な処理が困難なもの | |  | |

出典：東大和市災害廃棄物処理計画（平成 31 年 3 月）

資料第 59 「市内のがれき発生量（推計）」

（本文Ⅱ-11-3 頁）

| 想定地震 | 全壊棟数 | | | | | | | | 半壊棟数 | | | | | | | | 焼失棟数 | | | | |
|---------|-------|-----|-------|-----|-----|--------|-----|-------|-------|-----|-------|----|-----|-----|--------|-------|-------|-----|-------|-----|---|
| | 揺れ | | | 液状化 | | 急傾斜地崩壊 | | | 計 | 揺れ | | | 液状化 | | 急傾斜地崩壊 | | | 計 | 木造 | 非木造 | 計 |
| | 木造 | 非木造 | 計 | 木造 | 非木造 | 木造 | 非木造 | 計 | | 木造 | 非木造 | 計 | 木造 | 非木造 | 木造 | 非木造 | 計 | | | | |
| 多摩直下地震 | 687 | 73 | 760 | 0 | 0 | 11 | 3 | 774 | 1,726 | 183 | 1,909 | 12 | 3 | 27 | 6 | 1,957 | 1,974 | 430 | 2,404 | | |
| 立川断層帯地震 | 1,476 | 151 | 1,627 | 0 | 0 | 11 | 2 | 1,640 | 2,093 | 222 | 2,315 | 5 | 1 | 25 | 5 | 2,351 | 3,189 | 695 | 3,884 | | |

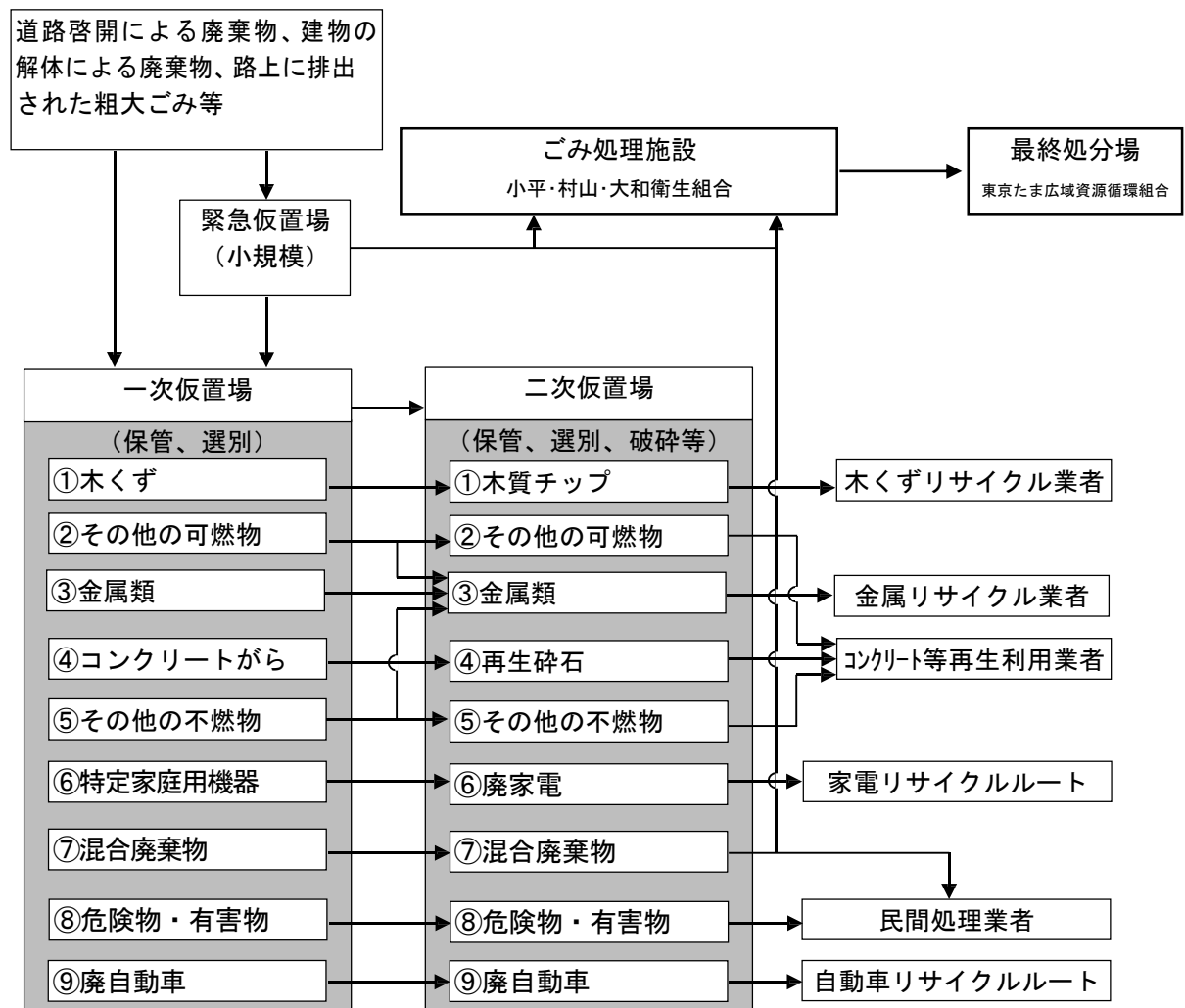
出典：東大和市災害廃棄物処理計画（平成 31 年 3 月）

資料第 60 「災害廃棄物処理の流れ」

（本文Ⅱ-11-15 頁）

① 震災廃棄物の処理フロー

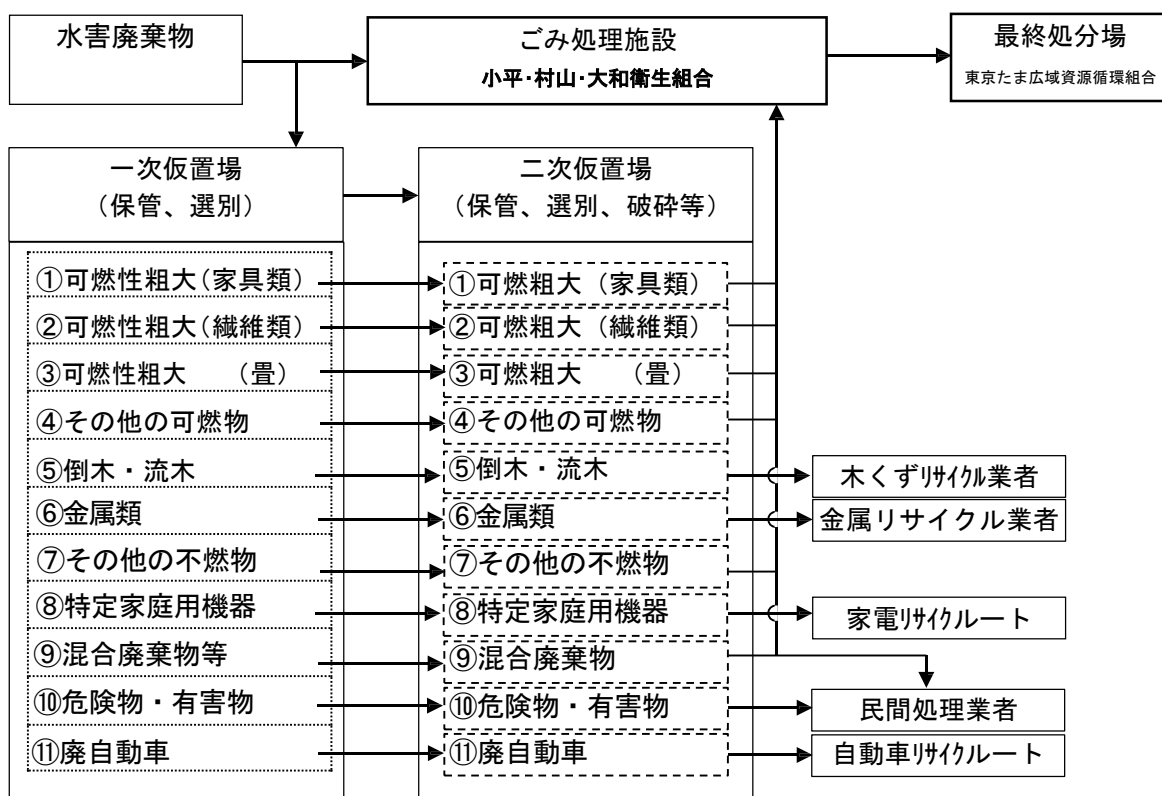
出典：東大和市災害廃棄物処理計画（平成 31 年 3 月）



※ 保管・選別状況によっては二次仮置場を介さず、直接処理施設または民間処理ルートに搬入することもある。

② 水害廃棄物の処理フロー

出典：東大和市災害廃棄物処理計画（平成 31 年 3 月）



※ 保管・選別状況によっては二次仮置場を介さず、直接処理施設または民間処理ルートに搬入することもある。

資料第 61 「再生資材の例」

(本文Ⅱ-11-15 頁)

| 災害廃棄物(発生源) | 再生資材/利用用途等 |
|-------------------|---------------------------|
| コンクリートがら | 再生砕石 (道路路盤材、骨材、埋め戻し材等) |
| アスファルトがら | 骨材、路盤材等 |
| 解体大型木材 (柱材、角材) | パーティクルボード、木炭、その他リユース材、燃料等 |
| 大型生木 (倒木、流木) | 製紙原料、木炭、その他リユース材、燃料等 |
| 木くず | チップ、ペレット (燃料、資材等) |
| タイヤ | チップ化 (補助燃料)、セメント原料等 |
| 金属くず | 金属スクラップ (金属原料) |
| 廃家電 (家電リサイクル法対象外) | 金属、廃プラスチック |
| 可燃物 (焼却対象) | 焼却灰 (セメント原料等) |

| り災証明書 | | 第 号 年 月 日 |
|-------|--------|--------------|
| 申請者住所 | | |
| 申請者氏名 | | |
| り災状況 | 災害の原因 | |
| | り災者住所 | |
| | り災者 | |
| | り災者区分 | |
| | り災者場所 | |
| | り災物件種別 | |
| 特記事項 | | |
| り災程度 | 区分 | |
| | 参考 | |
| | その他 | |

| |
|--|
| <p>上記のとおり、り災したことを証明する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">東大和市長</p> |
|--|

資料第 63 「各担当別災害救助関連必要帳票一覧」

(本文Ⅱ-11-34 頁)

| 救助実施担当 | | 作成整備すべき帳票名 | |
|-------------------|-------|---|---|
| 1 救助総括担当 | 体整備 | 事前の体制整備に要するもの | 1 災害救助実施組織表 2 被害状況調査実施組織表 3 世帯別被害状況調査表 |
| | 被調査 | 被害状況の収集に伴うもの | 1 被害状況集計表 2 被災者台帳 3 世帯構成員別被害状況 |
| | 災報告 | 災害報告に伴うもの | 1 速報 2 発生報告 3 中間報告 4 決定報告 5 救助の種類別実施状況及び救助費概算額調 |
| | 救実施 | 救助の実施に伴うもの | 1 救助日報 2 被災世帯状況調査表 3 救助物資購入(配分)計 |
| | 繰支弁替金 | 繰替支弁金の請求に伴うもの | 1 災害救助費概算交付申請書 2 災害救助費精算交付申請書 |
| 2 被害状況調査担当 | | 1 世帯別被害状況調査表 2 被害状況集計表 | 3 世帯構成員別被害状況 |
| 3 各担当共通の参考様式等 | 救実施 | 1 救助実施記録日計表 2 救助関係物資等受払簿 3 救助に関する支出関係証拠書類 4 輸送記録簿 | 5 人夫雇上台帳 6 引渡書 7 受領書一(※別紙物資引渡書) |
| | 救事務 | 出張命令簿・超勤命令簿・賃金台帳等応急救助事務に関する帳票等(救助事務に関する帳票等は経常事務のものとは厳に区別し作成する。) | |
| 4 避難所設置運営担当 | | 1 救助実施記録日計票 2 避難所物資受払簿 3 避難所設置状況及び避難(住民等の)状況 | 4 避難所設置に要した物品受払証拠書類 |
| 5 炊出し等食品給与担当 | | 1 救助実施記録日計票 2 炊き出しその他による食品給与物品受払簿 3 炊き出しその他による給与状況 | 4 炊き出しその他による食糧購入代金等支払証拠書類 5 炊き出しその他による食品給与物品受払証拠書類 6 その他必要な書類、帳簿等 |
| 6 飲料水供給担当 | | 1 救助実施記録日計票 2 飲料水の供給用物品等受払簿 3 飲料水供給簿 4 飲料水供給のための支払証拠書類 5 その他必要な書類、帳簿等 | |
| 7 被服・寝具等生活必需品給与担当 | | 1 救助実施記録日計票 2 物資受払簿 3 物資給与状況 | 4 物資購入及び払出関係証拠書類 5 その他必要な書類、帳簿等 |
| | | 物資購入(配分)のための参考様式 | 1 世帯構成員別被害状況 2 救助物資購入(配分)計画表 |
| 8 医療救護担当 | 救班 | 1 救助実施記録日計票 2 医薬品衛生材料受払簿 | 3 救護班活動状況 |
| | 医療部本班 | 1 救助実施記録日計票 2 医薬品衛生材料受払簿 3 救護班活動状況(写) | 4 医薬品衛生材料等購入関係支払証拠書類 5 その他必要な書類、帳簿等 |

| 救助実施担当 | | 作成整備すべき帳票名 | |
|-------------------|----------|--|---|
| 9 助産担当 (医療救護班) | | 1 救助実施記録日計票 2 衛生材料等受払簿 3 助産台帳 | 4 助産関係支出証拠書類 5 その他必要な書類、帳簿等 |
| 10 救出担当 | | 1 救助実施記録日計票 2 被災者救出用機械器具燃料等受払簿 | 3 被災者救出状況記録簿 4 被災者救出用関係支払証拠書類 5 その他必要な書類、帳簿等 |
| 11 応急仮設住宅設営担当 | 委よ託る工場事に | 1 救助実施記録日計票 2 応急仮設住宅台帳 3 応急仮設住宅用敷地貸借契約書 4 応急仮設住宅使用貸借契約書 | 5 応急仮設住宅建築工事契約書・設計書・仕様書、工事費支払証拠書類 6 その他必要な書類、帳簿等 |
| | 直工営事 | 上記の外 1 工事材料受払簿 | 2 大工、人夫等出勤簿 3 輸送記録簿 |
| | 特準別設基定 | (設置戸数引上げに要する参考様式) 1 被災住宅状況調 2 全壊世帯に対する住宅復旧計画 | |
| 12 被災住宅の応急修理担当 | 委よ託る工場事に | 1 救助実施記録日計票 2 住宅の応急修理記録簿 3 住宅の応急修理のための契約書・仕様書 4 住宅の応急修理関係支払証拠書類 5 その他必要な書類、帳簿等 | |
| | 直工営事 | 上記の外 1 工事材料受払簿 | 2 大工、人夫等出勤簿 3 輸送記録簿 |
| | 特準別設基定 | (修理戸数引上げに要する参考様式) 1 被災住宅状況調 2 半壊世帯に対する住宅復旧計画 | |
| 13 学用品等給与担当 | | 1 救助実施記録日計票 2 学用品の給与状況 3 学用品購入関係証拠書類 | 4 備蓄物資払出証拠書類 5 その他必要な書類、帳簿等 |
| | | 学用品購入(配分)のための参考様式 1 学年別児童生徒数調査表 2 学用品購入(配分)計画表 3 学用品受払簿(調査表及び調査方法は任意) | |
| 14 死体の搜索担当 | | 1 救助実施記録日計票 2 搜索用機械器具燃料等受払簿 3 搜索状況記録簿 | 4 搜索用関係支払証拠書類 5 その他必要な書類、帳簿等 |
| 15 死体の処理担当 | | 1 救助実施記録日計票 2 遺体処理台帳 | 3 遺体処理費関係支払証拠書類 4 その他必要な書類、帳簿等 |
| 16 死体の埋葬担当 | | 1 救助実施記録日計票 2 埋葬台帳 | 3 埋葬費支出関係証拠書類 4 その他必要な書類、帳簿等 |
| 17 障害物除去担当 | | 1 救助実施記録日計票 2 障害物の除去の状況 | 3 障害物の除去支出関係証拠書類 4 その他必要な書類、帳簿等 |
| | | 障害物除去対象世帯数引上申請に要する参考様式 | 1 被災住宅状況調 2 半壊・床上浸水世帯に対する障害物除去計画 3 障害物除去対象者名簿 |

| 救助実施担当 | | 作成整備すべき帳票名 | | | |
|-------------------|------------------------|------------------|---------------|----------------|--------------|
| 輸送協力 人担夫当 関 | 18 輸送担当 | 1 救助実施記録日計表 | 3 燃料及び消耗品受払簿 | 2 輸送記録簿 | 4 輸送関係支払証拠書類 |
| | 19 労務供給 担当 | 1 救助実施記録日計表 | 3 人夫賃関係支払証拠書類 | 2 人夫雇上げ台帳 | |
| 救助 協力 担当 | 20 物資調達 担当 | 1 物資等購入（配分）計画表 | 4 引渡書 | 2 物資調達関係支払証拠書類 | 5 受領書 |
| | 21 救援物資 等受付配分担 当 | 1 救援物資等受付簿（様式任意） | 5 受領書 | 2 救援物資等配分計画表 | 6 輸送記録簿 |
| | | 3 物資受払簿 | 6 輸送記録簿 | 4 引渡書 | 7 人夫雇上げ台帳 |

NO.1 被害概況速報

地区名

| | | | | | | | | |
|-----------------|-----------|----|-----------|---------|----|-----------|---------|----|
| 災 害 の 種 類 | | | | | | | | |
| 災 害 の 発 生 地 区 | | | | | | | | |
| 災 害 発 生 年 月 日 | | | | | | | | |
| 報 告 の 時 限 | | | | | | | | |
| 報 告 責 任 者 | | | | | | | | |
| 人 的 被 害 | 死 者 | | | | | | | |
| | 行 方 不 明 者 | | | | | | | |
| | 重 傷 者 | | | | | | | |
| | 軽 傷 者 | | | | | | | |
| | 計 | | | | | | | |
| 道 路 の 被 害 | 道 路 損 壊 | 箇所 | 河 川 の 被 害 | 河 川 決 壊 | 箇所 | そ の 他 被 害 | が け 崩 れ | 箇所 |
| | 道 路 冠 水 | 箇所 | | 河 川 溢 水 | 箇所 | | | |
| | 通 行 不 能 | 箇所 | | 下 水 溢 水 | 箇所 | | | |
| そ の 他 の 特 記 事 項 | | | | | | | | |

NO.2 被害状況調

区市町村名

| 被害の状況 | | 地区名 | | 地区 | 地区 | 地区 | 地区 | 計 | |
|---------------|--------|-----------|----|----|----|----|----|---|--|
| | | | | | | | | | |
| 人的被害 | 死者 | 死 者 | | | | | | | |
| | | 行 方 不 明 | | | | | | | |
| | 負傷 | 重 傷 | | | | | | | |
| | | 軽 傷 | | | | | | | |
| | | 小 計 | | | | | | | |
| 住家の被害 | 棟数 | 全壊・全焼又は流失 | | | | | | | |
| | | 半壊又は半焼 | | | | | | | |
| | | 一部破損 | | | | | | | |
| | | 床上浸水 | | | | | | | |
| | | 床下浸水 | | | | | | | |
| | 世帯及び人員 | 全壊・全焼又は流失 | 世帯 | | | | | | |
| | | | 人員 | | | | | | |
| | | 半壊又は半焼 | 世帯 | | | | | | |
| | | | 人員 | | | | | | |
| | | 一部破損 | 世帯 | | | | | | |
| | | | 人員 | | | | | | |
| | | 床上浸水 | 世帯 | | | | | | |
| | | | 人員 | | | | | | |
| | | 床下浸水 | 世帯 | | | | | | |
| 人員 | | | | | | | | | |
| 災 害 発 生 年 月 日 | | | | 年 | 月 | 日 | | | |

NO.3 世帯構成員別被害概況

年 月 日 時現在

区市町村名

| 世帯構成員別 被害別 | 1人世帯 | 2人世帯 | 3人世帯 | 4人世帯 | 5人世帯 | 6人世帯 | 7人世帯 | 8人世帯 | 9人世帯 | 10人世帯 | 計 | 小学生 | 中学生 | 高校生 |
|---------------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|-------|---|-----|-----|-----|
| 全壊・全焼 | | | | | | | | | | | | | | |
| 流失 | | | | | | | | | | | | | | |
| 半壊・半焼 | | | | | | | | | | | | | | |
| 床上浸水 | | | | | | | | | | | | | | |

NO.4 災害救助費概算額調

| 種 目 別 区 分 | 員数 | 単価 | 金額 | 備考 |
|---------------------------------|-----|----|----|------------|
| 1 救 助 費 | | 円 | 円 | |
| (1) 収 容 施 設 供 与 費 | | | | |
| 避 難 所 設 置 費 | 延 人 | | | |
| 応 急 仮 設 住 宅 設 置 費 | 戸 | | | |
| (2) 炊出しその他による食品給与費 | 延 人 | | | |
| (3) 飲 料 水 供 給 費 | 延 人 | | | |
| (4) 被服寝具その他生活必需品給(貸)与費 | 世帯 | | | 員数内識別表のとおり |
| (5) 医 療 費 及 び 助 産 費 | 延 人 | | | |
| 医 療 費 | 延 人 | | | |
| 助 産 費 | 延 人 | | | |
| (6) 災害にかかった者の救出費 | 人 | | | |
| (7) 住 宅 の 応 急 修 理 費 | 世帯 | | | |
| (8) 生 業 資 金 の 貸 与 費 | 世帯 | | | |
| (9) 学 用 品 の 給 与 費 | 人 | | | 員数内識別表のとおり |
| 小 学 校 児 童 | 人 | | | うち教科書 円 |
| 中 学 校 生 徒 | 人 | | | うち教科書 円 |
| 高 等 学 校 等 生 徒 | 人 | | | うち教科書 円 |
| (10) 埋 葬 費 | 体 | | | |
| 大 人 | 体 | | | |
| 小 人 | 体 | | | |
| (11) 死 体 の 搜 索 費 | 体 | | | |
| (12) 死 体 の 処 理 費 | 体 | | | |
| (13) 障 害 物 の 除 去 費 | 世帯 | | | |
| (14) 輸 送 費 | | | | |
| (15) 人 夫 費 | | | | |
| 2 実 費 弁 償 費 | 人 | | | |
| 3 扶 助 費 | 件 | | | |
| 4 損 失 補 償 費 | 件 | | | |
| 5 法 第 3 4 条 の 補 償 費 | | | | |
| 6 法 第 3 5 条 の 求 償 に 対 す る 支 払 費 | | | | |
| 合 計 | | | | |

別表 世帯構成員別被害状況

| 被害別 | 世帯構成員別 | | | | | | | | | | 計 | 小学生 | 中学生 | 高校生 |
|---------------|--------|------|------|------|------|------|------|------|------|---------|----|-----|-----|-----|
| | 1人世帯 | 2人世帯 | 3人世帯 | 4人世帯 | 5人世帯 | 6人世帯 | 7人世帯 | 8人世帯 | 9人世帯 | 10人世帯以上 | | | | |
| 全壊（焼）流出 | | | | | | | | | | | 世帯 | 円 | 円 | 円 |
| 半壊（焼） 床上浸水 | | | | | | | | | | | | | | |

No. 1 救助実施記録日計票

| | | | | | |
|------------|------|---------|-------|-------|----------------------------|
| 救助の実施記録日計票 | | | | | |
| 救助の 種類 | 避難所 | 炊出し等 | 飲料水 | 生活必需品 | 区市町村 責任者氏名 印 |
| | 医療救護 | 助産 | 仮設住宅 | 住宅修理 | |
| | 救護班 | 学用品等 | 死体捜索 | 死体処理 | |
| | 本部班 | 死体埋葬 | 障害物除去 | 輸送 | |
| | 労務供給 | | | | |
| NO. | | 月 日 時 分 | | | |
| 員数 (世帯) | | | | | |
| 品目 (数量・金額) | | | | | |
| 受入先 | | | | | |
| 払出先 | | | | | |
| 場 所 | | | | | |
| 方 法 | | | | | |
| 記 事 | | | | | |

No.2 救助日報

(本文Ⅱ-11-37頁)

| | | | | | | | | |
|--------|--------|-----------|----------|-------------|-----------------|-----------|--------|--------|
| 報告機関 | | | | 受信機関 | | | | |
| 送信者 | | | | 受信者 | | | | |
| 報告時限 | | 年 月 日 時現在 | | 受信時間 | | 年 月 日 時現在 | | |
| 避難場所開設 | 開設期間 | 開設日時 | 日 時 | 被服寝具生活必需品給与 | 都より受入又は前日よりの繰越量 | | 点 | |
| | | 閉鎖予定日 | 月 日 | | 本日支給 | 全壊(焼) | 世帯数 | () 世帯 |
| | 既存建物 | 箇所数 | 箇所 | | | 流失 | 世帯数 | 点 |
| | | 収容人員 | 人 | | 半壊半焼 | 世帯数 | () 世帯 | |
| | 野外仮設 | 箇所数 | 箇所 | | 床上浸水 | 世帯数 | 点 | |
| | | 収容人員 | 人 | | 翌日への繰越量 | | 点 | |
| 炊出し | 炊出期間 | 開始月日 | 月 日 | 医療・助産救助 | 医療班 | 医療班出動数 | | ヶ班 |
| | | 終了予定日 | 月 日 | | | 救助地区 | | |
| | 炊出し箇所数 | | 箇所 | | | 診療者数 | 医療 | 人 |
| | 救出人員 | 朝 | 人 | | 助産 | | 人 | |
| | | 昼 | 人 | | 医療機関 | 医療 | 施設数 | ヶ所 |
| | | 夜 | 人 | | | | 診療人員 | 人 |
| | | 計 | 人 | | 助産 | 施設数 | ヶ所 | |
| | 供給人員 | | 人 | | 救助終了予定月日 | | 月 日 | |
| | 供給水量 | | ℓ | | 救出地区 | | | |
| | 給水期間 | 開始月日 | 月 日 | | 救助した人員 | | 人 | |
| | | 終了予定日 | 月 日 | | 今後救出を要する人員 | | 人 | |
| 給水方法 | | | 救助終了予定月日 | | 月 日 | | | |
| | | | 救出の方法 | | | | | |

| | | | | | | | |
|----------|-----------------|----------|-------|--------|------------|------------|--------|
| 学用品支給 | 都より受入又は前日よりの繰越量 | | | 死体の処理 | 死亡原因別人員 | | 体 |
| | 小学生 | 全壊（焼）世帯 | ()人 | | 死体処理 | 死体洗浄 | 体 |
| | | 半壊（焼）世帯 | ()人 | | | 死体縫合 | 体 |
| | 床上浸水世帯 | ()人 | 死体消毒 | | | 体 | |
| | 中学生 | 全壊（焼）世帯 | ()人 | | 死体保存 | 既存建物利用 | ヶ所 |
| | | 半壊（焼）世帯 | ()人 | | | 仮設建物 | ヶ所 |
| | 高校生 | 全壊（焼）世帯 | ()人 | | 今後処理を要する死体 | 死体処理機関 | |
| | | 半壊（焼）世帯 | ()人 | | | 体 | |
| | 床上浸水世帯 | | ()人 | | | | |
| | 翌日への繰越量 | | 点 | | | 死体処理終了予定月日 | |
| 埋葬 | 前日までの埋葬 | | 体 | 障害物の除去 | 要障害物除去戸数 | | 戸 |
| | 本日埋葬 | 大人 | 体 | | 本日除去した戸数 | | (計戸) 戸 |
| | | 小人 | 体 | | 今後除去する戸数 | | 戸 |
| | | 計 | 体 | | 除去終了予定月日 | | 月 日 |
| | 翌日以降の要埋葬数 | | 体 | 輸送 | 公用車使用 | | 台 |
| 埋葬終了予定月日 | | 月 日 | 借上車使用 | | 台 | | |
| 死体の搜索 | 搜索地区 | | | 救助の種類 | | | |
| | 死体 | 搜索を要する死体 | 体 | | | | |
| | | 本日発見死体 | 体 | | | | |
| | 今後の要搜索死体 | | 体 | 人夫 | 人夫雇上げ数 | | |
| 搜索の方法 | | | 従作事業 | | | | |
| 搜索終了予定月日 | | 月 日 | | | | | |
| 仮設住宅 | 着工月日 | 戸 月 日 | 備考 | その他 | | | |
| | 竣工月日 | 戸 月 日 | | | | | |
| 住宅修理 | 着工月日 | 戸 月 日 | | | | | |
| | 竣工月日 | 戸 月 日 | | | | | |

| <p style="font-size: 24px; margin: 0;">引 渡 書</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">年 月 日</p> <p style="text-align: center; margin: 10px 0 0 0;">殿</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">引渡責任者 職氏名</p> <p style="margin: 0;">下記物品を引き渡すので受領されたい。</p> <p style="margin: 0;">1 引渡場所</p> <p style="margin: 0;">2 引渡時間 年 月 日 時 分</p> <p style="margin: 0;">3 引渡物品 下記のとおり</p> | | | |
|--|---------|-----|-----|
| 品 名 等 | 単 位 呼 称 | 数 量 | 備 考 |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

(乙) 物資受領書

| <p style="font-size: 24px; margin: 0;">受 領 書</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">年 月 日</p> <p style="text-align: center; margin: 10px 0 0 0;">殿</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">受領責任者 職氏名</p> <p style="margin: 0;">下記物品を確かに受領した。</p> <p style="margin: 0;">1 引渡場所</p> <p style="margin: 0;">2 引渡時間 年 月 日 時 分</p> <p style="margin: 0;">3 引渡物品 下記のとおり</p> | | | |
|---|---------|-----|-----|
| 品 名 等 | 単 位 呼 称 | 数 量 | 備 考 |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

資料第 66 「救助の程度・方法及び期間」

(本文Ⅱ-11-38 頁)

| 救助の種類 | 救 助 の 対 象 | 平成 3 1 年度 費用の限度額 | 救 助 の 期 間 | 備 考 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------------------|--|---|---|--|----------|----------------------|----------|----------|----------|----------|----------------------|----------------|----|---------|---------|---------|---------|---------|----|---------|---------|---------|---------|---------|------------------|----|--------|--------|---------|---------|---------|----|--------|---------|---------|---------|---------|
| 避難所の設置 | 現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者 | 基本額 避難所設置費 1日1人当たり 330円以内 加算額 「福祉避難所」を設置した場合、通常の実費を加算 | 災害発生の日から7日以内 (ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり) | 1 対象経費は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費及び仮設便所等の設置費。 2 輸送費は別途計上 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 応急仮設住宅の供与 | 住家が全壊、全焼、又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者 | 1 建設型仮設住宅 1戸当たり 5,714,000円以内 2 借上型仮設住宅 地域の実情に応じた額 | 1 建設型仮設住宅 着工時期：災害発生の日から20日以内 救助期間：完成の日から最長2年 2 借上型仮設住宅 着工時期：災害発生の日から速やかに提供 救助期間：最長2年 | 1 半壊であっても住み続けることが困難な程度の痛みや避難指示の長期化が見込まれるなどの全壊相当を含む(個別協議) 2 応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内に概ね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できる。 3 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設(福祉仮設住宅)を応急仮設住宅として設置できる。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 炊出しその他による食品の給与 | 1 避難所に避難している者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者 | 1人1日当たり 1,160円以内 | 災害発生の日から7日以内 (ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり) | 食品給与のための総経費を延べ給食人員で除した金額が限度額以内であればよい。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 飲料水の供給 | 現に飲料水を得ることができない者 | 当該地域における通常の実費 | 災害発生の日から7日以内 (ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり) | 輸送費、人件費は別途計上 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 被服、寝具その他、生活必需品の給与又は貸与 | 住家の全壊、全焼、流出、半壊、半焼又は床上浸水、全島避難等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者 | 1 夏季(4月～9月) 冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内 | 災害発生の日から10日以内 (ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり) | 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>1人 世帯</th> <th>2人 世帯</th> <th>3人 世帯</th> <th>4人 世帯</th> <th>5人 世帯</th> <th>6人以上 1人増す 毎に加算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">全壊 全焼 流失</td> <td>夏季</td> <td>18,500円</td> <td>23,800円</td> <td>35,100円</td> <td>42,000円</td> <td>53,200円</td> </tr> <tr> <td>冬季</td> <td>30,600円</td> <td>39,700円</td> <td>55,200円</td> <td>64,500円</td> <td>81,200円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">半壊 半焼 床上浸水</td> <td>夏季</td> <td>6,000円</td> <td>8,100円</td> <td>12,200円</td> <td>14,800円</td> <td>18,700円</td> </tr> <tr> <td>冬季</td> <td>9,800円</td> <td>12,800円</td> <td>18,100円</td> <td>21,500円</td> <td>27,100円</td> </tr> </tbody> </table> | | | 区 分 | 1人 世帯 | 2人 世帯 | 3人 世帯 | 4人 世帯 | 5人 世帯 | 6人以上 1人増す 毎に加算 | 全壊 全焼 流失 | 夏季 | 18,500円 | 23,800円 | 35,100円 | 42,000円 | 53,200円 | 冬季 | 30,600円 | 39,700円 | 55,200円 | 64,500円 | 81,200円 | 半壊 半焼 床上浸水 | 夏季 | 6,000円 | 8,100円 | 12,200円 | 14,800円 | 18,700円 | 冬季 | 9,800円 | 12,800円 | 18,100円 | 21,500円 | 27,100円 |
| 区 分 | 1人 世帯 | 2人 世帯 | 3人 世帯 | 4人 世帯 | 5人 世帯 | 6人以上 1人増す 毎に加算 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 全壊 全焼 流失 | 夏季 | 18,500円 | 23,800円 | 35,100円 | 42,000円 | 53,200円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 冬季 | 30,600円 | 39,700円 | 55,200円 | 64,500円 | 81,200円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 半壊 半焼 床上浸水 | 夏季 | 6,000円 | 8,100円 | 12,200円 | 14,800円 | 18,700円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 冬季 | 9,800円 | 12,800円 | 18,100円 | 21,500円 | 27,100円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 医療 | 医療の途を失った者(応急的措置) | 1 救護班： 使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕等の実費 2 病院又は診療所： 国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者： 協定料金の額以内 | 災害発生の日から14日以内 (ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり) | 患者等の移送費は別途計上 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 助産 | 災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者で、災害のため助産の途を失った者 | 1 救護班： 使用した衛生材料等の実費 2 助産師： 慣行料金の8割以内の額 | 分べんした日から7日以内 (ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり) | 妊婦等の移送費は別途計上 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 救助の種類 | 救助の対象 | 平成31年度費用の限度額 | 救助の期間 | 備考 |
|-----------|--|--|--|---|
| 被災者の救出 | 1 現に生命若しくは身体が危険な状態にある者 2 生死不明の状態にある者 | 当該地域における通常の実費 | 災害発生の日から3日以内 (ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり) | 1 期間内に生死が明らかにならない場合は以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は別途計上 |
| 被災住宅の応急修理 | 1 災害のため住家が半壊し、又は半壊し、自らの資力では応急修理することができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者 | 居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分に対して、 1 2に掲げる世帯以外の世帯 595,000円 2 半壊又は半壊に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 300,000円 | 災害発生の日から1か月以内 (ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり) | |
| 学用品の給与 | 全焼、流出、半壊、半壊又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒 | 1 教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出又はその承認を受けて使用している教材の実費 2 文房具及び通学用品は次の金額以内 小学校児童1人当たり 4,500円以内 中学校生徒1人当たり 4,800円以内 高等学校等生徒1人当たり 5,200円以内 | 1 教科書 災害発生の日から1か月以内 2 文房具及び通学用品 災害発生の日から15日以内 | 1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。 3 幼稚園児、専門学校生、大学生等は対象外 |
| 埋葬 | 1 災害の際死亡した者 2 実際に埋葬する者 | 1 体当たり 大人(12歳以上)215,200円以内 小人(12歳未満)172,000円以内 | 災害発生の日から10日以内 (ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり) | |
| 死体の捜索 | 災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者 | 当該地域における通常の実費 | 災害発生の日から10日以内 (ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり) | 輸送費、人件費は別途計上 |
| 死体の処理 | 災害の際死亡した者 | 1 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理 1体当たり 3,500円以内 2 死体の一時保存 ①既存建物利用の場合： 通常の実費 ②既存建物利用でない場合： 1体当たり 5,400円以内 ※ドライアイスの購入費の実費加算可 3 検案 救護班以外は慣行料金 | 災害発生の日から10日以内 (ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり) | 1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は別途計上 |
| 障害物の除去 | 居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者 | 1 世帯当たり 137,900円以内 | 災害発生の日から10日以内 (ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり) | |

| 救助の種類 | 救助の対象 | 平成31年度費用の限度額 | 救助の期間 | 備考 |
|---------------|--|---------------|---------------|----|
| 輸送費及び賃金職員等雇上費 | 1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分 | 当該地域における通常の実費 | 救助の実施が認められる期間 | |

使用にあたっての留意事項

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

| 用語 | 意味 |
|-------------------|--|
| まれに | 極めて少ない。めったにない。 |
| わずか | 数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。 |
| 大半 | 半分以上。ほとんどよりは少ない。 |
| ほとんど | 全部ではないが、全部に近い。 |
| が（も）ある、 が（も）いる | 当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。 |
| 多くなる | 量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。 |
| さらに多くなる | 上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。 |

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

| 震度階級 | 人の体感・行動 | 屋内の状況 | 屋外の状況 |
|------|---|--|---|
| 0 | 人は揺れを感じないが地震計には記録される。 | — | — |
| 1 | 屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。 | — | — |
| 2 | 屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。 | 電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。 | — |
| 3 | 屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。 | 棚にある食器類が音を立てることがある。 | 電線が少し揺れる。 |
| 4 | ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。 | 電灯などのつり下げ物が大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。 | 電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。 |
| 5弱 | 大半の人が恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。 | 電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。 | まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。 |
| 5強 | 大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。 | 棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。 | 窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。 |
| 6弱 | 立っていることが困難になる。 | 固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。 | 壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。 |
| 6強 | 立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ば | 固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。 | 壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。 |
| 7 | されることもある。 | 固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。 | 壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。 |

●木造建物（住宅）の状況

| 震度 階級 | 木造建物（住宅） | |
|----------|----------------------------------|--|
| | 耐震性が高い | 耐震性が低い |
| 5弱 | — | 壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。 |
| 5強 | — | 壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。 |
| 6弱 | 壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。 | 壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。 |
| 6強 | 壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。 | 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。 |
| 7 | 壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。 | 傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。 |

(注1) 木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない、既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、破損は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

●鉄筋コンクリート造建物の状況

| 震度 階級 | 鉄筋コンクリート造建物 | |
|----------|---|--|
| | 耐震性が高い | 耐震性が低い |
| 5強 | — | 壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。 |
| 6弱 | 壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。 | 壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。 |
| 6強 | 壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。 | 壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。 |
| 7 | 壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。 | 壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。 |

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある、しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

●地盤・斜面等の状況

| 震度 階級 | 鉄筋コンクリート造建物 | |
|----------|--------------------------|--|
| | 耐震性が高い | 耐震性が低い |
| 5弱 | 亀裂（※1）や液状化（※2）が生じることがある。 | 落下やがけ崩れが発生することがある。 |
| 5強 | | |
| 6弱 | 地割れが生じることがある。 | 地割れや地すべりが発生することがある。 |
| 6強 | 大きな地割れが生じることがある。 | がけ崩れが発生し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある（※3）。 |
| 7 | | |

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出した地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

●ライフライン・インフラ等への影響

| | |
|----------------|--|
| ガス供給の停止 | 安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）で震度5程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まる（※）。 |
| 断水、停電の発生 | 震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある（※）。 |
| 鉄道の停止、高速道路の規制等 | 震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。） |
| 電話等通信の障害 | 地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等が繋がりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。 |
| エレベーターの停止 | 地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。 |

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電器の供給が停止することがある。

●大規模構造物への影響

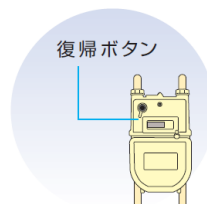
| | |
|------------------------------|---|
| <p>長周期地震動（※）による超高層ビルの揺れ</p> | <p>超高層ビルは固有周期が長いいため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく稼動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。</p> |
| <p>石油タンクのスロッシング</p> | <p>長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。</p> |
| <p>大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落</p> | <p>体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。</p> |

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

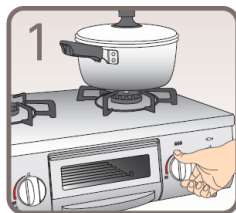
【東京ガス株式会社】

ガスメーター（マイコンメーター）の復帰方法について

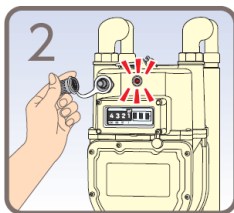
ガスメーターは、震度5程度以上の地震が発生した場合など、非常時には安全装置が作動し、自動的にガス供給を遮断いたします。



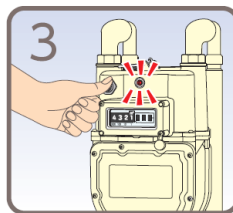
ガスのご使用を再開するには、以下の手順にて、ガスメーターの復帰操作を行ってください。



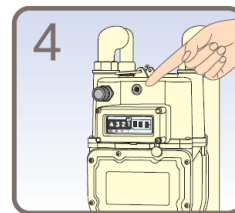
すべてのガス器具を止める。屋外の器具も忘れずに。メーターガス栓は閉めない。



復帰ボタンのキャップを外す。（キャップが無いタイプもあります）



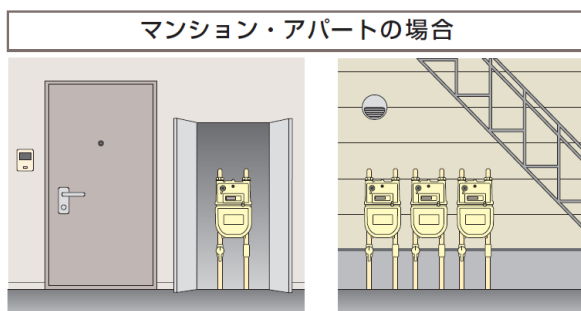
復帰ボタンを奥までしっかり押し込み、ゆっくり手を離す。（赤いランプが点灯した後、また点滅が始まります。）



ガスを使わないで約3分待つ。（この間にガスメーターが安全を確認）赤いランプの点滅が消えるとガスが使えます。

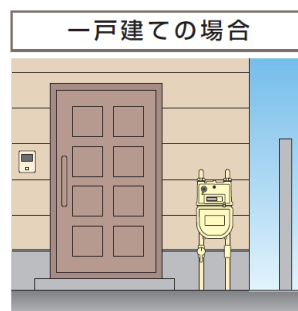
- 詳しい復帰方法は、ガスメーター備え付けの説明書をご覧ください。
- 3分以上点滅が続くときは、ガス器具の止め忘れがないかを再確認し、やり直してください。
- 復帰方法は、東京ガスのホームページやSNSにて動画でもご案内しております。
- 正常に復帰しないときは、東京ガスお客さまセンターまでご連絡ください。
- 復帰後は、給気筒や排気筒の外れなどガス機器に異常がないかを確認し、換気をした上で、ご使用を再開してください。

【ガスメーターの主な設置場所例（家庭用）】



玄関脇や共用廊下のメーターボックス内

外に複数並列設置



屋外・玄関付近の外壁

ガスメーターの復帰について

東京ガス お客さまセンター ☎ **0570-002211** (ナビダイヤル)
 ナビダイヤルをご使用になれない場合: **03-3344-9100** (IP電話・海外からのご利用など)

ガス臭いときは

東京ガス ガス漏れ専用電話 ☎ **0570-002299** (ナビダイヤル)
 ナビダイヤルをご使用になれない場合: **03-6735-8899** (IP電話・海外からのご利用など)

※ 携帯電話の場合、基本使用料に含まれる無料通話分や通信料割引サービス(定額通話制度等も含む)の適用対象外(有料)となります。ご契約いただいている通信会社の規約をご確認の上お掛けいただく番号をお選びください。

資料第 69 「地震・災害時のガス供給状況の確認方法について」 (本文IV-39 頁)

地震・災害時のガス供給状況の確認方法について

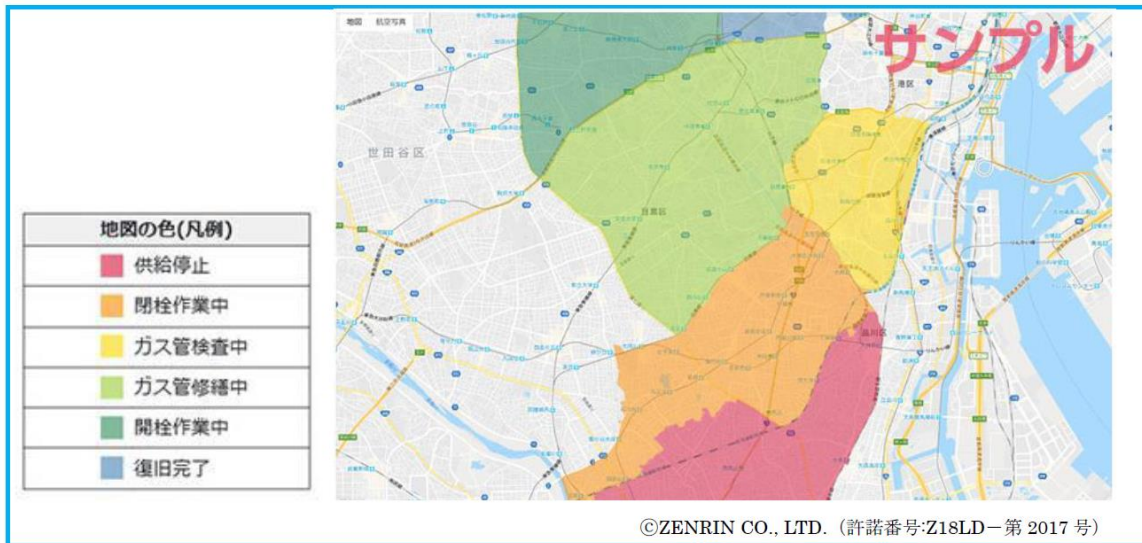
復旧マイマップ

供給停止を伴う大規模な地震が発生した際に、下記のページ (URL) でお知らせします。

主な機能としては、①ガスの供給停止状況や復旧進捗状況を「供給停止」「閉栓作業中」「ガス管検査中」「ガス管修繕中」「開栓作業中」「復旧完了」の6区分に色分けして表示します。また、お客さまがお住いの地域の地番単位まで地図を拡大表示出来ます。

(URL) <https://fmap.tokyo-gas.co.jp/>

【イメージ】



【イメージ】



内に住所をご入力いただくことでご指定の地域の地図を表示することができます。

資料第 70 「土砂災害警戒区域等内における要配慮者利用施設」

(本文 V-9 頁)

| NO. | 施設名 | 住所 | 備考 |
|-----|---------------------|-----------------|-------|
| 1 | こども学園 | 東大和市奈良橋 2-409 | K-031 |
| 2 | 狭山ヶ丘幼稚園 | 東大和市高木 1-87-1 | K-039 |
| 3 | 谷里保育園 | 東大和市狭山 3-1349-4 | K-048 |
| 4 | 大和八幡幼稚園 (※駐車場のみ) | 東大和市奈良橋 1-258 | K-023 |

資料第 71 「東大和市職員水防対策規程」(平成 2 年 11 月 14 日訓令第 25 号)
(本文 V-18 頁)

東大和市職員水防対策規程(昭和 6 1 年訓令第 3 1 号)の全部を改正する。

(趣旨)

第 1 条 この規程は、東大和市の区域内において、暴風、強風、大雨、大雪、洪水等による災害(以下「水災等」という。)が発生するおそれがある場合又は発生した場合の職員による水災等の防止活動及び応急処理活動(以下「水防活動」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(水防本部の設置及び廃止)

第 2 条 市長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、部(東大和市議会事務局設置条例(昭和 3 9 年条例第 3 3 号)第 1 条に規定する事務局、東大和市組織条例(昭和 5 4 年条例第 1 号)第 1 条に規定する部及び東大和市教育委員会事務局処務規則(昭和 4 2 年教委規則第 2 号)第 2 条に規定する部をいう。以下同じ。)での対応が困難なときは、水防本部を設置する。

(1) 気象業務法(昭和 2 7 年法律第 1 6 5 号。以下「法」という。)第 1 3 条の規定により、強風、大雨、大雪、洪水等の注意報が東大和市に発表され、かつ、災害の発生が予想されるとき。

(2) 法第 1 3 条の規定により、暴風、大雨、大雪、洪水等の警報が東大和市に発表されたとき。

(3) 法第 1 3 条の 2 第 1 項の規定により、暴風、大雨、大雪等の特別警報が東大和市に発表されたとき。

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が水災等の発生するおそれがあると認めたとき、又は水災等が発生したとき。

2 市長は、東大和市災害対策本部条例(昭和 3 9 年条例第 2 4 号)第 1 条に規定する東大和市災害対策本部が設置されたとき、水災等のおそれが解消したと認めたとき、又は水防活動がおおむね完了したと認めたときは、水防本部を廃止する。

(水防本部の組織)

第 3 条 水防本部の組織は、別表第 1 に掲げるとおりとする。

(本部長及び副本部長)

第 4 条 水防本部に水防本部長(以下「本部長」という。)及び水防副本部長(以下「副本部長」という。)を置き、本部長には総務部長を、副本部長には都市建設部長及び環境部長をもって充てる。

2 本部長は、水防本部の事務を統括し、水防本部の職員を指揮監督する。

3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 本部長及び副本部長は、次に掲げる事項について水防本部の基本方針を審議策定する。

(1) 水防配備態勢に関すること。

(2) 重要な水災等の情報の収集及び伝達に関すること。

(3) 避難勧告等の発令の進言に関すること。

(4) 前各号に掲げるもののほか、重要な水災等の対策に関すること。

5 第 3 項の規定により副本部長が本部長の職務を代理する場合は、都市建設部長である副本

部長、環境部長である副本部長の順序による。

(班の設置等)

第5条 水防本部のもとに水防活動を行うための班を設置し、その職務は、別表第2に掲げるとおりとする。

2 班員は、別表第3に掲げる配備職員(次項に規定する職員を除く。)をもって充て、班員の任務分担及び班編成は、本部長が決める。

3 別表第3第1配備の項に規定するその他の本部長が必要と認める職員は、本部長の指揮のもとに行動するものとする。

(配備態勢)

第6条 水防配備態勢は、別表第3に掲げるとおりとする。

(補則)

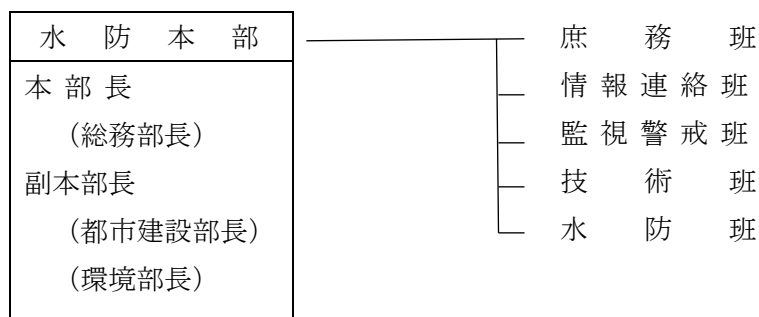
第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和2年2月7日から施行する。

別表第1(第3条関係)

水防本部組織



別表第2（第5条関係）

班の職務内容

| 班名 | 職務内容 |
|-------|---|
| 庶務班 | <ol style="list-style-type: none"> 1 各班の連絡調整に関する事。 2 関係機関の出動の要請に関する事。 3 水防資器材の購入、管理及び受払並びに車両等の調達に関する事。 4 他の班に属さない事。 |
| 情報連絡班 | <ol style="list-style-type: none"> 1 東京都及び関係機関との情報連絡に関する事。 2 雨量、風向及び風速の観測並びに記録及び整理に関する事。 3 気象情報の連絡に関する事。 4 河川、橋りょう、道路、下水道施設、低地における住宅地、崖及び擁壁地（以下「危険箇所」という。）の情報収集及び記録に関する事。 |
| 監視警戒班 | 危険箇所の巡視及び監視警戒に関する事。 |
| 技術班 | <ol style="list-style-type: none"> 1 水防作業の技術援助及び指導に関する事。 2 水防実施状況の調査及び報告に関する事。 3 建設中の公共施設における被災状況の情報収集に関する事。 |
| 水防班 | 危険箇所の事態に即応した応急対策の実施に関する事。 |

別表第3（第6条関係）

水防配備態勢

| 種別 | 配備職員 |
|------|--|
| 第1配備 | <ol style="list-style-type: none"> 1 総務部（選挙管理委員会事務局及び監査委員事務局を含む。以下同じ。）、都市建設部及び環境部の部長及び課長の職並びにこれらに相当する職にある職員 2 第2条第1項に定める対応が困難な部の職員 3 防災安全課の職員 4 都市計画課計画調整係長の職にある職員 5 土木課管理係長の職にある職員 6 水災等の状況により本部長が必要と認めるときは、これらの職員の応援に当たる職員その他の本部長が必要と認める職員 |
| 第2配備 | <ol style="list-style-type: none"> 1 第1配備の職員 2 総務部の職員 3 都市建設部及び環境部の係長の職並びにこれに相当する職にある職員 |
| 第3配備 | <ol style="list-style-type: none"> 1 第2配備の職員 2 都市建設部及び環境部の職員 3 第1配備及び第2配備に掲げる部以外の部における、部長及び課長の職（会計管理者及び会計管理者の補助組織の課長の職を含む。）並びにこれらに相当する職にある職員 |

<速報版>

水防活動報告表

| | | | | | |
|-------------------|---------------|------------|-----|-------------------|-----------|
| 水防管理団体 | | | | 年 月 日 時 現在 | |
| 担当部所連絡先 | 部 | 課 | Tel | 報告者 | |
| | | 係 | Fax | | |
| 水防活動実施箇所 | 川 左 岸 地先 右 | | | | |
| 地名・住所 | | 区 市 町 村 | | | |
| 活動日時 | 自 | 月 | 日 | 時 | ～ 至 月 日 時 |
| 出勤人員 | 職 員 | | 消防団 | | その他 |
| | 人 | | 人 | | 人 |
| 水防活動の概況および工法 | 工 法 | | | | |
| | 延 長 | | m | | |
| 使用 資 器 材 | 品 名 | 単 位 | 数 量 | 水位の 状 況 | |
| | | | | | |
| | | | | 水防関係者の 死 傷 状 況 | |
| 通 信 欄 | | | | | |

注1. この報告書は水防活動箇所毎に作成すること。(内水に関する活動も含む)

注2. 水防活動終了後3日以内に建設事務所にFAXで提出すること。追って、図面および活動状況を示す写真等を送付すること。

注3. 俵、かます、布袋類、たたみ、むしろ、なわ、竹、生木、丸太、杭、板類、鉄線、釘、かすがい、蛇籠、置石、及び土砂を使用したときは、各々の数量を明記すること。

別記様式 1

被 害 報 告 表

| | | | | | | | |
|-----------------------|------------------|-------------------|-----------|---------------|------------------|-----------|-----|
| 都道府県名 | | 県等コード | | 報告者 | | 年 月 日 時現在 | |
| | | 緯 度 | | 緯 度 | | 調査率 | % |
| 異常気象名 | | 災害発生日 | | 自 月 日 : 至 月 日 | | | |
| 気 象 デ ー タ | 市 町 村 名 (観測所) | 連続雨量最大: (観測所) | | | 被災中心地: (観測所) | | |
| | 連続雨量 | mm | 日 時~ | 日 時 | mm | 日 時~ | 日 時 |
| | 最大日雨量 | mm | 日 時~ | 日 時 | mm | 日 時~ | 日 時 |
| | 最大時間雨量 | mm | 日 時~ | 日 時 | mm | 日 時~ | 日 時 |
| | 最大平均風速 | m/時 | 日 時 分~ | 時 分 | m/時 | 日 時 分~ | 時 分 |
| | そ の 他 | | | | | | |
| 工 種 | 都 道 府 県 工 事 | | 市 町 村 工 事 | | 計 | | |
| | 箇所数 | 金額 (千円) | 箇所数 | 金額 (千円) | 箇所数 | 金額 (千円) | |
| 河 川 | | | | | | | |
| 海岸 (港灣にかかるとの) | | | | | | | |
| 海岸 (その他) | | | | | | | |
| 砂 防 設 備 | | | | | | | |
| 地すべり防止施設 | | | | | | | |
| 急傾斜地崩壊防止施設 | | | | | | | |
| 道 路 | | | | | | | |
| 橋 梁 | | | | | | | |
| 港 灣 | | | | | | | |
| 下 水 道 | | | | | | | |
| 公 園 | | | | | | | |
| 計 | | | | | | | |

都様式 - 3

文 書 番 号
年 月 日

東京都知事 殿
(建設局長)

市 町 村 長 氏 名
(建設事務所長)

災 害 報 告 書

年 月 日から 月 日までの(異常気象名)により公共土木施設に下記のとおり
災害が発生したので報告します。

記

- 1、災害報告内容 : 別添被害報告表のとおり
- 2、災害箇所 : 別添案内図のとおり
- 3、気象資料 : 別添気象資料のとおり
- 4、災害状況 : 別添状況写真のとおり

連絡先

担当部所
T E L

資料第 75 「公用負担権限委任証明書」(水防法第 28 条)

(本文 V-27 頁)

| | |
|--|-------|
| 公用負担権限委任証明書 | |
| 身 分 | 氏 名 |
| 上の者に〇〇区域における水防法第 28 条第 1 項の権限行使を委任したことを証明する。 | |
| 年 月 日 | |
| 水 防 管 理 者 | |
| | 氏 名 印 |
| (又は消防機関の長) | |

資料第 76 「公用負担命令票」(水防法第 28 条)

(本文 V-27 頁)

| 番 号 | | | | |
|------------------------------------|-----|------------------|-----|-----|
| 公用負担命令票 | | | | |
| 住 所 | | | | |
| 負担者氏名 | | | | |
| 物 件 | 数 量 | 負担内容 (使用、収用、処分等) | 期 間 | 適 用 |
| | | | | |
| 水防法第 28 条の規定により右物件を収用 (使用又は処分) する。 | | | | |
| 年 月 日 | | | | |
| 水 防 管 理 者 氏 名 印 | | | | |
| (又は消防機関の長) | | | | |
| 事 務 取 扱 者 氏 名 印 | | | | |